

大学機関別認証評価

自己評価書



平成19年6月

信州大学



## 目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
	基準1 大学の目的	4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	10
	基準3 教員及び教育支援者	21
	基準4 学生の受入	31
	基準5 教育内容及び方法	45
	基準6 教育の成果	87
	基準7 学生支援等	99
	基準8 施設・設備	113
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	119
	基準10 財務	125
	基準11 管理運営	132



## I 大学の現況及び特徴

### 1 現況

(1) 大学名 信州大学

(2) 所在地 長野県松本市

(3) 学部等の構成

学部: 人文学部, 教育学部, 経済学部, 理学部, 医学部, 工学部, 農学部, 繊維学部

研究科: 人文科学研究科, 教育学研究科, 経済・社会政策科学研究科, 工学系研究科, 農学研究科, 医学系研究科, 総合工学系研究科, 法曹法務研究科

関連施設: 全学教育機構, 健康安全センター, 総合情報処理センター, 地域共同研究センター, 国際交流センター, ヒト環境科学研究支援センター, 山岳科学総合研究所, サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー, カーボン科学研究所, アドミッションセンター, 学生総合支援センター, キャリア・サポートセンター, イノベーション研究・支援センター, 産学官連携推進本部

(4) 学生数及び教員数(平成19年5月1日現在)

学生数: 学部 9, 377名, 大学院 2, 295名

専任教員数: 1, 022名

助手数: 13名

### 2 特徴

(1) 分散キャンパスを活かした地域密着型総合大学

本学は8学部・8研究科を持つ総合大学である。本部を松本市に置くが、キャンパスは松本市, 長野市, 南箕輪村, 上田市の長野県内4地域5キャンパスに分散し、県内の他地域にも多くの教育研究施設を有している。県内の広範な地域にキャンパスが分散していることを活用し、地域尊重・自然環境の保全・多様な文化と思想の共存・自立した個性・人類の幸福という五つの理念に基づき、教育研究のプロジェクトや産学官の研究協力体制、各種研究機関を設置し、相互の連携を密にした教育研究体制を構築している。

(2) 教養教育及び基礎教育重視の体制確立

幅広い教養と基礎力に裏打ちされた課題探求能力や豊かな人間性及び国際性を身に付けた人材の育成プログラムを確実に展開させるために、平成18年度に49名の専任教員から成る全学教育機構を発足させた。それにより、新入生が全員一堂に会し、様々な学問分野をクロスさせながら学び、基礎力・人間力を身に付けるための教育プログラムがより充実した。

(3) 情報通信技術(ICT)を活用した人材の育成

e-Learningは、IT大学・大学院で多くの実績を積み、教育

の質保証にも活用している。また、「授業のリアルタイム配信」、「ビデオ撮りした教材のオンデマンド利用」、「モジュール化 e-Learning 教材」等、ICT を最大限有効活用した学習支援にも取り組んでいる。平成18年度に日本最初の大学専用テレビ「信州大学テレビ」を開設し、マスメディアを活用した実践教育の展開を図っている。

(4) 環境マインドを持つ人材の養成

本学工学部が平成13年度に国立大学として初めて国際環境規格ISO 14001の認証を取得したことを契機に「信州大学環境方針」を定め、全学部が「環境マインドを持つ人材養成とエコキャンパスの構築」を目指した活動を展開している。その過程で、「環境マインドを持つ人材の養成」プログラムが、文部科学省・特色ある大学教育支援プログラム(平成16年度-19年度)に採択され、工学部は第15回地球環境大賞を受賞した。すでに4つのキャンパスが国際環境規格ISO 14001の認証を取得し、松本キャンパスが本年度認証の申請を行う。

(5) 研究活動と社会貢献

1) 重点研究領域を核とした研究の推進

重点7研究領域を定め、それを核に「学術研究戦略」を策定した。その顕著な成果として次のことが挙げられる。21世紀COEプログラムでは「先進ファイバー工学研究教育拠点」が採択され、新しいバイオスチール製造法の開発、感性システムの構築等により、平成17年度の中間評価において最高ランクAの評価を受けた。知的クラスター創成事業「長野・上田スマートデバイスクラスター」では全国12地域の1つに採択され、研究ポテンシャルや産学連携活動の活発化により、平成17年度の中間評価で全国トップの評価を受けた。平成17年度経済産業省「健康サービス産業創出支援事業」では「熟年体育大学」が採択され、松本市と連携しながら地域住民の健康増進・予防医療に多大な貢献をしている。また、長野市、松本市、セイコーエプソン(株)を始めとした産・官との連携協定を締結する等、活発な産学官連携活動も行っている。

2) 山と人間との関わりに関する総合的な研究の推進

山岳科学総合研究所は諏訪湖と木崎湖に加え、平成19年に北アルプス地域の自然環境を研究する拠点として上高地に教育研究施設を設置。これらを主拠点にして、山岳環境の様々な要因による変化と人間の営みとの関係を総合的に研究し、自然環境の再生・保全・活用及び防災等の教育研究活動を行い、その成果を社会に還元している。

## II 目的

### 本学の理念

信州の豊かな自然、その歴史と文化、人々の営みを大切にします。

その知的資産と活動を通じて、自然環境の保全、人々の福祉向上、産業の育成と活性化に奉仕します。

世界の多様な文化・思想の交わる場所であり、それらを理解し受け入れ共に生きる若者を育てます。

自立した個性を大切にします。

本学で学び、研究する我々は、その成果を人々の幸福に役立て、人々を傷つけるためには使いません。

### 本学の目標

#### (教育)

かけがえのない自然を愛し、人類文化・思想の多様性を受容し、豊かなコミュニケーション能力を持つ教養人であり、自ら具体的な課題を見出しその解決に果敢に挑戦する精神と高度の専門知識・能力を備えた個性を育てます。

#### (研究)

人類の知のフロンティアを切り拓き、自然との共存のもとに人類社会の持続的発展を目指した独創的研究を推進し、その成果を地域と世界に発信し、若い才能を引きつける研究環境を築きます。

#### (地域貢献)

信州の自然環境の保全、歴史と文化・伝統の継承・発展、人々の教育・福祉の向上と産業発展の具体的な課題に貢献するため、大学を人々に開放し関連各界との緊密な連携・協力を進めます。

#### (国際交流)

諸外国から学生・研究者を積極的に受け入れ、世界に開かれた大学とし、信州の国際交流の大きい推進力となります。

### 第一期中期目標期間における重点目標

#### (1) 教育に関する重点目標

教養教育及び専門教育の質的充実を目指し、グローバルな視野・国際感覚と豊かな感受性、課題解決能力を備えた人材の養成を行う。学部教育を基礎として大学院修士課程及び博士課程においては、高度専門職業人養成のための体制整備や教育プログラムの拡大を図り、重点的研究分野においては21世紀のフロンティアを切り開く研究者を養成する。

#### (2) 研究に関する重点目標

先端的、独創的研究を推進し、研究面における全国的、世界的拠点の形成を目指した体制の整備を図るとともに、研究成果の向上と活用・還元に努める。また、研究・教育基盤の充実に資するため、共同利用施設の整備・充実を図る。

#### (3) 地域貢献に関する重点目標

地域貢献を組織的に推進する体制を強化し、行政、企業、住民との連携・協力のもと、地域の産業創出と活性化、医療水準と福祉の向上、新しい地域文化の創出等、多様なニーズに積極的に取り組む。

#### (4) 国際交流に関する重点目標

国際交流を組織的に推進する体制を整備し、信州大学の中・長期的国際戦略の策定を行うとともに、教育・研究面における特色ある国際交流の推進を図る。

#### (5) 管理運営に関する重点目標

改善報告機能を有する点検・評価体制の構築により、理念と目標の達成を目指す計画の策定から、実施、評価、改革へと至る一連のサイクルを、大学運営の根幹部分に組み込み定着させる。これにより、中期目標の達成状況を点検しながら、時代や社会の要請に照らし合わせ、目標・計画の妥当性を絶えず検証していく。

## 1 教育に関する目標

### (1) 教育の成果に関する目標

#### 学士課程

- ・広く深い教養に支えられ、批判力・洞察力を備えた人間性豊かな人格を涵養する。
- ・専門教育での実りある学習成果を確保し、十分な基礎学力を着実に身につけ、総合的視野と高い能力を備えた人材を養成する。

#### 大学院課程

- ・大学院課程では、幅広い知識と視野を備えた人材養成を目指した学部教育に立脚して、各研究科の目標に沿った多様な諸分野の高度専門職業人及び先端的研究を推進する有為な人材を養成する。

### (2) 教育内容等に関する目標

- ・アドミッション・ポリシーを明確にして公表し、これに基づいた学生受入方策を適切に講じる。
- ・教育理念及び教育目標に即したカリキュラムを編成する。
- ・学習意欲を高めるための諸方策を検討し、その実現に必要な体制整備を行う。
- ・公正で厳格な成績評価方法を検討し、それを実現するシステムを構築する。

### (3) 教育の実施体制等に関する目標

- ・教職員の適切な配置を有機的かつ機動的に実現する。
- ・広く国の内外から最適な人材を登用する。
- ・全国のモデルケースとなるような、分散型キャンパスに適合する教育インフラストラクチャの整備を図る。
- ・教育活動に対する適正な評価と改善を実現するためのシステムを構築する。
- ・教育改善を実現するための諸方策を検討し、実施する。
- ・単位互換等による共同教育を推進する。
- ・学士課程から大学院課程に至るまでの教育体制・教育組織の見直しを行う。

### (4) 学生への支援に関する目標

- ・教育・生活指導全般について、学生支援体制を整備する。
- ・多様化する学生ニーズに対応した、きめ細かな修学指導を行う。
- ・学生の自主的活動を人間的成長を促す活動として捉え、積極的に支援する。
- ・学生の自主的活動を教育的観点から積極的に支援する。
- ・学生が抱える様々な悩みや相談事等の窓口を全学的に整備する。
- ・学生及び教職員の心身の健康の保持増進を図る体制を拡充・整備する。
- ・学生の職業意識の形成や就職指導等に必要な体制を拡充・整備する。
- ・学生の経済的支援体制の充実に努める。
- ・社会人学生を積極的に受け入れる学習環境を整備する。
- ・留学生に対する修学上・生活上等の相談指導体制を充実・整備する。

### Ⅲ 基準ごとの自己評価

#### 基準 1 大学の目的

##### (1) 観点ごとの分析

観点 1-1-1： 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

##### 【観点到る状況】

大学の目的は、資料 1-A のとおり信州大学学則（昭和 31 年制定）及び大学院学則（昭和 40 年制定）に定められている。また、この目的を踏まえ、これまでの大学改革を総括し、平成 13 年度に教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や養成する人材像を含めた、達成する基本的な成果を示した理念と目標を制定している（資料 1-B 参照）。そして、その理念・目標を実現するために、平成 16 年の国立大学法人信州大学の発足に際して、第一期中期目標期間の重点目標を設定している。（資料 1-C 参照）

さらに、大学の目的及び理念と目標のもとでそれらをより明確にするため各学部等において具体的な活動方針として目的を学部規程及び研究科規程に定め（別添資料 1-1-1-6 参照）、理念と目標を制定している（別添資料 1-1-1-7 参照）。

##### 資料 1-A 「信州大学学則及び大学院学則（抜粋）」

<p>信州大学学則 第 1 章 総則 (目的) 第 1 条 信州大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。  (出典 国立大学法人信州大学学則（別添資料 1-1-1-1）の該当箇所)</p> <p>信州大学大学院学則 第 1 章 総則 (目的) 第 1 条 信州大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 2 本大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。 (課程) 第 4 条 2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うものとする 3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。 第 4 条の 2 2 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。 3 法曹法務研究科に置く専門職学位課程は、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする法科大学院とする。  (出典 国立大学法人信州大学大学院学則（別添資料 1-1-1-2）の該当箇所)</p>
--

## 資料 1-B 「信州大学の理念と目標」

## 理 念

信州大学は、信州の豊かな自然、その歴史と文化、人々の営みを大切にします。  
 信州大学は、その知的資産と活動を通じて、自然環境の保全、人々の福祉向上、産業の育成と活性化に奉仕します。  
 信州大学は、世界の多様な文化・思想の交わる場所であり、それらを理解し受け入れ共に生きる若者を育てます。  
 信州大学は、自立した個性を大切にします。  
 信州大学で学び、研究する我々は、その成果を人々の幸福に役立て、人々を傷つけるためには使いません。

## 目 標

信州大学は、その存立の理念に基づき、教育・研究・地域貢献・国際交流において次の目標を掲げます。

## (教育)

かけがえのない自然を愛し、人類文化・思想の多様性を受容し、豊かなコミュニケーション能力を持つ教養人であり、自ら具体的な課題を見出しその解決に果敢に挑戦する精神と高度の専門知識・能力を備えた個性を育てます。

## (研究)

人類の知のフロンティアを切り拓き、自然との共存のもとに人類社会の持続的発展を目指した独創的研究を推進し、その成果を地域と世界に発信し、若い才能を引きつける研究環境を築きます。

## (地域貢献)

信州の自然環境の保全、歴史と文化・伝統の継承・発展、人々の教育・福祉の向上と産業発展の具体的課題に貢献するため、大学を人々に開放し関連各界との緊密な連携・協力を進めます。

## (国際交流)

諸外国から学生・研究者を積極的に受け入れ、世界に開かれた大学とし、信州の国際交流の大きい推進力となります。

(出典 信州大学ホームページ(別添資料 1-1-1-3),

国立大学法人信州大学 2007-2008(別添資料 1-1-1-4)等の該当箇所)

## 資料 1-C 「第一期中期目標期間における重点目標」

信州大学は、信州の豊かな自然と文化の中で、優れた教育研究を達成することによって、自然環境の保全、人々の健康と福祉の向上、産業の育成と活性化、新しい文化の創造など、大学に求められている社会的使命を果たすことを理念として掲げ、この理念のもとに、教育、研究、地域貢献、国際交流の4分野について、基本目標を設定している。この理念・目標を実現するために、第一期中期目標期間においては、以下の項目を重点目標として設定する。

## (1) 教育に関する重点目標

教養教育及び専門教育の質的充実を目指し、グローバルな視野・国際感覚と豊かな感受性、課題解決能力を備えた人材の養成を行う。学部教育を基礎として大学院修士課程及び博士課程においては、高度専門職業人養成のための体制整備や教育プログラムの拡大を図り、重点的研究分野においては21世紀のフロンティアを切り開く研究者を養成する。

## (2) 研究に関する重点目標

先端的、独創的研究を推進し、研究面における全国的、世界的拠点の形成を目指した体制の整備を図るとともに、研究成果の向上と活用・還元に努める。また、研究・教育基盤の充実に資するため、共同利用施設の整備・充実を図る。

## (3) 地域貢献に関する重点目標

地域貢献を組織的に推進する体制を強化し、行政、企業、住民との連携・協力のもと、地域の産業創出と活性化、医療水準と福祉の向上、新しい地域文化の創出など、多様なニーズに積極的に取り組む。

## (4) 国際交流に関する重点目標

国際交流を組織的に推進する体制を整備し、信州大学の中・長期的国際戦略の策定を行うとともに、教育・研究面における特色ある国際交流の推進を図る。

## (5) 管理運営に関する重点目標

改善勧告機能を有する点検・評価体制の構築により、理念と目標の達成を目指す計画の策定から、実施、評価、改革へと至る一連のサイクルを、大学運営の根幹部分に組み込み定着させる。これにより、中期目標の達成状況を点検しながら、時代や社会の要請に照らし合わせ、目標・計画の妥当性を絶えず検証していく。

(出典 信州大学中期目標・中期計画(別添資料 1-1-1-5)の該当箇所)

また、本学の理念・目標を表現し、学内外にアピールするとともに、大学のブランドイメージの統一を図るために、シンボルマーク(学章)及びスクールカラーを広く一般公募し、信州大学の頭文字「S」と信州の天空を雄々しく舞う鳥をモチーフにした、本学の理念、目標の柱である「教育」、「研究」、「社会貢献」を3枚の羽で象徴し、それらが一体となった躍動感ある大きな翼は世界(国際社会)へと飛翔していくイメージを表したものに決定し

た。平成 18 年度から使用するとともに商標登録された。(資料 1-D 参照)

資料 1-D 「シンボルマーク HP 画面抜粋」(URL : <http://www.shinshu-u.ac.jp/exam/feature.html#07>)

シンボル



信州大学の頭文字「S」と信州の天空を雄々しく舞う鳥をモチーフにしたシンボルマーク。

3枚の羽は「教育」、「研究」、「社会貢献」を象徴し、それらが一体となった躍動感ある大きな翼は世界(国際社会)へと飛翔していくイメージを表します。そこには同時に「自然」「社会」「個人」が一体となって未来社会に羽ばたくことも重ねられます。配色の明緑から濃緑へと変化する3色の緑には生命力溢れる信州の自然を反映させ、学生の成長と大学の発展への願いが込められています。

「信州大学シンボルマーク(学章)」は、平成18年9月1日付けで特許庁による商標登録証が発行され、商標登録されました。

登録第4984139号

指定商品(役務)区分:第41類(大学における教授 他)、第44類(医業、歯科医業 他)

 [信州大学VIプロジェクト](#)

 [信州大学シンボルマークの使用について\(学内限定\)](#)

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学では、学則等に定めた目的を踏まえて理念と目標を定め、これらを具体的に実現するために各学部等において活動方針として目的及び理念と目標を定めている。大学の理念・目標を表現したシンボルマークを定める等大学として目的を的確に定めていると判断する。

#### 別添資料

- 1-1-1-1 「信州大学学則」
- 1-1-1-2 「信州大学大学院学則」
- 1-1-1-3 「ホームページ抜粋 (<http://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/index.html>)」
- 1-1-1-4 「国立大学法人信州大学 2007-2008」(p.3)
- 1-1-1-5 「信州大学中期目標中期計画」
- 1-1-1-6 「各学部規程及び研究科規程の目的抜粋」
- 1-1-1-7 「各学部・研究科の理念・目標」

※ 学則、大学院学則、学部規程、研究科規程等を含めた規程集はホームページに掲載されている。

([http://oasis.shinshu-u.ac.jp/shinshu\\_kitei.nsf/504ca249c786e20f85256284006da7ab?OpenView](http://oasis.shinshu-u.ac.jp/shinshu_kitei.nsf/504ca249c786e20f85256284006da7ab?OpenView))

観点 1-1-2 : 目的が、学校教育法第 52 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

#### 【観点に係る状況】

本学の目的は、前掲資料 1-A のとおり学則に定めており、具体的な基本方針として前掲資料 1-B, C 及び

別添資料1-1-1-6, -7のとおり本学の理念と目標及び各学部の目的及び理念と目標として掲げている。

**【分析結果とその根拠理由】**

本学の目的は、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的を基礎としたものであり、両者の整合性は図られている。また、本学及び各学部の理念と目標は、大学の設置目的を踏まえ、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授・研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることに対応していることから学校教育法の定めに外れるものではないと判断する。

**観点1-1-3： 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第65条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。**

**【観点に係る状況】**

本学大学院の目的は、前掲資料1-Aのとおり大学院学則に定めており、具体的な基本方針として前掲資料1-B, -C及び別添資料1-1-1-6, -7のとおり本学の理念と目標及び各研究科の目的及び理念と目標として掲げている。

**【分析結果とその根拠理由】**

本学大学院の目的は、学校教育法第65条に規定された、大学院に求められる目的を基礎としたものであり、両者の整合性は図られている。本学の理念と目標及び各研究科の目的、理念と目標は、大学院の設置目的を踏まえ、学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することに対応していることから学校教育法の定めに外れるものではないと判断する。

**観点1-2-1： 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。**

**【観点に係る状況】**

本学の理念と目標は、「大学ホームページ（別添資料1-1-1-3参照）」、「国立大学法人信州大学2007-2008（別添資料1-1-1-4参照）」、「信州大学2007（冊子1,表紙裏面）」、「2007 学生生活案内（冊子2, p.1）」、「ポスター（理念と目標及び教職員行動規範を掲載）（別添資料1-2-1-1参照）」に掲載している。

本学の教職員へは、ホームページでの公開、「国立大学法人信州大学2007-2008」の配布、ポスターの掲示板、執務室等への掲示、4月に実施している新任教職員研修での担当理事による講義（別添資料1-2-1-2参照）等を行い、学生へは、大学ホームページでの公開、新入生ガイダンスにおいて「2007 学生生活案内」を配付・説明を行っている。

また、各学部・研究科や共通教育の理念、目標や目的は、別添資料1-2-1-3のとおり掲載等がなされ、ホームページでの公開、印刷物の配付、教授会やガイダンスで教職員や学生に対する説明を行っている。

**【分析結果とその根拠理由】**

本学及び学部、研究科の目的や理念・目標をホームページに掲載しており、教職員に対しては、信州大学概要、

学部・研究科の概要、学生便覧等の配布やポスターの掲示板、執務室等への掲示、新任教職員研修での講義等により行い、学生に対しては、それらの資料を用いた各種ガイダンスの際に説明を行うことを通じて周知を行っており、目的等が、大学の構成員に周知されていると判断する。

#### 別添資料

- 1-2-1-1 「ポスター」
- 1-2-1-2 「初任教職員研修資料」
- 1-2-1-3 「各学部、研究科の理念・目標掲載刊行物等一覧」

#### 観点 1-2-2： 目的が、社会に広く公表されているか。

##### 【観点に係る状況】

本学及び学部、研究科の目的や理念・目標は、ホームページに掲載することによって、社会に対して公表している。また、「国立大学法人信州大学 2007-2008」の関係機関（文部科学省、他大学、他図書館等）への配付や「信州大学 2007」、「平成 19 年度入試案内（冊子 3）」、「平成 19 年度学生募集要項（冊子 4）」や学部案内等を県下の高等学校を中心に配布するとともに、毎年実施しているオープンキャンパスや学部説明会等の参加者に対して配布・説明を行っている。

##### 【分析結果とその根拠理由】

本学及び学部、研究科の目的や理念・目標のホームページへの掲載、信州大学概要、学部・研究科の概要、入試案内等の配布やオープンキャンパスや学部説明会等の参加者に対する配布・説明により社会に広く公表していると判断する。

#### (2) 優れた点及び改善を要する点

##### 【優れた点】

- ・本学の理念・目標を学内外にアピールするとともに、大学のブランドイメージの統一を図るために、シンボルマーク（学章）及びスクールカラーを広く一般公募し、信州大学の頭文字「S」と信州の大空を雄々しく舞う鳥をモチーフにした、本学の理念、目標の柱である「教育」、「研究」、「社会貢献」を3枚の羽で象徴し、それらが一体となった躍動感ある大きな翼は世界（国際社会）へと飛翔していくイメージを表したものに決定した。平成18年度から使用するとともに商標登録された。

##### 【改善を要する点】

該当なし

#### (3) 基準 1 の自己評価の概要

本学の目的は、学則及び大学院学則に定めており、この目的を踏まえ平成 13 年度に教育研究活動を行うに当た

っての基本的な方針や養成する人材像等を示した理念と目標を制定し、それらをより明確にするため各学部等において具体的な活動方針として理念と目標を制定している。また、大学の理念・目標を表現したシンボルマークを定めた。

本学及び各学部の理念と目標は、大学の設置目的を踏まえ、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授・研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることに対応していることから学校教育法の定めを外れるものではない。

本学及び学部、研究科の目的や理念・目標をホームページに掲載することにより、構成員への周知と社会に対する公表を行っている。また、教職員に対しては、理念・目標が掲載されている刊行物の配布やポスターの掲示等による周知を、学生に対しては、それらの刊行物を用いた各種ガイダンスの際に説明を行うことを通じて周知を図っている。社会に対しては、刊行物等の配布やオープンキャンパスや学部説明会等の参加者に対する配布・説明により広く公表している。

基準2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点2-1-1： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到る状況】

本学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授・研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的（基準1 資料1-A参照）として、資料2-Aのとおり人文学部、教育学部、経済学部、理学部、医学部、工学部、農学部及び繊維学部の8学部で構成（前掲 別添資料1-1-1-1 信州大学学則」第4条参照）されている。各学部は、資料に示す学科・課程を構成（前掲 別添資料1-1-1-1 「信州大学学則」第9条参照）し教育研究活動を行い、大学の目的の実現に努めている。

資料2-A 「学部・学科等の状況」

学部	学 科	教育研究目的	
人文学部	人間情報学科	人文科学及びこれに関する専門分野の教育，研究を行う。	
	文化コミュニケーション学科		
教育学部	学校教員養成課程	学校教育等に関する専門家を養成するための学芸及びこれに関連する分野の教育，研究を行う。	
	養護教員養成課程		
	生涯スポーツ課程		
	教育カウンセリング課程		
経済学部	経済学科	経済学及びこれに関する専門分野の教育，研究を行う。	
	経済システム法学科		
理学部	数理・自然情報科学科	自然科学に関する教育を通して，個性豊かな人材を養成するとともに，専門分野に係る学術の研究を行う。	
	物理科学科		
	化学科		
	地質科学科		
	生物科学科		
	物質循環学科		
医学部	医学科	医学及び医療に関する分野の高度な研究を行うとともに，豊かな人間性と広い学問的視野を持ち，柔軟な思考力及び洞察力並びに問題を自発的に発見し解決する能力を身につけた医師及び医学研究者並びに医療技術者及び医療研究者を育成し，医学及び医療研究並びに医療活動による国際貢献を果たし，地域医療の発展に寄与する。	
	保健学科		看護学専攻
			検査技術科学専攻
			理学療法学専攻
			作業療法学専攻
工学部	機械システム工学科	総合的判断力を持ち，個性豊かで，研究開発能力に優れた人材を養成するために，機械システム工学，電気電子工学，社会開発工学，物質工学，情報工学及び環境機能工学並びにこれに関連する専門分野に係る学術の教育研究を推進する。	
	電気電子工学科		
	社会開発工学科		
	物質工学科		
	情報工学科		
	環境機能工学科		
農学部	食料生産科学科	食料生産科学，森林科学及び応用生命科学並びにこれに関連する専門分野の教育，研究を行う。	
	森林科学科		
	応用生命科学科		
繊維学部	応用生物科学科	繊維を含む，理学，工学，医学，農学及びそれらを融合した学際的分野の知識を授け，独創性にあふれ，優れた人格と国際性を持つ人材の育成と専門に係る学術の研究を推進する。	
	繊維システム工学科		
	素材開発化学科		
	機能機械学科		
	精密素材工学科		

	機能高分子学科	
	感性工学科	

※「教育研究目的」は、前掲 別添資料1-1-1-6「各学部規程及び研究科規程の目的抜粋」から抜粋。

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学は8学部28学科4課程で構成された総合大学である。各学部は大学の目標及び社会のニーズに則して、各学問領域ごとに学部・学科が編成され、教育実施体制が整備されていることから、大学の教育・研究の目的を達成する上で適切なものと判断する。

※ 学則，大学院学則，学部規程，研究科規程等を含めた規程集はホームページに掲載

([http://oasis.shinshu-u.ac.jp/shinshu\\_kitei.nsf/504ca249c786e20f85256284006da7ab?OpenView](http://oasis.shinshu-u.ac.jp/shinshu_kitei.nsf/504ca249c786e20f85256284006da7ab?OpenView))

**観点2-1-2： 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。**

#### 【観点に係る状況】

平成18年4月に、共通教育の企画立案・実施に関する責任・権限等を明確にすることを目的とし、共通教育の研究開発・企画実施組織として、「高等教育システムセンター」を改組し、「全学教育機構」を設置した。機構は共通教育の運営等を実施する「共通教育企画実施部」、学生の学習支援その他の修学支援を行う「共通教育修学支援部」、FD等の大学全体の教育開発やe-Learning開発・推進を行う「高等教育システム開発部」、人文学部、理学部、工学部、農学部及び繊維学部の5学部の教職教育に関する業務を行う「教職教育部」があり、49名の専任教員で組織されている。また、各学部との連絡調整をするための会議（全学教育連携会議、連絡調整会議）も整備されている。（別添資料2-1-2-1，-2参照）

全学教育機構発足に向けた準備と平行し、各学部配属予定者により教養教育カリキュラムの改訂作業も進められた。それは『平成18年度からの共通教育カリキュラム』として実施に至っている。体制とカリキュラムの主な改善点は次の通りである。

1. 委員会による運営から独立部局としての全学教育機構に運営・実施体制が変更されたため、授業担当者が企画・運営に直接責任・権限を持つ体制が確立された。
2. 各学部との間で教育内容に関して連携・調整を行う体制が整備された。
3. 必修科目を縮小することにより学生の自主性を尊重する履修制度に変更した。
4. 専門基礎科目群を「基礎科学」として整理し、習熟度別クラスを導入することとした。
5. 講義科目を共通教育の教育目標に従って再編し、そのうち環境教育を必修化した。

#### 【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構の中に共通教育の効果的な実施に必要な企画・運営担当部門が設置され、それを統括し実施に責任を持つ教授会により運営されていることから、適切な体制が整備されていると判断する。

別添資料

2-1-2-1 「信州大学全学教育機構規程」

2-1-2-2 「全学教育機構機構図」

観点 2-1-3： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学は、学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的（基準 1 資料 1-A 参照）として、資料 2-B のとおり 8 大学院を設置（前掲 別添資料 1-1-1-2 「信州大学大学院学則」第 3 条参照）している。

博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とし、医学系研究科、総合工学系研究科の 2 研究科が設置されている。

修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とし、人文科学研究科、教育学研究科、経済・社会政策科学研究科、医学系研究科、工学系研究科、農学研究科の 6 研究科が設置されている。

専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的として、法曹養成のための教育を行う法曹法務研究科が設置されている。

各研究科は、学部の専門教育を基礎に、専門分野の研究能力（課題発見・解決能力）及び高度の専門性を要する職業に必要な能力を目的として専攻を構成（前掲 別添資料 1-1-1-2 「信州大学大学院学則」第 5 条参照）している。

資料 2-B 「研究科・専攻の状況」

研究科	専攻	教育研究目的	
人文科学研究科 (修士課程)	地域文化専攻	文化について広い視野と高い識見をもち、着実にして真摯な研究態度を身につけ、専門的能力と豊かな人間性を備えた高度な職業人の養成を目的とする。	
	言語文化専攻		
教育学研究科 (修士課程)	学校教育専攻	学校教育専修	人間の生成と教育に関する専門的知識・技能を授けることにより、創造性豊かな研究能力と高度な実践的指導力を有する教育研究の中核となる人材を育成するとともに、学校教員をはじめとする各種教育専門職者の再教育により、教育専門職業人の資質の向上に資することを目的とする。
		臨床心理学専修	
	教科教育専攻	国語教育専修	
		社会科教育専修	
		数学教育専修	
		理科教育専修	
		音楽教育専修	
		美術教育専修	
		保健体育専修	
		技術教育専修	
家政教育専修			
英語教育専修			
経済・社会政策科学研究科 (修士課程)	経済・社会政策科学専攻	経済社会の現実問題への解決能力を有した人材を養成することを目的とする。	
	イノベーション・マネジメント専攻	先端技術と市場の動向に関する深い理解を併せて持ち、組織改革を達成できる人材を養成することを目的とする。	
工学系研究科 (修士課程)	数理・自然情報科学専攻	質の高い教育研究を展開し、独創的な学術研究を推進するとともに、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者、高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人及び知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材を養成し、もって科学技術の進歩と地域社会、国際社会に貢献することを目的とする。	
	物質基礎科学専攻		
	地球生物圏科学専攻		
	機械システム工学専攻		
	電気電子工学専攻		
	社会開発工学専攻		

	物質工学専攻	
	情報工学専攻	
	環境機能工学専攻	
	応用生物科学専攻	
	繊維システム工学専攻	
	素材開発化学専攻	
	機能機械学専攻	
	精密素材工学専攻	
	機能高分子工学専攻	
	感性工学専攻	
農学研究科 (修士課程)	食料生産科学専攻	環境の保全と修復及び生命科学や食料の生産などの分野における幅広い体系的な基礎学力、実践的技術力、研究開発能力を備えた高度専門技術者を養成することにより、農学部理念・目標を礎とする21世紀に求められる、環境と調和した持続生産に基づく、より豊かな人間社会を作ることを目的とする。
	森林科学専攻	
	応用生命科学専攻	
	機能性食料開発学専攻	
医学系研究科 (修士課程)	医科学専攻	心とからだを結ぶヒューマンサイエンスを機軸にした新しいネットワークをつくり多彩な人材を養成することにより、社会への総合的な貢献を図ることを目的とする。
	保健学専攻	高い倫理観と豊かな人間性を有し、高度な専門知識・技術、科学的根拠に基づく臨床問題解決能力、国際的な視野を持つ高度専門保健医療職者を育成することを基本理念とし、精神的・身体的・社会的な側面から人間を全人的な存在としてとらえ、保健・医療・福祉に関する教育及び研究の成果を社会に還元することにより、健康保持と疾病や障害の予防・治療・医療安全に広く貢献し、人類の幸福と福祉の向上に寄与する保健学を構築することを目的とする。
医学系研究科 (博士課程)	医学系専攻	人類の福祉と医学の発展をたえず視点におき、医科学の真理の深奥を究め、世界を先導するような創造的研究を実施する医学研究者、移植医療、再生医療、遺伝子医療など先端医療を科学的基盤に基づいて実践する医学研究者及び高度医療職業人を育成することを目的とする。
	臓器移植細胞工学医科学系専攻	臓器移植細胞工学医科学系専攻は、移植に伴う免疫応答機構の解析、感染症の抑制と再生医療へ向けた基礎研究を通じて移植再生医療の進歩に貢献することを目的とする。
	加齢適応医科学系専攻	加齢適応医科学系専攻は、生命の本質の一つである環境への適応能力を遺伝子(ゲノム)レベルから個体、社会レベルまで総合的に解析し、高齢者の疾病予防、健康づくりを目指す新たな学問領域を開拓すること及びその領域の人材育成を目的とする。
総合工学系研究科 (博士課程)	生命機能・ファイバー工学専攻	<p>○ 人材育成に関する目的</p> <p>イ 伝統的な繊維工学の基本知識の上にバイオテクノロジー、メカトロニクス、エレクトロニクス、IT及びナノテクノロジーと融合した統合的な先進的ファイバー工学の知識を有する人材を養成する。</p> <p>ロ 繊維関連分野において、国際競争の中で知的財産を確立でき、個性的でバランスのとれた人材を育成する。</p> <p>ハ 国際的視野を持って自律的に行動し、基礎的な科学技術探究心はもとより、われわれの生活に有用なものの創成に対する追求心を強く有し、基礎技術開発から産業界の動向に至るまでの総合的な知識と対応能力を備えた先進ファイバー工学研究者を養成する。</p> <p>○ 教育に関する目的</p> <p>イ 先端分野と人間の社会及び自然との融合・調和ができる高次元機能を個体、組織、細胞及び分子レベルから究明するための教育研究を行う。</p> <p>ロ 人間の生活や行動との調和を考究する「着る」科学技術における理想的繊維機能を追求する教育研究を行う。</p> <p>ハ 人間や自然にとって最適なものづくりの目標を生物機能とファイバーに定め、技術と生態の境界に形成されるべき課題について教育研究を行う。</p>
	システム開発工学専攻	<p>○ 人材育成に関する目的</p> <p>イ 人間、社会及び自然と調和したシステムとデバイスの開発を自立</p>

		<p>的に遂行できる人材を養成する。</p> <p>ロ 各種システムやデバイスに関する高度な基礎力と深い専門性を擁し、これらを実際の応用に展開できる人材を育成する。</p> <p>ハ 協調性と競争性の均衡のとれたプロジェクトリーダーとしての資質を有する人材を育成する。</p> <p>○ 教育に関する目的</p> <p>イ 高機能な機械システムの開発, エネルギーからコンピュータまでの広い分野の基盤となる電気電子システムの開発, ナノ材料を応用した高機能精密デバイスの創成及びこれらシステムとデバイスを開発する際の基礎となる数理情報科学の高度な基礎力と深い専門性を涵養する。</p> <p>ロ システム開発工学の人類社会への貢献を図るために, 地球環境保全に関する深い理解と高度な技術者倫理を身につけさせる。</p> <p>ハ 産学連携による教育研究の積極的な推進によって, 高度専門職業人として幅広い資質を修得させる。</p>
	物質創成科学専攻	<p>○ 人材育成に関する目的</p> <p>イ 基本原理を深く理解し, これらの基本原理に基づき自律的に多様な応用研究を展開できる人材を育成する。</p> <p>ロ 社会及び自然環境と科学技術との調和に対する深い理解力を備えた人材を育成する。</p> <p>ハ 他者の考えを理解した上で自らの考えを主張できる協調性と競争性の均衡のとれた人材を育成する。</p> <p>○ 教育に関する目的</p> <p>イ 自然現象を物質科学的立場から捉え, 自然界を構成する素粒子, 原子, 分子, 高分子, 分子組織体, 凝縮系, 複雑系及び宇宙に至るまでの各階層における物質の構造, 諸現象及び諸機能を従来の学問領域の枠を超えた総合的見地と, 従来の分野をより先鋭化させた学問的見地に立って解明できる能力を涵養する。</p> <p>ロ 解明された基本原理を基に, 新しい機能を持つ物質, 素材及び素子を開発し, あるいは各階層における諸現象を統一的に理解するための新しい抽象概念を構築する道筋を修得させる。</p>
	山岳地域環境科学専攻	<p>○ 人材育成に関する目的</p> <p>イ 山岳地域における自然と人間との共生について, 自立的に研究する人材を養成する。</p> <p>ロ 山岳環境科学に関する高度な基礎力と深い専門性を有し, 実際の問題について応用することのできる人材を養成する。</p> <p>ハ 協調性と競争性の均衡のとれたプロジェクトリーダーとしての資質を有する人材を養成する。</p> <p>○ 教育に関する目的</p> <p>イ 山岳地域の形成及び環境変動に関わる基礎研究から環境保全や防災などの応用研究までを総合的に修得させる。</p> <p>ロ 山岳地域における自然と人間との共生を実現するために, 山岳地域における環境保全に関する深い理解と高度な技術者倫理を修得させる。</p>
	生物・食料科学専攻	<p>○ 人材育成に関する目的</p> <p>イ 自然界の生物にみる多様な構造と機能に, 未知あるいは未解決の問題を発掘できる人材を育成する。</p> <p>ロ 食料生産及び食に関する的確な総合科学的思考や創造性を身につけた高度専門職業人や技術者・研究者を育成する。</p> <p>ハ 環境保全に立脚した持続的食料生産の発展を目指し, その開発能力を備えた人材を養成する。</p> <p>○ 教育に関する目的</p> <p>イ 生物多様性及び環境保全の教育研究並びに最先端のバイオテクノロジーを応用して, 安全で機能的な食資源の育種に関する教育研究を行う。</p> <p>ロ バイオサイエンスを基盤とした革新的な食料生産技術体系を確立するための理論の構築と技術の発展を目的とし, 教育研究を行う。</p>

		ハ 健康と食品の関わり、食品素材の評価、生体調節成分の探索・機構解明及び食品の安全性に関する教育研究を行う。
法曹法務研究科 (専門職学位課程)	法曹法務専攻	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法の支配に奉仕する豊かな人間性と高い倫理性を備えた法曹の養成</li> <li>○ 高度な専門的能力を持ち地域の経済・社会・行政に貢献できる法曹の養成</li> <li>○ 経済・経営に強い法曹の養成</li> <li>○ 科学技術の動向に対する知見を持った法曹の養成</li> </ul>

※「教育研究目的」は、別添資料 1-1-1-6 「各学部規程及び研究科規程の目的抜粋」から抜粋。

**【分析結果とその根拠理由】**

本学大学院は、8 研究科37 専攻から構成され、専攻分野の知識や技術及び創造的能力をより高める教育研究を実施しており、研究者、高度専門職業人、教師、医師及び看護職等の高度で知的な素養のある人材を養成する目的で教育・研究を実施しており、学際的かつ最先端の教育研究が実施できる組織となっている。

以上のことから、本学大学院の構成は、大学院課程における教育研究を達成する上で適切なものであると判断する。

**観点 2-1-4：** 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

**観点 2-1-5：** 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

**【観点到に係る状況】**

本学は、総合大学としての教育研究等の目的を達成するために、資料 2-C のとおり 15 の全学的なセンター等を設置している。これら各センター等は本学の学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授・研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする教育研究等の目的達成のために重要な機能を果たしている。

資料 2-C 「全学のセンター等の状況」

区 分	施 設 名 等	設 置 目 的 等
	附属図書館	附属図書館の理念・目標に基づき、教育及び研究の活動に資するため、図書、雑誌、データベースその他の情報資料を収集、整理、及び保存して、信州大学の職員、学生等の利用に供するとともに、その他学術情報利用の円滑化に必要な活動を行うことにより、広く学術の発展に寄与する。
	健康安全センター	信州大学の学生及び職員の健康、安全及び衛生を確保するとともに、環境保全並びに教育研究及び職場の快適な環境の実現を図る。
	国際交流センター	信州大学における外国人留学生に対する日本語等に関する教育の実施、本学の学生の海外留学の促進、海外向け広報の強化、地域の国際化貢献及び国際協力連携等の推進を図るとともに、大学全体としての国際交流の一貫性を確保するために、各部門との総合調整及び全体方針の策定等全学の調整機能の強化を図ることを目的とする。

研究施設	山岳科学総合研究所	本学の位置する信州の自然と社会を最適のフィールドとして、山岳及びそれに連なる里山における自然と人間の相互関係に関わる諸課題の解決を目指し、総合的かつ学際的な研究を推進し、新しい学問領域「山岳科学」を創造するとともに、その成果を世界に発信することにより、21世紀における自然と人間の新たな関係を創造する。
	カーボン科学研究所	世界的なカーボン科学の研究教育拠点として、カーボン関連の基礎科学を明らかにすることにより先駆的な研究を推進し、及び主に医用科学・バイオサイエンス及び応用材料工学の研究を重点的に行うことにより電気電子、機械、化学、環境、医療、材料、エネルギー等の分野への一層の応用を図り、それらの研究成果を高付加価値新産業の創出につなげるとともに、研究指導により次世代のカーボン産業を担う世界レベルの若手研究者及び技術者を育成する。
教育研究支援施設	総合情報処理センター	センターに置かれる計算機システムを整備運用するとともに、学外情報ネットワークとの関係を図り、信州大学における教育、研究その他の情報処理のための共同利用に供し、あわせて学術情報システム等の開発を行い、本学における情報処理を効率的に行う。
	ヒト環境科学研究支援センター	信州大学における遺伝子実験、動物実験、機器分析及び放射性同位元素利用の各分野の有機的な連携を保ち、より高度な実験を、安全かつ効率的に実施するとともに、各分野にわたり総合的な支援のできる人材育成を行い、もって本学における教育研究の向上と進展に資する。
	e-Learningセンター	信州大学におけるe-Learningその他の情報通信技術を利用した教育の実施に必要な支援を行うことを目的とする。
産学官関係施設等	地域共同研究センター	外部の機関と共同研究及び研究開発等を推進することにより、信州大学の研究及び教育の進展を図るとともに、地域社会における技術開発及び技術教育等の振興に資する。
	サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー	本学の大学院において、ベンチャー・ビジネスの萌芽ともなるべき独創的な研究開発を推進するとともに、高度の専門的職業能力を持つ創造的な人材を育成する。
	イノベーション研究・支援センター	我が国の中小企業基盤整備機関及び長野県内の商工観光機関等と連携して、本学の産学官連携支援組織の充実を図る。
	産学官推進本部	将来にわたる人類社会の発展に寄与するため、産学官連携による研究を推進すること、創出される知的財産を社会へ還元することにより、経済・社会の発展と産業界の活性化に貢献すること及び地方自治体等との協力のもと、地域連携を推進する。
学生支援センター	学生総合支援センター	学生にとってわかりやすい一元的な学生支援体制の実現を目指し、職員が連携し、一体となって学生生活全般の教育・指導を行うとともに、学生が社会的なニーズに対応するための支援を行うことを目的とする。
	アドミッションセンター	本学における入学者選抜及び大学入学者選抜大学入試センター試験の円滑な実施を図るとともに、AO入試を含めた適切な入試システムの研究開発及び本学への入学希望者に対する総合的な広報活動等を行う。
	キャリア・サポートセンター	我が国の労働、経済状況を的確かつ迅速に把握し、学生が効果的な就職活動を展開するための支援を行うことを目的とする。

【分析結果とその根拠理由】

本学における各センター等は、それぞれの特性による教育研究活動を展開している。これら各センター等の活動は、本学の基本理念及び基本目標にも積極的に係わる活動をしている。

以上のことから、本学における各センター等の構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっており、効果的に機能していると判断する。

※各センター規程等を含めた規程集はホームページに掲載

([http://oasis.shinshu-u.ac.jp/shinshu\\_kitei.nsf/504ca249c786e20f85256284006da7ab?OpenView](http://oasis.shinshu-u.ac.jp/shinshu_kitei.nsf/504ca249c786e20f85256284006da7ab?OpenView))

### 観点 2-2-1 : 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

#### 【観点に係る状況】

教育活動に係る重要事項を審議するため、大学組織として国立大学法人法に規定する教育研究評議会を設置し、毎月 1 回開催して資料 2-D に関する事項を審議している。

また、各学部・研究科は「国立大学法人信州大学学則」第 25 条及び「国立大学法人信州大学大学院学則」第 11 条（資料 2-E 参照）に基づき、教授会及び研究科委員会を設置し、運営されている。「信州大学教授会通則」（別添資料 2-2-1-2 参照）及び「信州大学大学院研究科委員会通則」（別添資料 2-2-1-3 参照）に基づき、各学部教授会規程、各研究科規程が定められており、各教授会等は原則毎月 1 回開催され、各通則が定める（資料 2-F 参照）ように、教育活動に関わる重要事項が審議されている。

#### 資料 2-D 「国立大学法人信州大学教育研究評議会規程（抜粋）」

##### （審議事項）

第 2 条 教育研究評議会は、本法人に設置する信州大学（以下「本学」という。）の教育研究に関する次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 中期目標についての意見（本法人が国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 30 条第 3 項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）に関する事項（本法人の経営に関するものを除く。）
- 二 中期計画及び年度計画に関する事項（本法人の経営に関するものを除く。）
- 三 学則（本法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- 四 教員人事に関する事項
- 五 教育課程の編成に係る方針に関する事項
- 六 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- 七 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に係る方針及び学位の授与に係る方針に関する事項
- 八 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- 九 その他本学の教育研究に関する重要事項

（出典：国立大学法人信州大学教育研究評議会規程（別添資料 2-2-1-1）の該当箇所）

#### 資料 2-E 「国立大学法人信州大学学則及び国立大学法人信州大学大学院学則（抜粋）」

##### 国立大学法人信州大学学則

##### （教授会）

第 25 条 各学部及び全学教育機構に、学部又は全学教育機構の教育又は研究に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。

- 2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

（出典：国立大学法人信州大学学則（別添資料 1-1-1-1）の該当箇所）

##### 国立大学法人信州大学大学院学則

##### （大学院研究科委員会）

第 11 条 各研究科に、教育課程の編成、学生の入学及び退学その他の当該研究科における重要事項を審議するため、大学院研究科委員会（法曹法務研究科にあつては、研究科教授会。以下「研究科委員会」という。）を置く。

- 2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（出典：国立大学法人信州大学大学院学則（別添資料 1-1-1-2）の該当箇所）

#### 資料 2-F 「信州大学教授会通則及び信州大学大学院研究科委員会通則（抜粋）」

##### 信州大学教授会通則

##### （審議事項）

第 3 条 教授会は、当該学部に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 教育課程の編成に関する事項
- 二 学生の入学、卒業その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- 三 学部長及び教員候補者の選考に関する事項
- 四 その他学部の教育又は研究に関する重要事項

(出典：信州大学教授会通則 (別添資料 2-2-1-2) の該当箇所)

信州大学大学院研究科委員会通則

(審議事項)

第3条 委員会は、当該研究科に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 教育課程の編成に関する事項
- 二 学生の入学、修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- 三 研究科の教員の選考に関する事。
- 四 その他研究科の教育又は研究に関する重要事項

(出典：信州大学大学院研究科委員会通則 (別添資料 2-2-1-3) の該当箇所)

【分析結果とその根拠理由】

大学全体では教育研究評議会が、学部・研究科においては教授会・研究科委員会が定期的開催され、教育活動に係る重要な事項等を審議するための必要な活動を行っている判断する。

別添資料

2-2-1-1 「国立大学法人信州大学教育研究評議会規程」

2-2-1-2 「信州大学教授会通則」

2-2-1-3 「信州大学大学院研究科委員会通則」

※ 学則、大学院学則、学部規程、研究科規程、教授会規程等を含めた規程集はホームページに掲載

([http://oasis.shinshu-u.ac.jp/shinshu\\_kitei.nsf/504ca249c786e20f85256284006da7ab?OpenView](http://oasis.shinshu-u.ac.jp/shinshu_kitei.nsf/504ca249c786e20f85256284006da7ab?OpenView))

観点 2-2-2： 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【観点に係る状況】

教育課程や教育方法等を検討する全学的な委員会組織は法人化を契機に廃止し、それらの事項を教育研究評議会において審議している。

各学部等における教育課程や教育方法等を検討する委員会等を下記に示した。(資料 2-G 参照)

これら委員会等は、原則として月 1 回開催し、教育課程の立案・実施・点検・評価等の事項の具体的問題について検討し、教授会へ報告している。

また、各研究科における教育課程や教育方法等を検討する委員会等を下記に示した。(資料 2-H 参照)

資料 2-G 「各学部等における教育課程や教育方法等を検討する委員会等」

学部等	委員会等	審議内容	構成人員	開催
人文学部	学務委員会 (カリキュラム・履修コース連携委員)	学生の教育(カリキュラムを含む)等に関する事項	12	月1回
教育学部	教育課程委員会	教育学部学生の共通教育課程、教育学部教育課程及びその他教育学部の教育全般に関する事項	5	月1回
経済学部	教育企画委員会 (カリキュラム検討部会)	教務(カリキュラム及び教育方法)及びその他学務に関する事項	4	月1回
理学部	教務委員会	学部の授業科目の履修、学部の授業計画、学部の学事日程、その他教務に関する事項	6	月1回

医学部 (医学科)	医学教育センター	教育課程の立案・実施・点検・評価等の事項	18	月1回
(保健学科)	教務委員会	教育課程の立案・実施等の事項	5	月1回
工学部	学務委員会	教務及び厚生補導等及びその他学務に関する事項	10	月1回
農学部	学務委員会	農学部及び農学研究科の教育課程 (共通教育及び専門教育を含む。)の編成及び実施に関する事項	9	月1回
繊維学部	教務委員会	教務 (カリキュラム及び教育方法) 及びその他学務に関する事項	7	月1回
全学教育機構	共通教育企画実施部 部門長会議	共通教育に係る教育課程の企画及び立案, 共通教育の授業担当者の選任, 共通教育の授業の実施, 専門科目と共通教育との実施上の調整, 高年次共通教育及び日本語・日本事情に係る留学生教育の企画及び調整等に関する事項		月2回
				各教育部門長7名を基本構成とする。

資料2—H「各研究科における教育課程や教育方法等を検討する委員会等」

研究科	委員会等	審議内容	構成人員	開催
人文科学研究科	大学院委員会	学生の教育等及び管理運営全般に関する事項	6	月1回
教育学研究科	教育課程委員会	大学院教育学研究科学生の教育課程及びその他教育学研究科の教育全般に関する事項	5	月1回
経済・社会政策科学研究科	専攻運営委員会 専攻会議	教育課程の編成及び運営全般に関する事項 (2専攻)	5 6	月1回 月1回
工学系研究科	修士課程理学分科会	理学部関係の各専攻に係る教育並びにこれに関係のある事項	理学部長並びに理学部に所属する修士課程担当の教員	月1回
	修士課程工学分科会	工学部の各専攻に係る教育並びにこれに関係のある事項	工学部長並びに工学部, 情報工学専攻セキュリティ学講座に所属する修士課程担当の教授	年2回
	修士課程繊維学分科会	繊維学部の各専攻に係る教育並びにこれに関係のある事項	繊維学部長並びに繊維学部, 大学院総合工学系研究科生命機能・ファイバー工学専攻に所属する修士課程担当の教授	月1回
農学研究科	学務委員会	農学部及び農学研究科の教育課程 (共通教育及び専門教育を含む。)の編成及び実施に関する事項	9	月1回
医学系研究科	大学院委員会 (博士課程3専攻)	博士課程の教育課程, 学生の入学, 退学, 試験及び管理運営全般に関する事項	8	月1回
	修士委員会 (医科学専攻)	修士課程の教育課程, 学生の入学, 退学, 試験及び管理運営全般に関する事項	29	月1回
	修士委員会 (保健学専攻)	修士課程の教育課程, 学生の入学, 退学, 試験及び管理運営全般に関する事項	10	月1回
総合工学系研究科	博士課程分科会	博士課程の各専攻に係る教育並びにこれに関係のある事項	23	年3回
法曹法務研究科	学務委員会学務チーム	教育内容・教育方法・カリキュラム等に関する事項	6	月1回

【分析結果とその根拠理由】

教育課程や教育方法等を検討する全学的な委員会組織は法人化を契機に廃止し, それらの事項を教育研究評議会において審議している。各学部等や各研究科で教育課程や教育方法等を検討する委員会等を定期的で開催し,

必要事項の審議を行っている。これらのことから、これら委員会等の組織は適切な構成となっており、また定期的に開催し、かつ実質的な検討が行われていると判断する。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

- ・幅広い教養と基礎力に裏打ちされた課題探求能力や豊かな人間性及び国際性を身に付けた人材の育成プログラムを確実に展開させるために、教養教育の企画立案・研究開発・実施組織として「全学教育機構」を設置することにより、本学の教養教育の充実に関する責任体制を明確にした。

### 【改善を要する点】

該当なし

## (3) 基準2の自己評価の概要

本学は、長野県内の4地区に分散した総合大学である。本学の理念と目標に基づき、学士課程では広く文系と理系の分野に跨って、人文学部、教育学部、経済学部、理学部、医学部、工学部、農学部、繊維学部の8学部を設置している。学問研究の高度化に対応した大学院の重要性に鑑み、修士課程では、人文科学研究科、教育学研究科、経済・社会政策研究科、医学系研究科、工学系研究科、農学研究科の6研究科、博士課程では、医学系研究科、総合工学系研究科の2研究科、専門職学位課程では、法曹法務研究科を設置している。これらの学部と研究科では、充実した広い教養教育とより深い専門教育との有機的な編成により、創造性豊かな人間性を育む教育を行っている。それらを基盤として実社会で活躍できる高度の専門性を持った深い学識及び卓越した能力、文化の進展に寄与する人材養成を行っている。

全学の教養教育・基礎教育を充実させるために全学教育機構を設置し、共通教育の企画立案・共通教育の研究開発を効果的に行っている。

本学は、総合大学としての教育研究等の目的を達成するために15の全学的なセンター等を設置している。これら各センター等は、本学の学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授・研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする教育研究等の目的達成のために重要な機能を果たしている。

教育活動に係る重要事項を審議するため、大学組織として国立大学法人法に規定する教育研究評議会と、各学部に学校教育法に規定する教授会を設置している。前者では、主に全学の教育に関する基本的方針と計画を、後者では、学部教育に関する具体的案件を審議し、それぞれの役割を明確に区分し、効率化を図っている。

本学では、教務に関わる重要事項等を専門に審議する教務委員会等が各部局に設置され、教育課程及び教育方法等が適切に検討されている。また、全学的な見地から共通教育の円滑な運営を図るために、学長・副学長(教学担当)・副学長(全学教育機構長)・副機構長・各センター長・各学部の代表者(学部長又は評議員のうち1人)で構成される全学連絡会議が設置され、必要な審議が行われている。

## 基準3 教員及び教育支援者

### (1) 観点ごとの分析

**観点3-1-1： 教員組織編制のための基本方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。**

#### 【観点到係る状況】

本学の教員組織編制は、大学設置基準及び大学院設置基準を基本方針として、本学及び学部・研究科の理念・目標を達成するため各学部・学科及び研究科・専攻に講座等を置き教員を配置してきた。今回の大学設置基準の改正により講座制の存廃について各学部等に意向調査を行った結果、一部の学部が改組に併せた新しい組織編制を検討しているが、すべての学部・研究科において平成19年4月の時点では引き続き講座制（講座等は、別添資料3-1-1-1別表参照）を存続することとし、学部等の理念・目標に沿った組織を編成している。

また、本学の中期計画に掲げる総人件費改革に対応した人件費削減等を踏まえ、中・長期的な将来構想を実現するため、平成19年度から教員の人事配置を職名別定数管理から人事ポイント数管理に移行（教員の職名別定数を廃止し、承継職員の上限を、各部局の総定員とする。）することにより、各部局における効率的な人的資源の配置を図ることとした。

教員の選考については、「信州大学教員選考基準」（別添資料3-1-1-2参照）により各学部等において行い、教授会等は、本学及び当該学部等が掲げる理念・目標に沿った個性ある教育研究の確立とその活性化に向けた教員組織の充実を図るため、人事委員会を置くこととしている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

大学設置基準に照らして、本学の教員組織の編成方針に問題はなく、また実際の組織編成もその編成方針に従って実施していると判断する。

#### 別添資料

3-1-1-1 「信州大学の講座及び部門に関する規程」

3-1-1-2 「信州大学教員選考基準」

**観点3-1-2： 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。**

#### 【観点到係る状況】

本学の教員については、大学設置基準及び大学院設置基準を基本方針として、各学部・研究科の理念・目標に沿った教育課程を遂行するために、特任教授を含む教授、准教授、講師、助教、助手の教員と教育特任教授を含む非常勤講師を資料3-Aのとおり配置している。教授、准教授、講師、助教、教育特任教授及び非常勤講師が授業科目を担当し、助手が、実験、実習等の補助や学生への学習支援を行っている。

平成17年度から、本学の教育研究活動の一層の充実、推進及び活性化に資するため独自の特任教授制度及び教育特任教授制度を定めた。特任教授は、「高度な研究プロジェクト若しくは大学活性化事業プロジェクトの統括又は専門職大学院等における高度な専門職教育及び研究を行うことにより、本学の教育研究活動の一層の推進及

び活性化に資することを目的」として世界的レベルでの顕著な研究業績を有する者や高度な実務上の業績を有する者等を採用している。また、教育特任教授は、「特別の教育または学生指導に携わることにより、本学の教育活動等の一層の充実及び活性化に資することを目的」として本学の名誉教授である者等を採用している。(別添資料3-1-2-1, -2参照)

また、教員一人当たりの学生数は、学部等によりばらつきはあるが、学士課程が7.37名、修士課程が2.46名、博士課程が1.13名、専門職学位課程が2.53名と少人数教育を実施する上でも適正に教員が確保され、配置されている。

資料3-A「教員配置表」

(平成19年5月1日現在)

学部等	教授	准教授	講師	助教	助手	小計	非常勤講師	計	学生数	教員一人当たりの学生数
人文学部	18	20	5			43	11	54	771	14.28
教育学部	52	43	2			97	30(3)	127	1,193	9.39
経済学部	29	9	5	1	1	45	15	60	989	16.48
理学部	37	24	2	7		70	8(4)	78	979	12.55
医学部	68	58	57	165	7	355	71(10)	426	1,213	2.85
工学部	63(1)	58	3	25	1	150	31(11)	181	2,186	12.08
農学部	41	24	2	7		74	14(4)	88	752	8.55
繊維学部	44(1)	40	3	14	2	103	11(7)	114	1,294	11.35
全学教育機構	19	28	3			50	72(2)	122		
教育研究施設	4	8	2	2	2	18	5(5)	23		
小計	375(2)	312	84	221	13	1,005	268(46)	1,273	9,377	7.37
法曹法務研究科	13(8)	7				20	16	36	91	2.53
合計	388(10)	319	84	221	13	1,025				
研究科	研究指導教員		研究指導補助教員		小計	非常勤講師	計	学生数	教員一人当たりの学生数	
人文科学	47		4		51		51	31	0.61	
教育学	62		35		97		97	93	0.96	
経済・社会政策科学	45		4		49	6(1)	55	61	1.11	
工学系	316		8		324	10	334	1,285	3.85	
農学	65		9		74	3	77	162	2.10	
医学系	修士	55		14		69	11	80	75	0.94
	博士	65		39		104		104	241	2.33
総合工学系	251		77		328	6	334	256	0.77	
修士合計	590		74		664	30(1)	694	1,707	2.46	
博士合計	316		116		432	6	438	497	1.13	

- ※ 1 学部には関係する研究科の教員を含み、学長、理事、監事を除く。(以下、この基準での教員に関する表も同じ。)  
 2 育児休業者、休職者を除く。  
 3 医学部には附属病院の教員を含む。  
 4 教授欄の( )内の数は、特任教授、非常勤講師欄の( )内の数は、教育特任教授でいずれも内数。

【分析結果とその根拠理由】

各学部・研究科の理念・目標に沿った教育課程を遂行するために必要な教員を確保している。また、教員一人

当たりの学生数からみても、少人数教育を実施する上でも適正に教員が確保され、配置されていると判断する。

別添資料

- 3-1-2-1 「信州大学特任教授規程」
- 3-1-2-2 「信州大学教育特任教授規程」

**観点 3-1-3： 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。**

**【観点に係る状況】**

学士課程における専任教員は、別添資料 3-1-3-1 「学部専任教員の配置と設置基準上の必要人数」とおり配置しており、大学設置基準第 13 条に定める数を満たしている。

**【分析結果とその根拠理由】**

大学全体及び各学部の専任教員の数は、大学設置基準第 13 条の定める数を上回っており、学士課程において必要な専任教員数を確保していると判断する。

別添資料

- 3-1-3-1 「教員配置と設置基準上の必要教員数」

**観点 3-1-4： 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。**

**【観点に係る状況】**

大学院課程の研究指導教員及び研究指導補助教員は、別添資料 3-1-4-1 「大学院課程の教員配置及び設置基準上必要な教員数表」とおり配置しており、研究科ごとの大学院設置基準第 9 条に定める研究指導教員及び研究指導補助教員を上回っている。

ただし、教育学研究科の教科教育専攻社会科教育専修及び技術教育専修で必要教員数が各 1 名、同専攻音楽教育専修で研究指導教員が 1 名不足しているが、いずれも平成 19 年 10 月 1 日付けで補充予定である。（別添資料 3-1-4-2 参照）

**【分析結果とその根拠理由】**

大学院課程の研究指導教員及び研究指導補助教員は、大学院設置基準第 9 条の定める数を満たしており、大学院課程において必要な研究指導教員及び研究指導補助教員を確保していると判断する。

別添資料

- 3-1-4-1 「大学院課程の教員配置及び設置基準上の必要教員数」
- 3-1-4-2 「(教育学部) 不足教員の補充について」

**観点 3-1-5： 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保さ**

れているか。

【観点に係る状況】

法曹法務研究科の専任教員は、資料3-Bのとおり配置しており、専門職大学院設置基準第5条に定める必要な専任教員（実務家教員を含む。）を確保している。

専任教員のうち、教育上又は研究上の業績を有する研究者教員を10名、専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する実務家教員を10名が占める。実務家教員の内訳は弁護士6名、ニューヨーク州弁護士1名、企業法務経験者でニューヨーク州司法試験合格者1名、元中央銀行員1名、元知的財産政策担当行政官1名となっている。

上記専任教員の研究・実務経験と担当科目の関連性について、法律基本科目は、関連する自らの専攻分野において研究実績のある研究者教員が中心となって担当し、応用科目として配置される基礎法学・隣接科目、展開・先端科目は、関連する実務経験を有する実務家教員が中心となり担当している。

資料3-B「専門職大学院課程の教員配置及び設置基準上必要な教員数表」（平成19年5月1日現在）

	研究者教員		実務家教員		合計		専門職大学院設置基準必要教員数			
	教授	准教授	教授	准教授	教授	准教授	教授	准教授	実務家教員(内数)	合計
法曹法務研究科 法曹法務専攻	6	4	7	3	20		10	10	4	20
					13	7				

【分析結果とその根拠理由】

法曹法務研究科の専任教員は、専門職大学院設置基準第5条に定める必要な専任教員（実務家教員を含む。）を確保していると判断する。

観点3-1-6：大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

【観点に係る状況】

本学の理念・目標に沿って、教員組織の活動をより活性化するために、中期目標・中期計画に資料3-Cのとおり人事の適正化に関する目標とそれを達成するための措置を明示し、その達成に向けて取り組んでいる。

資料3-C「人事の適正化に関する目標とそれを達成するための措置」

- |  |
|--|
| <p>1 戦略的競争優位を達成する人的資源管理を構築するとともに、魅力ある職場の基礎づくりを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の公募原則の推進、競争原理の導入、昇格昇進方法の基準及び具体的運用の説明責任を明確にし、人事の透明性を図る。</li> </ul> <p>2 教員の流動性を向上させることに努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各分野の実情に応じて任期付き任用を導入する。</li> </ul> <p>3 教職員構成の多様化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員総数に占める女性の比率を、中期目標期間中に、15%以上に引き上げる。</li> <li>・外国人教員数を、現在の人数より増やす。</li> </ul> |
|--|

（出典：信州大学中期計画・中期目標（別添資料1-1-1-5）抜粋）

教員採用に当たっては、すべての学部等（医学部医学科は教授のみ）において原則公募制が導入されている。

教員の性別、年齢構成及び外国人教員の状況は、資料3-D、Eのとおりである。(詳細は、別添資料3-1-6-1参照)

資料3-D「教員の性別」

(平成19年5月1日現在)

学部等	教員数		女性教員の割合	学部等	教員数		女性教員の割合
	男性	女性			男性	女性	
人文学部	37	6	14.0%	繊維学部	103	0	0%
教育学部	83	15	15.3%	全学教育機構	43	7	14.0%
経済学部	39	6	13.3%	法曹法務研究科	19	1	5.0%
理学部	67	3	4.3%	医学部附属病院	127	9	6.6%
医学部	178	50	21.9%	教育研究施設等	17	1	5.6%
工学部	144	6	4.0%	合計	928	107	10.3%
農学部	71	3	4.1%	※教員数には育児休業者、休職者を含む。(次表も同じ。)			

資料3-E「教員の年齢構成及び外国人教員数」

(平成19年5月1日現在)

学部等	年齢								外国人教員数
	～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～	
人文学部		6	7	5	7	3	10	5	
教育学部		2	10	16	15	14	17	24	
経済学部	4	4	5	6	7	6	8	5	2
理学部		6	11	11	7	11	12	12	2
医学部	3	16	43	45	49	33	29	10	3
工学部	3	14	22	25	20	12	19	35	7
農学部	1	4	10	7	18	12	12	10	1
繊維学部		4	18	12	16	15	16	22	3
全学教育機構	1	4	2	12	5	9	10	7	8
法曹法務研究科			5	2	7	1	3	2	
医学部附属病院	1	20	46	40	18	10		1	
教育研究施設等		1	5	3	1	5	2	1	1
合計	13	81	184	184	170	131	138	134	27
年齢構成比率	1.3%	7.8%	17.8%	17.8%	16.4%	12.7%	13.3%	12.9%	

女性教員の割合は、現在、学部により0～21.9%と幅があり、大学全体では10.3%となっている。中期計画では、中期目標期間中に15%以上に引き上げるとしており、その達成に向けて平成17、18年度の女性の応募状況を含めた学部教員の応募状況調査を実施し、その結果(別添資料3-1-6-2参照)の分析等を行い関係委員会等で比率の引き上げの方策等を検討し、育児休業中における教員の補充について役員会で決定した。

教員の年齢構成は、各学部とも極端に偏った年代もなく比較的バランスの取れた構成になっており、各学部等がその構成員の年齢構成等を勘案して、公募条件に反映させる等必要な措置を講じている。

外国人教員は、大学全体で27名、比率は2.6%となっている。その増員について中期計画にも掲げており、法人化直後の平成16年度は21名であり、外国人教員の数は増加傾向にある。

また、教員の任期制については、「国立大学法人信州大学における教員の任期に関する規程」(別添資料3-1-6-3参照)別表に定めるとおり、医学部、医学系研究科、工学部、経済・社会政策科学研究科、工学系研究科及び一部の教育研究施設等において准教授、講師、助教及び助手を対象に実施している。

## 【分析結果とその根拠理由】

各学部とも、教員組織の活性化のため公募制を取っており、任期制を導入した学部・学科もある。また、年齢構成に関する配慮や繊維学部において女性教員がいないという問題もあるが、女性教員及び外国人教員の増員に向けての取組も行っており、教員組織の活性化のための措置が講じられつつあると判断する。

## 別添資料

- 3-1-6-1 「教員の性別年齢別分布表」
- 3-1-6-2 「教員公募応募状況集計表」
- 3-1-6-3 「国立大学法人信州大学における教員の任期に関する規程」

**観点 3-2-1 :** 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。  
特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

## 【観点に係る状況】

教員の選考は、「信州大学教員選考基準」（別添資料 3-1-1-2 参照）、「信州大学教員選考手続／同申合せ」（別添資料 3-2-1-1 参照）に基づいて行われる。さらに学部においてもそれぞれ選考内規等（資料 3-F 参照）に基づき選考を行っている。

## 資料 3-F 「学部等の教員選考に関する内規等」

学部等	選考内規等名
人文学部	・信州大学人文学部教員選考内規（別添資料 3-2-1-2 参照）
教育学部	・信州大学教育学部教員等の人事に関する内規（別添資料 3-2-1-3 参照） ・信州大学大学院教育学研究科担当教員等の専攻に関する内規（別添資料 3-2-1-4 参照）
経済学部	・信州大学経済学部教員人事内規（別添資料 3-2-1-5 参照）
理学部	・教員人事の手続について（別添資料 3-2-1-6 参照）
医学部	・信州大学医学部教員選考内規（別添資料 3-2-1-7 参照） ・信州大学医学部教員任用基準（別添資料 3-2-1-8 参照） ・信州大学医学部保健学科教員選考に関する申合せ（別添資料 3-2-1-9 参照）
工学部	・信州大学工学部教員選考等に関する内規（別添資料 3-2-1-10 参照）
農学部	・信州大学農学部並びに信州大学大学院農学研究科教員選考基準（別添資料 3-2-1-11 参照） ・信州大学農学部並びに信州大学大学院農学研究科教員選考に関する細則（別添資料 3-2-1-12 参照）
繊維学部	・信州大学繊維学部教員選考内規（別添資料 3-2-1-13 参照）
全学教育機構	・信州大学全学教育機構教員選考内規（別添資料 3-2-1-14 参照）

教員の採用や昇任に当たっての選考基準は学部等の教授会等で定め、人事委員会や選考委員会等を設置して選考基準に照らし選考を行っている。その際、応募者等が提出する教員調書に教育上の能力に関する事項、研究業績及び経歴も記載することとしており、担当すべき科目の研究及び教育的確性の有無や程度を判断し、学士課程における教育上の指導能力の評価、大学院課程における教育研究上の指導能力の評価を行っている。

例えば、人文学部では、教育上の能力の評価方法として「シラバス・実践報告・授業評価等日常的な教育実績」、

「教育に関する研究業績等」を項目として評価し、採用にあたっては、「面接・模擬授業等で評価することを原則とする」と信州大学人文学部教員選考内規第 13 条に定めている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

教授・准教授等の資格は明確に規定されており、求められる教育上の能力についても明記されている。運用の適切さについては公募の際の模擬授業やプレゼンテーションを実施している学部等もあり担保されている。よって教員の資格、教育指導上の能力審査のいずれも明確に定められており、適切であると判断する。

#### 別添資料

3-2-1-1 「信州大学教員選考手続／同申合せ」

3-2-1-2～-14 資料 3-F 「学部等の教員選考に関する内規等」

**観点 3-2-2： 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。**

#### 【観点到に係る状況】

学生による授業評価は、Web 入力方式により前期・後期それぞれ一回全学で行っている。この方式は、平成 16 年度から Web を利用した学生による授業評価が可能となるシステム（学生がパソコン又は携帯電話から設問に回答できるシステム）を構築し、設問は、全学共通項目を 9 項目設定（選択項目 6、自由記述 3）、その他に各部局又は授業科目ごとに設問の追加ができる。平成 16 年度から 18 年度の全学の集計結果（講義、演習、実験・実習ごと）は、別添資料 3-2-2-1 のとおりである。ただ、Web 入力方式であるため回答率はあまり高くはなく、回答率向上に向けてポスターによる呼びかけ等の方策を取っている。

中期計画では「各学部」「学生による授業評価」「在・卒業生に関する追跡調査」「外部評価」等の調査分析結果に基づく教育体制改善のための仕組みを設け、その機能状況を検証する。」と定めており、21 年度までに授業評価等で把握された事項に対して適切な取組を行う仕組みを設けるための措置が各学部において行われている。次に一部を例示する。

- ・教員への評価結果のフィードバック
- ・自由記述欄のコメントに対する教員の回答を大学 HP で公開
- ・教員評価の結果全体を教員相互で閲覧
- ・全教員のアンケート結果を評価点検委員会等で精査し、必要な場合には教員個人に改善を促す

教育活動の評価は、中期計画において「教育の向上に貢献した教員に対する「教育業績評価」のシステムを導入する。」と定めており、評価・分析室により導入準備を進めている。

その他、教育活動の評価については次のような取組が行われている。

- ・教員による授業のピア・レビュー：全学教育機構（＝教養教育課程）、人文学部、医学部、法曹法務研究科
- ・医学教育ワークショップ（FD）：医学部医学科
- ・ベストティーチャー賞、受賞者による FD：工学部、繊維学部
- ・教員の教育活動を含む「信州大学工学部研究・社会活動の概要」を毎年編纂・公開：工学部
- ・年度当初に教育研究活動の年次目標を設定し、年度末に活動結果を報告：農学部

## 【分析結果とその根拠理由】

教育活動の組織的評価は適切に行われている。またそれを授業の改善等に生かすための措置についても適切であると判断する。教員個人レベルでの教育評価については現時点では模索中であり、対応が急がれる。

## 別添資料

3-2-2-1 「学生による授業評価 全学集計結果 平成16～18年度」

**観点3-3-1： 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。**

## 【観点到係る状況】

教員の研究活動と教育内容との関連性については、カリキュラムごとの代表的な授業と教員の研究活動との対応を示す別添資料3-3-1-1のとおりである。また、各学部・研究科においては、予定する担当授業科目と候補者の研究内容の整合性は採用人事にあたって重要な観点としている。

学生の授業評価においても「担当教員の学問的・専門的見識が感じられましたか」という設問に対して、平成18年度後期では「強くそう思う」「そう思う」が「講義」80.2%、「演習」79.4%、「実験・実習」79.6%と高い割合を示している。（前掲 別添資料3-2-2-1参照）

なお、教育学部・教育学研究科においては、教育理念である「臨床の知」に基づく学部カリキュラムが構築され、教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われており、教員養成GPに採択されている。

## 【分析結果とその根拠理由】

教員の研究活動と教育内容との関連性については、カリキュラムごとの主要な授業と教員の研究活動との対応に示すとおりであり、各学部・研究科においては、予定する担当授業科目と候補者の研究内容の整合性は採用人事にあたって重要な観点であり、その時点で教員の研究活動と教育内容との関連性については保証されている。また、学生の授業評価でも担当教員の学問的・専門的見識が感じられたとする割合が高いことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

## 別添資料

3-3-1-1 「代表的な教員の研究活動の成果と担当授業科目一覧」

**観点3-4-1： 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。**

## 【観点到係る状況】

教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員の教育支援者を資料3-Gのとおり配置している。学務部及び各学部の学務担当事務職員が業務処理を行うとともに学生支援等を行っている。また、各学部の技術職員等が実験・実習の補助や技術指導、学生指導等を行っている。

資料 3-G 「事務職員、技術職員配置表」

学 部 等	事務職員数	技術職員数	学 部 等	事務職員数	技術職員数
学 務 部	55		医 学 部	14	5
人文学部	6		工 学 部	11	28
教育学部	12	1	農 学 部	8	12
経済学部	10		繊維学部	12	22
理 学 部	12	3			

教育補助者として大学院生を TA として採用し、学生に対する実験、実習及び演習等の教育補助業務に従事させ、大学教育の充実と大学院生への教育トレーニングの機会を提供している。過去3年間の採用状況は、資料 3-H のとおりである。

資料 3-H 「TA 採用状況表」

学 部	16年度	17年度	18年度	学 部	16年度	17年度	18年度
人文学部	10	8	8	医 学 部	42	27	26
教育学部	44	48	49	工 学 部	185	202	196
経済学部	4	5	3	農 学 部	106	130	110
理 学 部	131	127	126	繊維学部	119	118	137

#### 【分析結果とその根拠理由】

教育課程を展開するのに必要な事務職員、技術職員の教育支援者は、定員削減等により減少しているが、適切に配置していると判断する。また、TA の教育補助者としての活用も図られていると判断する。

### (2) 優れた点及び改善を要する点

#### 【優れた点】

- 平成17年度から、本学の教育研究活動の一層の充実、推進及び活性化に資するため独自の特任教授制度及び教育特任教授制度を定めた。特任教授は、「高度な研究プロジェクト若しくは大学活性化事業プロジェクトの統括又は専門職大学院等における高度な専門職教育及び研究を行うことにより、本学の教育研究活動の一層の推進及び活性化に資することを目的」として世界的レベルでの顕著な研究業績を有する者や高度な実務上の業績を有する者等を採用している。また、教育特任教授は、「特別の教育または学生指導に携わることにより、本学の教育活動等の一層の充実及び活性化に資することを目的」として本学の名誉教授である者等を採用している。

#### 【改善を要する点】

- 女性教員の割合が0%という学部があり、大学全体でも 10.4%となっている。中期計画を達成するためになお一層の努力が必要である。

### (3) 基準3の自己評価の概要

本学の教員組織編制は、大学設置基準及び大学院設置基準を基本方針として、本学及び学部・研究科の理念・目標を達成するため各学部・学科及び研究科・専攻に講座等を置き教員を配置し、学部等の理念・目標に沿った組織を編成している。また、本学の中期計画に掲げる総人件費改革に対応した人件費削減等を踏まえ、中・長期的な将来構想を実現するため、各部局における効率的な人的資源の配置を図ることとした。

本学の教員については、教授、准教授、講師、助教、助手の専任教員と非常勤講師を配置している。教授、准教授、講師、助教及び非常勤講師が授業科目を担当し、助手が、実験、実習等の補助や学生への学習支援を行っている。平成17年度から、本学の教育研究活動の一層の充実、推進及び活性化に資するため独自の特任教授制度及び教育特任教授制度を定めた。特任教授及び教育特任教授を採用している。

大学全体及び各学部の専任教員の数は、大学設置基準第13条の定める数に基づいて、学士課程において必要な専任教員数を確保している。

大学院課程の研究指導教員及び研究指導補助教員は、大学院設置基準第9条の定める数に基づいて、大学院課程において必要な研究指導教員及び研究指導補助教員を確保している。

法曹法務研究科の専任教員は、専門職大学院設置基準第5条に定める必要な専任教員（実務家教員を含む。）を確保している。

各学部とも、教員組織の活性化のため公募制を取っており、任期制を導入した学部・学科もある。また、年齢構成に関する配慮や繊維学部において女性教員がいないという問題もあるが、女性教員及び外国人教員の増員に向けての取組も行っており、教員組織の活性化のための措置が講じられている。

教員の選考は、「信州大学教員選考基準」、「信州大学教員選考手続／同申合せ」に基づいて行われ、さらに学部においてもそれぞれ選考内規等に基づき選考を行っている。教員の採用や昇任に当たっての選考基準は学部等の教授会等で定め、人事委員会や選考委員会等を設置して選考基準に照らし選考を行っている。その際、応募者等が提出する教員調書に教育上の能力に関する事項、研究業績及び経歴も記載することとしており、担当すべき科目の研究及び教育の的確性の有無や程度を判断し、学士課程における教育上の指導能力の評価、大学院課程における教育研究上の指導能力の評価を行っている。

教員の研究活動と教育内容との関連性については、カリキュラムごとの主要な授業と教員の研究活動との対応がなされ、各学部・研究科においては、予定する担当授業科目と候補者の研究内容の整合性は採用人事にあたって重要な観点としている。

教育課程を展開するのに必要な事務職員、技術職員の教育支援者は、定員削減等により減少しているが、適切に配置していると判断する。また、TAの教育補助者としての活用も図られている。

## 基準 4 学生の受入

### (1) 観点ごとの分析

観点 4-1-1： 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

#### 【観点到に係る状況】

平成16年度に本学の理念・教育目標に沿った入学者受入方針として「信州大学のアドミッション・ポリシー— 私たちが求める学生像—」（資料4-A参照）を成文化し、各学部、一部の研究科においても、平成17年3月までに求める学生像を成文化した。（資料4-B参照）

#### 資料 4-A 「信州大学の求める学生像」

<p>— 私たちが求める学生像 —</p> <p>信州の悠久の歴史と文化、豊かな自然環境のもと、地域に根ざし世界に開かれた信州大学は、真理への探究心とチャレンジ精神を培い、高度な専門知識と深い思索力を基にして、課題を探究し解決する能力を備えた人材を育成します。また、豊かな人間性と広い視野をもち、身につけた知識や技術を人類文化と社会の持続的発展に役立て、世界の平和と自然環境の保全のために活かすことのできる、意欲あふれる若者を育てます。</p> <p>信州大学は、このような教育の理念・目標を実現するために、以下のような資質を備えた人々を積極的に受け入れます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人間と自然を愛し、人との出会いを通じて学び合おうとする人</li> <li>・ 知的好奇心が旺盛で、課題に向かって主体的に行動できる人</li> <li>・ 多様性を理解し受け入れ、独自性を大切に人</li> <li>・ 社会・環境・国際問題に関心をもち、世界に貢献したいと考える人</li> </ul> <p style="text-align: right;">【冊子 3】平成 19 年度入試案内 p. 43 抜粋</p>
--

#### 資料 4-B 「各学部・研究科の求める学生像」

人文学部	<p>人文学部では、教育目標「実践知」を習得するために必要な素養は、次のような人であると考えています。</p> <p>人間、社会、歴史、文化、言語、文学、情報、芸術などに興味や関心を抱き、それらを探究し表現することに喜びを感じる人</p> <p style="text-align: right;">【冊子 3】平成 19 年度入試案内 p. 44 抜粋</p>
教育学部	<p>信州大学教育学部は、学部の基本理念や教育目標に基づき、次のような力を備えた学生を求めています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 明日の教育を担う専門的知識や教養を身につけるために十分な基礎的学力</li> <li>(2) 豊かな人間性や実践的指導力を養うために不可欠なコミュニケーション能力</li> <li>(3) 教育者として社会の発展に寄与しようとする強い意志と教育への強い関心</li> <li>(4) 他者との協調性と他者への思いやりの心</li> </ol> <p style="text-align: right;">【冊子 3】平成 19 年度入試案内 p. 44 抜粋</p>
経済学部	<p>信州大学経済学部は、学部の基本理念・教育目標に基づき、次のような意欲を持った学生諸君を求めています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 経済と社会のあり方や、それが直面する諸問題に幅広い関心を抱き、ものごとの本質をとらえようとする意欲をもつ人</li> <li>(2) たゆまぬ探究心をもって知性を磨き、かたよらない視点から問題解決をめざす意欲をもつ人</li> <li>(3) 自分の考えを練り上げ、明晰な表現を通じ説得する能力を身につけようとする意欲をもつ人</li> <li>(4) 他者への思いやりと社会における公正を大切にし、自立した社会人として職業を通じ社会に貢献しようとする強い意志をもつ人</li> </ol> <p style="text-align: right;">【冊子 3】平成 19 年度入試案内 p. 45 抜粋</p>

理 学 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの目標を定め、積極的に学ぼうと努力する人</li> <li>・自然を愛し、自然との共生を实践しようとする人</li> <li>・自然界の多種多様な現象に対する知的好奇心や探究心が旺盛な人</li> <li>・専門分野を越えた広くかつ長期的な視野で、人類社会に貢献したいと考える人</li> </ul> <p style="text-align: right;">【冊子3】平成19年度入試案内 p.45 抜粋</p>
医 学 部	<p>医学部は、学部の理念・目標を実現するために、以下のような資質を有する人を求めています。医学部医学科ではこんな人を求めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医師となることについて明確な目的意識を持っていること</li> <li>(2) 医学を学んでゆくにあたって必要な基礎学力があること</li> <li>(3) 医師となるのにふさわしい協調性、決断力、積極性を持っていること</li> <li>(4) 病める人を救う情熱、思いやりと奉仕の心、倫理観を持っていること</li> </ul> <p>保健学科は専門性の異なる看護学専攻、検査技術科学専攻、理学療法学専攻、作業療法学専攻で構成されています。保健・医療においては専門性を追求するだけでなく、刻々と変化していく社会情勢や科学に対応し、様々な職種間の連携をとることが必要です。</p> <p>このため、保健学科は、次のような資質を備えた学生を強く望んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) “人”に深い関心と思いやりを持ちうる人</li> <li>(2) 絶え間なく進歩する科学を理解・適用していくための基礎学力と論理的能力のある人</li> <li>(3) 社会に対し積極的に関わり、専門職としての役割を果たそうとする意欲のある人</li> </ul> <p style="text-align: right;">【冊子3】平成19年度入試案内 p.46 抜粋</p>
工 学 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 向上心があり、自ら考え行動することができる人</li> <li>(2) 数学、物理学、化学、語学などの基礎を身につけている人</li> <li>(3) 科学や技術に関わるさまざまな現象に興味があり、それらの原理や応用について関心を持っている人</li> <li>(4) 高度な科学や技術の発展に興味をもち、それを学びたいと考えている人</li> <li>(5) 実験や実習、講義、さらには研究に積極的に参加して行動できる人</li> <li>(6) 将来、工学に関わる技術者、研究者として社会をリードするとともに、その技術と知識をもって社会に貢献する意欲を持つ人</li> <li>(7) 科学技術・工学の発展が社会にもたらす影響について十分に考え、社会および自然環境に配慮した「人にやさしいものづくり」を目指す人</li> </ul> <p style="text-align: right;">【冊子3】平成19年度入試案内 p.46 抜粋</p>
農 学 部	<p>自然と人が共生する持続的社会的創造を目指す人を求めています。食料生産、持続的農林業、森林と田園環境の保全、生命現象、食と健康に関わる課題探求に意欲的に取り組み、「食と緑」の科学を展開して社会に貢献する熱意ある人を歓迎します。</p> <p style="text-align: right;">【冊子3】平成19年度入試案内 p.47 抜粋</p>
繊維学部	<p>繊維学部では次のような学生を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 高い志を持ち、現代の多様な学問分野を融合した学際領域的な科学技術を学ぶことに強い関心を持つ学生</li> <li>(2) 明確な目的意識と強い勉学意欲を持ち、進化する科学技術に対応するように、より高い専門的・実践的能力を得ることを目指していく学生</li> <li>(3) 地域社会や国際社会に貢献するために必要な、豊かな教養と人間性を高めようとする意欲を持った学生</li> </ul> <p style="text-align: right;">【冊子3】平成19年度入試案内 p.47 抜粋</p>
人文科学 研 究 科	<p>上記の教育の成果を追求するため、本研究科の学生には、以下の能力や意欲が素養として要求されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 専攻する専門領域の基礎学力</li> <li>2) 課題の文章などを的確に理解し、それに基づいて判断でき表現できる能力</li> <li>3) プレゼンテーション能力</li> <li>4) 学問研究に対する強い意欲</li> </ul> <p style="text-align: right;">(人文科学研究科ホームページ抜粋)</p>
教 育 学 研 究 科	<p>学部での勉学経験を踏まえてさらに高度の研究を行いたい人、学校現場でのこれまでの指導法を省察して学問的基盤を持ちたいと考えている人を求めます。</p>
経済・社会 政策科学 研 究 科	<p>経済・社会政策科学専攻 地域社会イニシアティブ・コース</p> <p>本専攻は、職場や地域社会といった「フィールド」を持った社会人を対象とする社会人大学院です。</p> <p>地域社会を構成する組織や個人が、蓄えた知識や経験を活かし、豊かな発想力と行動力をもって地域づくりに関わる能力を身につけるだけでなく、自分の職場経験や地域社会について立ち止まって考える、地域づくりのためのフォーラムでもあります。</p> <p>グローバル（国際）化とローカル（地域）化の2つの変化の流れのなかで、自らすすんで〈地</p>

	<p>域づくり〉に携わり、課題を的確に分析し、解決の方向性を見出すことができる人材を育成することが、信州大学大学院 経済・社会政策科学研究科が新たに提供する地域社会イニシアティブ・コースの目的なのです。</p> <p>(経済・社会政策科学専攻ホームページ抜粋)</p> <p>イノベーション・マネジメント専攻 (経営大学院)</p> <p>経営大学院は、先端技術と市場の動向に関する深い理解を併せて持ち、組織改革を達成できる人材の養成を狙いとしています。既存の柵を乗り越え、新たなビジネスモデルを構築することをイノベーションというのならば、イノベーションを達成するためには、「組織の壁」「市場の壁」「技術の壁」の3つの壁を乗り越えることが必要です。この3つの壁の根底には、既成概念を乗り越えられない、乗り越えようとしなない、私たちの「意識の壁」があります。本大学院には、20代から60代までの幅広い年代に渡る、様々なキャリアを持つ大学院生が、各々の抱える「壁」を乗り越えるべく、日々、研鑽に励んでおります。社会人大学院生は、企業あるいは行政機関で働き、組織が直面する問題を解決しようとする者、あるいは創業を目指す者であり、経営大学院の研究教育は、机上の空論ではなく、常に実務の最前線を意識したものとなっています。</p> <p>経営大学院は、平日夜間と土曜日に開講する社会人を対象とした大学院です。先端技術と市場の動向に関する深い理解を併せて持ち、組織改革を達成できる人材の養成を狙いとしています。経営大学院で学ぶ人は、企業あるいは行政機関で働き、組織が直面する問題を解決しようとする者、創業を目指す者であり、本専攻の研究教育は、常に実務の最前線を意識したものとなっています。</p> <p>「信州大学経営大学院」では、例えば以下の様な社会人院生を想定しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 既に企業などの経営に携わっているか又は経営層を目指して、経営の基本問題を深く習得したいとする人。</li> <li>2) 技術畑で勤務してきたが、市場の動向や製品開発の手法、組織運営の方法などを知る手掛かりを探している人。</li> <li>3) 経営実務には詳しく市場の動向にも明るい、技術の最新動向を見極めたり、技術をビジネスに繋げる視野を養いたいとする人。</li> <li>4) 既に工学修士や理学博士などの学位を持っているが、海外との事業提携などのために、マネジメント修士を求めようとする人。</li> <li>5) 現在勤務しているところでは、技術、組織、市場、経営戦略などが十分に学べないので、実践的な知識と手法を身につけたいとする人。</li> <li>6) 官庁や団体に勤務しているが、変化の激しい社会ニーズに応えるため、新しい情報や発想を吸収しようとする人。あるいは新しい民間発想、起業家発想を取り入れる必要があると考えている人。</li> <li>7) これまでの勤務環境に限界を感じていて、自己研鑽を図って突破口を見つけようとしている人。</li> <li>8) 自己流の起業を実践してきたが、一層の飛躍のために、本格的な経営議論に触れて刺激を得たいと思っている人。</li> <li>9) その他、自分を磨いていくことに労を厭わず、自己投資を惜しまない人。問題意識を持った人たちとのネットワークを求めている人。</li> </ol> <p>(信州大学イノベーション・マネジメント専攻 (経営大学院) ホームページ抜粋)</p>
<p>医学系 研究科</p>	<p>○医科学専攻(修士課程)では、本専攻の目的を達成するために、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 21世紀の医学を支える研究者</li> <li>2) 高度の専門性を有する医療職業人</li> <li>3) 医療・福祉・介護・看護分野の行政官</li> <li>4) 健康教育を担う教育者</li> </ol> <p>を目指し、それにふさわしい情熱と基礎学力を持つ人を求めています。</p> <p>○保健学専攻 (修士課程) では以下のような学生を求めています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 高い倫理観と豊かな人間性を有し、人類の幸福と福祉の向上に熱意ある者</li> <li>2) 科学的思考による問題解決能力を有し、国際的視野でものごと考えることができる者</li> <li>3) 高度専門職業人として、地域社会の保健医療に貢献する意欲のある者</li> <li>4) 保健・医療・福祉において、指導的役割を担う意欲のある者</li> <li>5) 将来の保健学における教育者・研究者を志望する基礎学力と熱意のある者</li> </ol> <p>○医学系専攻(博士課程)では、本専攻の目的の下に、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 医学の基礎的あるいは臨床的研究に情熱をもって取り組む人</li> <li>2) 世界をリードする最先端の研究を目指す意欲をもっている人</li> <li>3) 医学研究のために、社会人として広く学問領域における高い基礎学力、見識を身につけた人</li> </ol>

	<p>を求めています。</p> <p>○臓器移植細胞工学医科学系専攻(博士課程・独立専攻)では本専攻の目的を達成するために、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 移植・再生医療に関連して感染症学, 免疫学, 発生工学, 再生医学などを習得し, これらの分野を中心に幅広い分野で活躍できる医科学研究者</li> <li>2) 臨床医に移植・再生医学研究を指導し, これらの研究分野で指導的立場に立てる臨床医</li> <li>3) 研究および臨床面で生命倫理的視点を大切にする臨床医および医科学研究者</li> <li>4) 臓器移植に必要な手術材料や人工臓器材料となる生体高分子材料について十分な知識を有する医科学研究者および臨床医</li> </ol> <p>を目指しこれにふさわしい情熱と基礎学力を持った人を求めています。</p> <p>○加齢適応医科学系専攻(博士課程・独立専攻)では, 本専攻の目的を達成するために、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) ヒト発生・発達・老化現象および諸疾病の基礎研究に関心があり, 熱意と意欲がある人</li> <li>2) 新規予防医学の創出と, 研究成果の医療そして社会への還元に関心があり, 熱意と意欲がある人</li> <li>3) 健康推進事業や健康科学啓発に関心があり, 熱意と意欲がある人</li> </ol> <p>を求めています。</p> <p style="text-align: right;">(医学系研究科・医学部ホームページ抜粋)</p>
<p>農学研究科</p>	<p>自然と人が共生する持続的社会的創造に貢献できる高度専門職業人を志す人を求めています。農学分野の幅広い基礎学力を有し, 食料生産, 持続的農林業, 森林と田園環境の保全, 生命現象, 食と健康に関わる今日的課題の解決のために, 食料生産科学, 森林科学, 応用生命科学および機能性食料開発の各専門分野で研究を進展させる意欲ある人を歓迎します。</p> <p style="text-align: right;">(農学研究科ホームページ抜粋)</p>
<p>総合工学系研究科</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 21世紀における新たな産業創成の中核を担う高度専門職業人や研究者を目指す人材を積極的に受け入れる。</li> <li>2. 信州大学発のシーズを社会に還元することに強い意欲を持って, 高度専門技術者や研究者を目指す人材を積極的に受け入れる。</li> <li>3. 研究分野の学際化, 多極化, 複雑化を視野において, 異分野との積極的な融合研究や共同研究, 地域との連携研究を目指す人材を積極的に受け入れる。</li> <li>4. 人間と自然との融合・調和を図る環境システムの構築に意欲をもつ人材を積極的に受け入れる。</li> <li>5. 高度なものづくり技術の創成とその基礎科学の探究を目指す人材を積極的に受け入れる。</li> <li>6. 山岳・里山地域を対象とした新たな学問形成を目指す人材を積極的に受け入れる。</li> <li>7. 食料, バイオ, 生命科学などの総合的な研究を先進的に取り組む意欲のある人材を積極的に受け入れる。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(総合工学系研究科設置申請書 p.18 抜粋)</p>
<p>法曹法務研究科</p>	<p>第一に重要なのは, 社会・経済が大きく変遷し, 価値が目まぐるしく変動していく中, 今後法曹を担う人材には, 単なる法律知識や狭い法的視野ではなく, 社会や経済の情勢・動向を把握する能力, 幅広い教養や豊かな知性を備えていることが求められるという点です。法といえども, 社会から完全に独立した存在では有り得ず, その歴史性や現在の価値観に大きく影響されることを忘れてはいけません。本法科大学院では, こうした観点に立ち, (1)法の適用対象となる社会的事象の意義や本質的価値の所在を的確に把握するとともに, (2)立法趣旨や合目的性の原則に照らして法を適切に運用することができる, 潜在的能力を持った方を積極的に受け入れていきたいと考えています。</p> <p>第二に, 第一の点とも大いに関連しますが, 本法科大学院では, 何も入学者を法学既修者に限るのではなく, むしろ, 法学の既修未修を区別することなく, 学部の履修過程において個別専門的な分野で学問を習得し鋭い洞察力を有する人材を受け入れていく方針です。勿論, 既修者と未修者では法律知識等の面で実際的な開きがありますが, これはカリキュラムや受講体制における工夫で対応することが可能です。むしろ, 今後の法曹にとって「的確な事実認識と生きた法の運用」という要素が重要視されてくることを考えますと, 多様なバックグラウンドを持った人材に法曹への門戸を開放していくことが本法科大学院の使命であると考えます。</p> <p>第三に, 法科大学院制度では, 法学部以外の学生のほかに, 社会人を受け入れることで, 社会活動や企業活動を踏まえた実践的な法曹の育成を目指しています。本法科大学院でもこうした制度の趣旨に沿って, 社会人経験のある方の受入れを行います。特に, 本法科大学院は経済学部を母体として設立された経緯もあり, 企業法曹や各取引分野で活躍されてきた人材を受け入れるほか, 近年の科学技術の発展・普及に応じた法曹を養成していく観点から, 医学やエンジニアリング等の高度な科学技術の研究や実務に携わってこられた方々も積極的に受け入れていく方針です。</p> <p>第四に, 我が国では法曹人口が首都圏等の大都市圏に集中する一方で, 長野県を含めた地方では法曹過疎といわれる状態が続いています。今後, 地方では少子高齢化による影響を相対的に強く受けることが予想されるほか, 経済的・社会的な基盤という面でも相対的に弱い地位に甘んじる可能性が相当程度あります。こうした地方の実情に応じた法曹を育成していくために, 地域法曹となる意欲や使命感を有する人材を受け入れていく所存です。</p> <p style="text-align: right;">(法曹法務研究科ホームページ抜粋)</p>

また、入学者選抜の基本方針として、各選抜方法の実施方針、募集人員、実施方法等を定め、求める学生像とともに入試案内や学生募集案内、ホームページに掲載している。(別添資料4-1-1-1参照)

次に、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)の公表・周知の方法は、県内高等学校や関係機関への入試案内や学生募集案内の配布(資料4-C参照)、毎年開催しているオープンキャンパス等での参加者への入試案内等の配布及び説明、ホームページでの公開(別添資料4-1-1-2参照、18年度は19万件を超えるアクセスがあった(資料4-D参照))により行っている。

資料4-C「入試関係刊行物の配付先・配付数」

刊行物	配付先	配付数	刊行物	配付先	配付数
平成19年度 入試案内	各国立大学	82	平成19年度 学生募集案内	各国立大学	82
	長野県内各高等学校	126		長野県内各高等学校	126
	受験生等	11,792		受験生等	24,292
	学内関係者	1,000		学内関係者	1,000
	合計	13,000		合計	25,500

資料4-D「信州大学ホームページの入試情報へのアクセス数」

18年度の入試情報へのアクセス件数			
月	アクセス件数	月	アクセス件数
4	8,063	10	11,964
5	7,712	11	15,442
6	10,042	12	12,132
7	13,219	1	20,635
8	10,944	2	40,601
9	11,799	3	30,010
		合計	192,563

【分析結果とその根拠理由】

本学及び各学部等の理念・教育目標に基づいた入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を示している。それらを掲載した入試案内や学生募集要項等を県内高等学校へ広く配布するとともに、ホームページでも公開し、広く周知している。

以上の状況から、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)が明確に定められ、適切に公表、周知されていると判断する。

別添資料

4-1-1-1「各学部、研究科のアドミッション・ポリシー掲載刊行物等一覧」

4-1-1-2「入試情報及び入学者受入方針ホームページ等抜粋」

観点4-2-1： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

【観点に係る状況】

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に明示されている本学及び各学部等の求める学生像に沿った学生を受け入れるため、入学者選抜の基本方針に沿って、学部では、一般選抜（前期日程及び後期日程）、AO選抜、特別選抜（推薦特別選抜、帰国子女特別選抜、中国引揚者等子女特別選抜、社会人特別選抜）、私費外国人留学生入学者選抜及び第3年次編入学試験を資料4-Eのとおり実施している。

資料4-E「学部の入学者選抜」

学 部	選 抜 方 法	
人文学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般選抜：前期日程(135名)：センター試験，総合問題 ：後期日程(20名)：センター試験，小論文</li> <li>帰国子女特別選抜：学科試験等(英語，小論文)，面接</li> <li>中国引揚者等子女特別選抜：学科試験等(英語，小論文)，面接</li> <li>私費外国人留学生選抜：日本留学試験，小論文，面接</li> <li>第3年次編入学試験(10名)：英語，専門科目，面接</li> </ul>	
教育学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般選抜：前期日程(166名)：センター試験，専攻により個別試験，実技検査，面接又は小論文 ：後期日程(52名)：センター試験，専攻により小論文，面接，個別試験，実技検査又は課さない</li> <li>推薦特別選抜I（教育カウンセリング課程は除く）(62名)：面接，専攻により小論文又は実技検査</li> <li>社会人特別選抜：小論文，面接</li> <li>私費外国人留学生選抜：日本留学試験，一般選抜(前期日程)の個別試験，面接</li> </ul>	
経済学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般選抜：前期日程(125名)：センター試験，小論文 ：後期日程(25名)：センター試験</li> <li>推薦特別選抜I（一般推薦32名，特別推薦（商業に関する学科対象）3名）：面接（口頭試問）</li> <li>私費外国人留学生選抜：日本留学試験，英語，小論文，面接</li> <li>第3年次編入学試験(30名 高等専門学校特別編入を含む)：小論文又は課題レポート，面接</li> </ul>	
理学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般選抜：前期日程(80名)：センター試験，学科により個別試験，面接又は小論文 ：後期日程(121名)：センター試験，個別試験</li> <li>AO選抜(地質学科4名)：第一次選抜：書類審査，第二次選抜：実地試験，面接，最終選抜：センター試験</li> <li>推薦特別選抜I（物質循環学科5名）：面接</li> <li>帰国子女特別選抜：小論文，面接</li> <li>中国引揚者等子女特別選抜：小論文，面接</li> <li>私費外国人留学生選抜：日本留学試験，面接</li> <li>第3年次編入学試験(10名)：学力試験，面接</li> </ul>	
医学部	医学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般選抜：前期日程(40名)：センター試験(2段階選抜あり)，個別試験，面接，小論文 ：後期日程(45名)：センター試験(2段階選抜あり)，個別試験</li> <li>推薦特別選抜II(10名)：センター試験，面接</li> <li>私費外国人留学生選抜：日本留学試験，小論文，面接</li> <li>第3年次編入学試験(5名まで)：第1次選抜：書類選考，第2次選抜：論文発表，面接</li> </ul>
	保健学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般選抜：前期日程(95名)：センター試験，個別試験 ：後期日程(27名)：センター試験，面接</li> <li>推薦特別選抜I（看護学専攻10名，検査技術科学専攻5名）：専攻により面接，小論文又は面接</li> <li>社会人特別選抜(理学療法専攻3名，作業療法学専攻3名) ：1次選抜：書類選考，2次選抜：面接</li> <li>私費外国人留学生選抜：日本留学試験，小論文，面接</li> <li>第3年次編入学試験(17名)：学力検査，面接</li> </ul>
工学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般選抜：前期日程(284名)：センター試験，学科により個別試験又は口述諮問 ：後期日程(90名)：センター試験，面接</li> <li>推薦特別選抜I(96名 うち職業教育を主とする学科対象10名)：面接(口述諮問)</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰国子女特別選抜：面接</li> <li>・中国引揚者等子女特別選抜：面接</li> <li>・社会人特別選抜：面接</li> <li>・私費外国人留学生選抜：日本留学試験，面接</li> <li>・第3年次編入学試験(20名)：学力試験(口述試験)</li> </ul>
農学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般選抜：前期日程(93名)：センター試験，学科により化学・生物に関する総合問題又は面接 ：後期日程(52名)：センター試験，学科により個別試験又は小論文</li> <li>・推薦特別選抜 I (30名)：小論文，面接</li> <li>・帰国子女特別選抜：学科により化学・生物に関する総合問題又は小論文，面接</li> <li>・社会人特別選抜(森林科学科)：小論文，面接</li> <li>・私費外国人留学生選抜：日本留学試験，面接</li> <li>・第3年次編入学試験(10名)：面接，小論文 I 及び II</li> </ul>
繊維学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般選抜：前期日程(126名)：センター試験，面接 ：後期日程(84名)：センター試験，個別試験</li> <li>・推薦特別選抜 I (65名 うち職業教育を主とする学科対象4名)：小論文，面接</li> <li>・帰国子女特別選抜：小論文，面接</li> <li>・私費外国人留学生選抜：日本留学試験，面接</li> <li>・第3年次編入学試験(10名)：面接(口頭試問を含む)</li> </ul>

※ 各選抜において，各試験，面接，小論文等の結果と調査書，推薦書等出願書類の内容を総合して判定する。  
選抜のうち人数が示されていないものは，若干名の募集人員。

(出典：平成19年度入試案内，学生募集案内等)

一般選抜では，センター試験において大学教育を受けるのにふさわしい基礎学力等を判定し，個別学力検査において各学部の教育目標や求める学生像に沿った専攻分野で必要とされる基礎的・応用的能力や適性，読解力，論理的思考力，表現力等を計るため総合問題，個別試験，小論文や面接を実施している。また，人文学部と経済学部の前期日程試験では，東京と大阪にも検査場を設置している。

推薦特別選抜では，一般的な学力試験だけでは把握できない意欲，適性，コミュニケーション能力等をみるために学部等の特性に応じ，複数の教員による個別又は集団面接，小論文あるいは実技試験を実施している。経済学部では，推薦特別選抜でスポーツ・文化芸能・ボランティア活動等，通常の学力以外に秀でた学生にも門戸を開くことを目的として，面接による試験を行っている。また，医学部医学科では，平成17年度から長野県の地域医療の充実に寄与すべく長野県内枠推薦特別選抜を実施している。推薦高校には高大連携として医学部教育センター教員及び学部長が直接訪問して志願者，進路指導教員と意見交換して，医療者として高い資質をもつ生徒の発掘に努力している。

研究科では，各研究科の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って，複数回実施する一般選抜，推薦特別選抜，社会人特別選抜，外国人留学生特別選抜及び学部3年次学生を対象とする特別選抜を資料4-Fのとおり実施している。

資料4-F 「研究科の入学者選抜」

研究科	選 抜 方 法	実施期日
人文科学研究科 (修士課程)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般選抜(10名)：前期日程：専門試験，面接諮問 後期日程(私費外国人留学生を含む)：専門試験，外国語試験，面接諮問</li> <li>・社会人特別選抜：前期日程：小論文，面接諮問 後期日程：小論文，面接諮問</li> </ul>	9月14日 2月9日 9月14日 2月9日
教育学研究科 (修士課程)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般選抜(40名，外国人留学生を含む)：筆記試験，口述試験，音楽教育専修のみ実技試験，外国人留学生のみ日本語試験 (学生募集人員の約3分の1は，現職教員等をもって充てる。)</li> </ul>	10月6日
経済・社会政策 科学研究科	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経済・社会政策科学専攻</li> <li>・一般選抜(6名)：秋季募集：小論文，面接試験</li> </ul>	10月11日

(修士課程)		春季募集：小論文，面接試験	3月3,4日
		○イノベーション・マネジメント専攻 ・一般選抜(10名)：小論文，面接試験 ・推薦入学試験：6月期募集：小論文，面接試験 3月期募集：小論文，面接試験	3月8,9日 6月8日 3月8,9日
工学系研究科 (修士課程)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般選抜 旭キャンパス3専攻(70名)：第I期募集：口述試験 第II期募集：専攻により口述試験，外国語試験， 専門科目，面接諮問 第2次募集：専攻により口述試験，外国語試験</li> <li>若里キャンパス6専攻(175名)：18年10月入学：口述試験 第1次募集：口述試験 第2次募集(3専攻のみ)：口述試験</li> <li>常田キャンパス7専攻(66名)：18年10月入学：専攻により外国語科目，専門 科目，面接諮問 第1次募集：専攻により外国語科目，専門科目， 面接諮問 第2次募集：専攻により外国語科目，専門科目， 面接諮問</li> <li>・推薦特別選抜 常田キャンパス7専攻(61名)：面接諮問</li> <li>・社会人特別選抜 常田キャンパス7専攻：18年10月入学：口述試験 全専攻：口述試験</li> <li>・学部3年次生を対象とする特別選抜 旭キャンパス3専攻：専攻により口述試験，外国語科目 若里キャンパス6専攻：口述試験 常田キャンパス7専攻：専攻により外国語科目，専門科目，面接諮問</li> <li>・外国人留学生特別選抜 旭キャンパス2専攻：専攻により口述試験，面接 若里キャンパス6専攻：18年10月入学：口述試験 19年4月入学：口述試験 常田キャンパス7専攻：18年10月入学：面接諮問 19年4月入学：面接諮問</li> </ul>	7月10日 8月21,22日 1月24日 8月7日 8月7日 1月24日 8月1日 8月1日 2月8日 6月30日 8月1日 1月24日又 は2月8日 1月24日 2月26日 2月8,26日 1月24日 8月7日 1月24日 8月1日 2月8日
農学研究科 (修士課程)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般選抜(63名)：第1次：専門科目，外国語，面接 第2次：専攻により専門科目・外国語，面接 第3次：面接</li> <li>・自己推薦特別選抜(機能性食料開発学専攻6名)：口頭試問及び面接</li> <li>・外国人留学生特別選抜：専攻により専門科目，面接</li> </ul>	8月23日 11月27日 2月28日 7月13日 11月27日
医学系 研究科	修士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般選抜(20名)：小論文，外国語，面接試験</li> <li>・社会人特別選抜：小論文，外国語，面接試験</li> <li>・一般選抜(14名)：外国語，面接試験</li> <li>・社会人特別選抜：外国語，面接試験</li> </ul>	9月8日 " 1月27日 1月27日
	博士 課程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般選抜：第1次(76名)：外国語，面接諮問 第2次(54名3次と併せて)：外国語，面接諮問 第3次(54名2次と併せて)：外国語，面接諮問</li> <li>・社会人特別選抜：第1次：外国語，面接諮問 第2次：外国語，面接諮問 第3次：外国語，面接諮問</li> <li>・外国人留学生特別選抜：18年10月入学：外国語，面接諮問</li> </ul>	9月6日 3月7日 3月14日 9月6日 3月7日 3月14日 9月6日
総合工学系研究 科(博士課程)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般選抜：18年10月入学：口述試験 第1次(49名)：口述試験 第2次：口述試験</li> <li>・社会人特別選抜：18年10月入学：口述試験 第1次：口述試験</li> </ul>	8月21日 " 1月31日 8月21日 "

	第2次：口述試験	1月31日
法曹法務研究科 (専門職学位課程)	募集人員(30名)の3割(9名)程度は、社会人・他学部出身者とする。 ・高度技術法曹枠(6名を限度)：適正試験，小論文(東京試験場あり) ・地域法曹枠(6名を限度)：適正試験，小論文，面接  ・一般枠(18名を限度)：適正試験，小論文(東京試験場あり)	11月12日 11月11日 及び12日 11月12日

※ 各選抜において、各試験，面接，小論文等の結果と書類審査を行い，総合して判定する。  
 選抜のうち人数が示されていないものは，若干名の募集人員。

(出典：平成19年度学生募集案内等)

また，法曹法務研究科では，入学者選抜に当たっては「一般枠」，「高度技術法曹枠」，「地域法曹枠」という3つの枠を設け，入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を踏まえて，独立行政法科大学入試センターが実施する法科大学院適性試験または適性試験委員会(財団法人日弁連法務研究財団・社団法人商事法務研究会)が実施する法科大学院統一適性試験，本研究科が実施する小論文試験の結果に加え，これまでの学歴や職歴，社会活動，志望動機等を記載した書類の記載内容を総合的に評価し，入学者選抜を行っている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

各学部・研究科において入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に沿って，多様な学生を受け入れるため，受験機会の複数化や様々な選抜方法を実施し，基礎的な学力や応用能力を持ち，当該分野で学ぶ意欲を持ち，当該分野で必要となる資質(を磨こうとする意欲)を持つ学生を受け入れている。以上の状況から入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に沿った適切な学生受入方法が行われ，実質的に機能していると判断する。

**観点4-2-2：入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)において，留学生，社会人，編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には，これに応じた適切な対応が講じられているか。**

#### 【観点到に係る状況】

本学及び各学部・研究科の求める学生像は，年齢，国籍等を問わず，あらゆる志願者を対象にしたもので，留学生，社会人，編入学生の受入等に関しては，上記観点的資料4-E及び資料4-Fのとおり実施している。

社会人については，学部では，教育学部生涯スポーツ課程2専攻，医学部保健学科2専攻，工学部6学科及び農学部森林学科で実施しており，研究科では，人文科学研究科，工学系研究科，医学系研究科及び総合工学系研究科で社会人特別選抜を実施している。

留学生については，全学部及び工学系研究科，農学研究科，医学系研究科博士課程3専攻において外国人留学生選抜を実施している。

編入学生については，教育学部を除く7学部において第3年次編入学試験を実施している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

留学生・社会人・編入学生に関する求める学生像は，一般の学生と同様とし，それぞれの特性に合わせた選抜方法を取っている。社会人の受入に関しては，大学入試センター試験及び個別学力検査を免除して，志望理由書等の出願書類の審査や面接や小論文の結果を総合して判定を行ったり，留学生の受入では，日本留学試験と面接や小論文の結果を総合して行っている。また，編入学に関しても，学部の特性により受験資格を明確にし，自己申告書等の出願書類の審査や学力試験，口述試験，面接，小論文等の結果により総合して判定を行っている。

以上の状況から、留学生、社会人、編入学生の受入等については、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に応じた適切な方法により行っていると判断する。

#### 観点 4-2-3： 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

##### 【観点到に係る状況】

全学的な入学者選抜は、学長を委員長とする国立大学法人信州大学入学試験委員会（別添資料 4-2-3-1 参照）で基本方針を定め、その方針に基づき必要な業務を信州大学アドミッションセンター（別添資料 4-2-3-2 参照）が行う。それらの統括のもとに、組織間の連携・応援体制、責任体制の明確化等について全学的な調整を行い、適正な入学者選抜実施体制（別添資料 4-2-2-3 参照）を整備し公正に実施している。

また、各学部・研究科においても入試委員会等を組織し、以下の実施体制で実施している。

人文学部では、入試委員会が統括。委員会の構成は、副学部長 1 名、委員長 1 名、委員 2 名。入試時は問題出題採点委員をはじめとして、ほぼ全教職員が出動態勢を取って臨んでいる。

教育学部では、学部長を統括責任者として入試部会（部員 6 名）を中心に全教職員が一丸となって厳正、公正に実施している。入学者選抜のための問題作成は、各専攻で出題者、問題の点検者、採点者を決め、公正におこなっている。

経済学部では、学部長を統括責任者として入試委員会（委員 4 名・入試運用室 1 名）を中心に教授会で公正に実施している。入学者選抜のための問題作成は学部長、入試委員会で出題者、問題の点検者、採点者を決め、また面接においては面接基準を定め、公正におこなっている。

理学部では、入試委員会のもと、適切な体制をとり、公正に実施している。出題委員については、分野を考慮して適切な人材を機密事項扱いで選んでいる。

医学部医学科では、入試委員会が責任を持って実施し、最終可否判定は、医学科会議で行い、公正に実施されている。3 年次編入入学、地域枠推薦入試については、それぞれ特に委員会を設け厳密かつ公正に選考を進めている。

医学部保健学科では、入学試験委員会において、選抜に係る実施組織、試験問題の作成・点検要領等、入学者選抜に係る諸事項等が審議されており、実施体制は適切である。試験問題の作成、試験問題の印刷等に注意を払い、公正さを担保している。

工学部では、準備から合格発表に至る入学試験の実施全般に関しては信州大学工学部入学試験委員会が掌握している。入試問題の作成は工学部長を委員長とする入試問題作成委員会が厳正に対処している。入学試験当日の実施に関しては、工学部長を試験場本部責任者とする実施体制を組織して実施している。

農学部では、各学科から選出された入試委員で構成される入試委員会のもとで、入試実務が行われている。また、学部長任命による出題、採点委員は入試業務日程に従って実務を担う。各学科、専攻では学科長、入試委員により入学者選抜の基本方針、実施スケジュール、役割等が決められ、入試が実施される。各学科、専攻によって入試方法が異なり、可否判定は学科・専攻を中心に行われている。面接や小論文では、多くの教員が採点に当たり客観的で公正な評価をしている。

繊維学部では、試験実施要領を定め、入試委員会のもとに教員及び事務組織が協力して実施する体制をとっている。

##### 【分析結果とその根拠理由】

全学・各学部・各研究科とも、入学者選抜のための体制は責任者が明確に定められており、入学者選抜は公正に実施されていると判断する。

#### 別添資料

- 4-2-3-1 「信州大学入学試験委員会規程」
- 4-2-3-2 「信州大学アドミッションセンター規程」
- 4-2-2-3 「信州大学入学者選抜実施組織」

**観点 4-2-4：** 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

#### 【観点到係る状況】

本学における入学者選抜及び大学入試センター試験の円滑な実施を図るとともに、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に即した入試システムの研究開発及び本学への入学希望者に対する総合的な広報活動等を行うことを目的（前掲 別添資料 4-2-3-2 「信州大学アドミッションセンター規程第 2 条」参照）に、平成 16 年 4 月にアドミッションセンターを設置した。その中に、従来の入学者選抜方法研究委員会で行っていた入試方法改善のための調査・研究の機能を含めた、戦略的な入試方法の企画及び検証や本学の入試システムの研究開発に関する事項の業務を行うため研究開発部門（前掲 別添資料 4-2-3-2 「信州大学アドミッションセンター規程第 4 条第 2 項」参照）を設置し、入学者選抜の改善のための研究・調査や入試システムの研究・開発を行っている。

また、各学部等においては、情報管理分析室の入試情報担当や入試委員会等において、入試問題の内容と入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）との関連についての入試事前・事後チェックや個別入試とセンター入試との点数分布の相関、入試成績と入学後の学業成績との相関等諸データを分析し、それらの分析結果をセンター試験の配点や入試方法の改善に結びつける体制を整えている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入の検証と入学者選抜方法の改善に関する体制は、アドミッションセンターを中心に各学部等の委員会等において実施する体制を整えており、改善に取り組んでいると判断する。

**観点 4-3-1：** 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

#### 【観点到係る状況】

過去 5 年間の入学者選抜の状況は、別添資料 4-3-1-1 のとおりであり、各学部・研究科の入学者数及び定員充足率は、資料 4-G 及び資料 4-H のとおり推移している。

資料4-G

学 部	入学定員	15年度		16年度		17年度		18年度		19年度	
		入学者	充足率								
人文学部	155	184	1.19	158	1.02	173	1.12	165	1.06	166	1.07
教育学部	280	295	1.05	287	1.03	289	1.03	296	1.06	288	1.03
経済学部	195	217	1.11	203	1.04	196	1.06	189	1.02	202	1.09
理 学 部	210	230	1.10	221	1.05	224	1.07	235	1.12	220	1.05
医 学 部	238	242	1.02	249	1.05	241	1.01	245	1.03	245	1.03
工 学 部	470	504	1.07	491	1.04	495	1.05	489	1.04	483	1.03
農 学 部	175	177	1.01	175	1.00	184	1.05	184	1.05	181	1.03
繊維学部	275	304	1.11	303	1.10	305	1.11	310	1.13	293	1.07
計	1,998	2,153	1.08	2,087	1.04	2,107	1.06	2,113	1.06	2,078	1.05

資料4-H

研究科	入学定員	15年度		16年度		17年度		18年度		19年度	
		入学者	充足率								
人文科学	10	7	0.70	20	2.00	15	1.50	13	1.30	12	1.20
教 育 学	40	44	1.10	48	1.20	42	1.05	51	1.28	34	0.85
経済・社会 政策科学	16	34	2.13	11	0.69	26	1.63	17	1.06	24	1.50
医学系	20(34)	25	1.25	23	1.15	33	1.65	21	1.05	53	1.56
農 学	69	70	1.01	80	1.16	70	1.01	85	1.23	72	1.04
工 学 系	379	566	1.49	589	1.55	582	1.54	561	1.48	607	1.60
修 士 計	534(548)	746	1.40	771	1.44	768	1.44	748	1.40	802	1.46
医学系	76	37	0.49	50	0.66	56	0.74	48	0.63	56	0.74
工 学 系	38	57	1.50	76	2.00						
総合工学系	49					55	1.12	59	1.20	45	0.92
博 士 計	114(125)	94	0.82	126	1.11	111	0.89	107	0.86	101	0.81
法曹法務	40					36	0.90	31	0.78	30	0.75
専門職計	40					36	0.90	31	0.78	30	0.75

※入学者数には10月入学者を含む。

「医学系」、「修士計」の入学定員の括弧内は平成19年度の数で、「博士計」の括弧内は平成17年度以降の数を示す。

上記の状況から、学士課程においては、入学者数が入学定員を下回っている学部・学科等はなく、年度や学科等によるばらつきはあるが、大幅に超える学部もない。

修士課程においては、入学者数が入学定員を下回っている専攻も年度により若干あるが、全体として問題はない。ただ、理系の研究科で入学定員を超えている状況であるが、志願者が多いため、指導可能な範囲でより多くの優秀な学生を受け入れていることによる。

博士課程においては、工学系研究科の改組により、平成 17 年度から総合工学系研究科を設置し、順調に学生の受入を図っている。医学系研究科においては、長野県における医師充足率の低さから大学院生を迎えにくいことや卒後臨床研修の必修化等のために充足率が十分ではないが、学生確保につながる新たな教育プログラムを大学院の在り方ワーキンググループにて構築中である。また、ホームページの内容を改善し、また大学院案内を新規に作成する等して広報に努めている。さらに、卒後臨床研修等を利用して、学生募集に努めている。

専門職学位については、設置申請にかかる虚偽申請問題により、定員40名のところ募集人員を30名に抑えて選抜を実施したため、平成18年度と19年度は、入学定員を大幅に下回っている状況である。

#### 【分析結果とその根拠理由】

学士課程においては、入学定員と入学者数の間に大きな乖離はなく、問題はないと判断する。修士課程及び博士課程における入学状況については、適正化に向けて研究科及び専攻や入学定員の見直し等を図る必要がある。

#### 別添資料

##### 4-3-1-1 「過去5年間の入学者選抜の状況」

### (2) 優れた点及び改善を要する点

#### 【優れた点】

- ・ 本学及び各学部等の理念・教育目標に基づいた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を示している。それらを掲載した入試案内や学生募集要項等を県内高等学校へ広く配布するとともに、ホームページでも公開し、広く周知しており、その効果はアクセス数から見て取れる。
- ・ 全学的横断的に入学者選抜を戦略的に検討するための組織として信州大学アドミッションセンターを設置した。

#### 【改善を要する点】

- ・ 修士課程及び博士課程における入学状況については、適正化に向けて研究科及び専攻や入学定員の見直し等を図る必要がある。

### (3) 基準4の自己評価の概要

平成 16 年度に本学の理念・教育目標に沿った入学者受入方針として「信州大学のアドミッション・ポリシー — 私たちが求める学生像—」を成文化し、各学部・研究科においても、平成 17 年 3 月までに求める学生像を成文化した。また、入学者選抜の基本方針として、各選抜方法の実施方針、募集人員、実施方法等を定め、求める学生像とともに入試案内や学生募集案内、ホームページに掲載し、県内高等学校や関係機関への入試案内や学生募集案内の配布、毎年開催しているオープンキャンパス等での参加者への入試案内等の配布及び説明、ホームページでの公開を行っている。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に明示されている本学及び各学部等の求める学生像に沿った学生を受け入れるため、入学者選抜の基本方針に沿って、学部では、一般選抜（前期日程及び後期日程）、A0 選抜、特別選抜（推薦特別選抜、帰国子女特別選抜、中国引揚者等子女特別選抜、社会人特別選抜）、私費外国人留学生入学者選抜及び第 3 年次編入学試験を実施している。研究科では、各研究科の入学者受入方針（アドミッション・

ポリシー)に沿って、複数回実施する一般選抜、推薦特別選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜及び学部3年次学生を対象とする特別選抜を実施している。

全学的な入学者選抜は、学長を委員長とする国立大学法人信州大学入学試験委員会で基本方針を定め、その方針に基づき必要な業務を信州大学アドミッションセンターが行う。それらの統括のもとに、組織間の連携・応援体制、責任体制の明確化等について全学的な調整を行い、適正な入学者選抜実施体制を整備し公正に実施している。

本学における入学者選抜及び大学入試センター試験の円滑な実施を図るとともに、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に即した入試システムの研究開発及び本学への入学希望者に対する総合的な広報活動等を行うことを目的に、平成16年4月にアドミッションセンターを設置した。その中に、従来の入学者選抜方法研究委員会で進めていた入試方法改善のための調査研究の機能を含めた、戦略的な入試方法の企画及び検証や本学の入試システムの研究開発に関する事項の業務を行うため研究開発部門を設置し、入学者選抜の改善のための研究調査や入試システムの研究開発を行っている。

学士課程においては、入学定員と入学者数の間に大きな乖離はなく、問題はない。修士課程及び博士課程における入学状況については、適正化に向けて研究科及び専攻や入学定員の見直し等を図る必要がある。

## 基準 5 教育内容及び方法

### (1) 観点ごとの分析

#### <学士課程>

観点 5-1-1 : 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）、教育課程が体系的に編成されているか。

#### 【観点到る状況】

本学の教育課程は、基準 1 で示した理念・目標を達成するために、学則第 42 条（資料 5-A 参照）に基づき、編成している。また、学則第 43 条のとおり大学における自己形成において専門的知識とともに幅広い知識を獲得し、総合的な判断力や批判的精神、さらには豊かな創造力を培うための機会を提供するために、「共通教育」と「専門教育」の構成となっている。教育課程の構成は資料 5-B のとおりであり、それぞれの学部の教育理念や教育目標に応じて、有機的かつ体系的に関連づけ、学部一貫の教育課程を編成している。

#### 資料 5-A 「信州大学学則」

##### (教育課程の編成)

第42条 各学部は、本学、当該学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

##### (授業科目の区分)

第43条 本学で開設する授業科目は、その内容により共通教育科目及び専門科目に分ける。

(出典：別添資料 1-1-1-1 「信州大学学則」抜粋)

#### 資料 5-B 「教育課程の構成」

共通教育	教養科目	学部・学科（課程）を超えた全学年の素養として必要な科目	
		教養講義 教養ゼミナール	本学の理念・目標に沿って、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための教養科目
	基礎科目	大学教育（学部一貫教育）の基礎となる科目	
		外国語科目	全学生に共通に必要な基礎科目
		健康科学科目	
情報科目			
新入生ゼミナール			
	基礎科学科目	複数の学部で基礎となる科学について共通教育で開講する科目	
専門教育	専門科目	専門入門科目	学部の専門科目として開講され、他学部生は教養科目として履修できる科目（平成 19 年度は 3 科目）
			学部の理念目標達成のための学部又は学科（課程）の独自の専門科目

「共通教育」は、「教養科目」と「基礎科目」で構成され、「教養科目」は、「教養講義」と「教養ゼミナール」から成り、幅広い知識の獲得と総合的な判断力や想像力を養うことを目指す内容である。「基礎科目」は、「外国語科目」、「健康科学科目」、「新入生ゼミナール」及び「基礎科学科目」から成り、専門教育へとつながる内容を有している。

「共通教育」の卒業要件単位は、全学生が共通に学ぶ科目の単位（コア単位、25 単位（医学部医学科は、50 単位）と、各学部の個性を生かすものとしてそれぞれの方針に基づいて設定する単位（上限12 単位（医学部医学科は、25 単位））とから構成され、必修科目は、学習意欲・判断力・課題解決能力等を醸成する共通の基盤となる最小限の科目のみとし、他の科目は、学部の判断や学生自身の自主的判断で、本学の理念・目標等に即して選択できるようにしている。（別添資料5-1-1-1 参照）

専門教育科目は、1 年次から履修が可能な学部もあるが、多くは高年次になるに従い専門科目中心の受講となる。共通教育科目を含む基礎的な科目からより専門的な科目へと段階的履修が可能となっている。また、学部ごとの必修科目、選択科目等の配当は、資料5-Cのとおりである。

（各学部の共通教育の履修表及び専門教育の履修表等は、別添資料5-1-1-2～10 参照）

資料5-C 「各学部の教育課程編成」

人文学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低修得単位数 共通科目 37 単位 専門教育 92 単位 計129 単位</li> <li>・学科・履修コースに応じて「必修科目」（14 単位）、「選択科目」（36～48 単位）、「自由科目」（30～42 単位）</li> <li>「必修科目」：卒業論文（10 単位）、「人間情報学概論」又は「文化コミュニケーション概論」（4 単位）</li> <li>「選択科目」：「選択科目（A）」及び「選択科目（B）」</li> <li>「選択科目（A）」は概論や言語文化史といった専門基礎的な講義科目が主体で、1 年次生から履修することができる科目</li> <li>「選択科目（B）」は各専攻コースの深い専門知識を修得するための演習や実習、あるいは特論や講読</li> <li>「自由科目」：「必修」又は「選択科目（A）（B）」の単位として修得した授業科目以外の科目を指し、他分野、他学科、あるいは他学部の授業科目もすべてこれにあたる。</li> </ul>	
教育学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低修得単位数 共通科目 36 単位 専門科目 88 単位 計124 単位</li> <li>・課程・専攻・分野に応じて「課程必修科目」（19～30 単位）、「課程選択必修科目」（4～24 単位）、「専攻必修科目」（0～10 単位）、「分野（専攻）選択必修科目」（10～36 単位）、「選択科目」（8～56 単位）、「卒業研究」（5 単位必修）</li> </ul>	
経済学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低修得単位数 共通教育 35 単位 専門科目 90 単位 計125 単位</li> <li>・学科に応じて「コア科目」（28 単位）、「選択科目」（44 単位）、「自由科目」（18 単位）</li> <li>専門科目は、AグループからZグループまで近接する領域ごとにグループ化され、上記の区分に指定された授業科目を履修する。</li> </ul>	
理学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低修得単位数 共通教育 37 単位 専門科目 87 単位 計124 単位</li> <li>・学科・コースに応じ「必修科目（卒業研究を含む）」（30～76 単位）、「選択科目」（0～26 単位）、「自由科目」（7～39 単位）</li> </ul>	
医学部	医学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低修得単位数 共通教育 74 単位 専門科目 134 単位 計208 単位</li> <li>・専門科目はすべて必修</li> </ul>
	保健学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低修得単位数 共通教育 25～33 単位 専門科目 92～100 単位 計125 単位</li> <li>・専攻に応じ「学科共通専門科目」（必修11～20 単位）、「看護学専攻基礎科目」（必修8 単位）、「専攻専門科目」（必修72～88 単位）、前記以外にそれぞれの区分から選択として0～7 単位</li> </ul>
工学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低修得単位数 共通教育 35～37 単位 専門科目 87～89 単位 計124 単位</li> <li>・学科に応じ「必修科目」（15～61 単位）、「選択科目」（21～74 単位）</li> </ul>	
農学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低修得単位数 共通教育 37 単位 専門科目 90 単位 計127 単位</li> <li>・学科・コースにより「学部共通科目」（必修科目 0～2 単位、選択科目 0～9 単位）、「学科開設科目」（必修科目 11～44 単位、選択科目（コースにより指定科目等がある） 23～63 単位）、「自由科目」（0～23 単位）</li> </ul>	
繊維学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低修得単位数 共通教育 37 単位 専門科目 87～92 単位 計124～129 単位</li> <li>・学科に応じ「必修科目」（48～92 単位）、「選択必修科目」（0～22 単位）「選択科目」（0～37 単位）、「自由科目」（0～10 単位）</li> </ul>	

【分析結果とその根拠理由】

本学の教育課程は、理念・目標を達成するために、学則に基づき、編成し、「共通教育」と「専門教育」の構成

となっている。それぞれの学部の教育理念や教育目標に応じて、有機的かつ体系的に関連づけ、学部一貫の教育課程を編成している。専門教育では、学部の教育目標の中核を担う授業群を履修しつつ、それを周辺から支える授業群を選択するように配置し、必修科目、選択科目等も適切に担当している。

以上のことから、教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目を適切に配置し、教育課程を体系的に編成していると判断する。

#### 別添資料

- 5-1-1-1 「共通教育履修案内」(抜粋)
- 5-1-1-2 「人文学部学生便覧」(抜粋)
- 5-1-1-3 「教育学部学生便覧」(抜粋)
- 5-1-1-4 「経済学部学生便覧」(抜粋)
- 5-1-1-5 「理学部学生便覧」(抜粋)
- 5-1-1-6 「医学部医学科学生便覧」(抜粋)
- 5-1-1-7 「医学部保健学科学生便覧」(抜粋)
- 5-1-1-8 「工学部学生便覧」(抜粋)
- 5-1-1-9 「農学部学生の手引」(抜粋)
- 5-1-1-10 「繊維学部学習便覧」(抜粋)

#### 観点5-1-2： 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

##### 【観点到係る状況】

共通教育は、「かけがえのない自然を愛し、人類文化・思想の多様性を受容し、豊かなコミュニケーション能力を持つ教養人を育成し、専門教育の基礎となる教育を施しつつ、専門教育と連携して、自ら具体的な課題を見出しその解決に果敢に挑戦する精神とユニークな個性を育成する」ことを目的とし、初等中等教育からより創造的な高等教育へと学生を誘うべく、「自ら考え、学び、問題を解決する能力の育成」を目指すことを意識して、教育課程を編成している。(前掲 別添資料5-1-1-1 「共通教育履修案内」(抜粋) p. 4～5参照)

「教養科目」は幅広い知識を獲得するとともに、総合的な判断力や創造力を養い、これからの時代にふさわしい健全で個性豊かな市民としての意識と行動規範を主体的に見出すことを理念とし、学習意欲・判断力・課題解決能力の育成に資する授業題目が、【環境と人間(環境マインド)】【精神と文化】【世界と地域】【生命と物質】【知の継承と発展】の5つの科目群として提供されている。

「基礎科目」は、大学の学部一貫教育の基礎となる科目として、外国語コミュニケーション能力や情報処理能力、健康管理能力等、本学での学習や卒業してからの生活・学びで必要とされる素養やその基盤を、学生個人あるいは所属学部・学科の特色に応じて履修する科目となっている。(前掲 別添資料5-1-1-1 「共通教育履修案内」(抜粋) p. 7～16参照)

「教養科目」の科目群A【環境と人間(環境マインド)】の科目は、平成10年工学部における取組を皮切りに全キャンパスで「環境マインドをもつ人材の育成プログラム」(平成16年度教育GP採択、詳細はURL: <http://wwweng.cs.shinshu-u.ac.jp/ENVIRON1/ISO14001/ECOMind.html> 参照)を展開し、それに基づき開設された科目である。全学生に1科目(2単位)必修としている。活動の一つとして教職員と学生が協力してエコキャンパスを構築し、その維持・改善という実践的な活動を通じて各キャンパスがISO14001の認証を受けている。(別

添資料5-1-2-1, -2参照)

また、「学生教育の充実」「地域貢献のための活用」及び「大学広報の推進」を目的として平成18年10月に地域ケーブルテレビの1チャンネルを使用して開局した国内初の大学専用チャンネル「信州大学テレビ(SUTV)」では、番組の企画・制作を通じて学生の創造力・コミュニケーション力等のあらゆる能力の開発を目指している。本年度から「教養科目」の科目群E【知の継承と発展】に「放送番組制作ゼミ」を開講し目的に向かって進んでいる。

(「信州大学テレビ(SUTV)」の詳細はURL:<http://www.shinshu-u.ac.jp/tv/>, 別添資料5-1-2-3参照)

専門教育は、各学部の教育の理念・目標に即して授業科目が配置されている。(前掲 別添資料5-1-1-2~10参照)

人文学部では、それぞれの授業は、本学部の「理念」及び「教育研究目標」を踏まえて展開されており、それはシラバスの各授業科目の「授業のねらい」においても各授業科目と本学部の教育研究目標との関連を明示することになっており、授業内容もそれを反映させたものであることが求められている。

人文学部教育の最終目標は、「複雑多様化し混迷する現代社会のあらゆる局面で、不断に根源的な思索を試み、それらに批判的・創造的にかかわってゆくことのできる「実践知」を身につけた、新しい時代の(ネオ・フマニスト)」の育成に他ならない。それぞれの専攻コースで開設されている授業は、言うならばこの「実践知」(思索力、批判力、開拓力、受容力等)を育むことを目標に構築されているのであり、本学部の学生は自分の所属する専攻コースの授業のみならず、自由科目として他専攻の授業も幅広く受講できるようになっており、その資質や能力に応じてこの「実践知」のいくつかの要素を身につけられるような内容となっている。

教育学部では、1年次の共通教育科目については、健康科学科目における「身体知」、教養科目における「環境と人間」等、現代社会の根底的問題群を掴み取ることができる授業内容であり、学部教育課程の趣旨に沿ったものとなっている。学部の専門教育においては、臨床の知の理念を基礎に、学校教育における各領域において、高い専門性を備え、特色ある教員養成を可能にする授業の内容である。

経済学部では、経済学科の教育目標である「問題発見能力・問題解決能力を涵養し、新しい未知の局面に対して柔軟に対応できる実践的企業人・組織人の育成」を図るために、教育課程を大きく「歴史的・制度的アプローチ」と「数理的・数量的アプローチ」とに編成し、さらにこれらと密接な関連を有する経営学、情報、語学等の科目群を配置している。経済システム法学科は「法と政策のエキスパート」の養成という目標を達成するため民法関連科目群、公法・公共政策関連科目群、実践応用科目群をそれぞれ展開している。

理学部では、数学と理科の5分野(数学、物理、化学、生物、地学)に対応する5学科に加えて、環境科学を扱う物質循環学科の合計6学科からなる。それぞれの学科ごとにバラエティに富んだ授業が展開されている。基礎科学の習得を基本としながら、専門の職能を備えた職業人の育成にも努めており、中学校・高等学校教諭一種免許、学芸員資格等の取得に結びつくようにカリキュラム編成がなされている。

医学部医学科では、学生便覧及びシラバスのとおり、授業内容は全体として概ね教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっている。

通常の知識伝達型講義以外に、PBL(問題解決型授業)、チュートリアル(少人数tutorつき自己学習)を開講し、自主研究演習も行っている。

医学部保健学科では、「教養科目」、「外国語科目」については、教育の目的に照らして、相応しい内容の授業科目が開講されている。「専門基礎科目」は「専門科目」への導入として、各専攻の専門性に沿う内容の科目が開講されている。「専門科目」も各専攻の教育理念に沿う内容の科目が、厚生労働省の看護師、保健師、助産師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士養成学校指定規則をみたし、さらに発展させて幅広く開講されている。

工学部では、講義、演習、学生実験を通して、各学科の専門に関する基礎的知識、及び応用力を養う科目であ

り、学科の教育理念や教育目標を達成するための多様な科目が用意されている。

1, 2年次では共通教育科目の他に、各学科の基礎的知識を養うための科目が用意されており、これらの専門基礎科目は演習科目と対になって開設されている場合が多く、各学科の専門に関する基礎学力、基礎知識の徹底を図っている。2, 3年次からは専門科目の講義、演習、学生実験が用意され、4年次では卒業研究が課される。このように、学年進行に伴って基礎固めから応用へと段階的履修が可能となっている。

農学部食料生産科学科では、平成18年度から植物生産コースと動物生産コースの2コースを設定し、それぞれの専門性に合致した授業科目を開講している。科目の内容はコース設定時に学科で十分吟味し教育課程編成の趣旨に沿ったものであることを確認している。そしてその実施に向け、平成19年度から始まる2年次生以降のシラバスの編成作業を進めている。

森林科学科では平成16年度から、JABEE認定を目指した森林環境コースと、田園環境工学コースの2コースを設定し、それぞれの専門性に合致した授業科目を開講している。科目の内容はコース設定時に学科で十分吟味し、教育課程編成の趣旨に沿ったものになっている。

応用生命科学科では、コース制は設定していないが、基礎科目、専門科目ともにその内容は教育課程編成の趣旨に沿うように十分検討された上で開講されている。またそれらは、他学科同様に、学生による授業評価を活用することで、学生の意見をくみ上げ、年度ごとに授業内容の改善をはかっている。

3学科ともそれぞれの専門性に合致したカリキュラム編成を行っており、その教育内容は教育理念に合致した内容である。

繊維学部の教育目標は、(1)優れた人格の形成、(2)進展する科学技術と社会の変化に対応しうる能力、未来想像力、(3)基礎学力に裏づけされた専門性、(4)国際性、(5)情報処理能力を涵養し、技術者、将来の研究者として十分な基本的要素を身につけ、総合的視野と高い能力を備えた人材を養成することである。繊維学部のカリキュラムは、この目標を実現するように作成してある。

学生による授業評価(平成18年度)では、全学の講義と演習の結果は資料5-Dのとおりであり、8割弱の受講生が授業内容は授業の目標にふさわしいものであったと回答している。

#### 資料5-D 「学生による授業評価(平成18年度)結果抜粋」

1. 授業内容は、達成しようとしている目標にふさわしかったか			
強くそう思う	講義：	前期 22.9%、	後期 24.2%
	演習：	前期 23.5%、	後期 30.0%
そう思う	講義：	前期 54.1%、	後期 54.3%
	演習：	前期 54.8%、	後期 51.5%

#### 【分析結果とその根拠理由】

共通教育は、その目的に照らしてふさわしい内容の授業科目を「教養科目」及び「基礎科目」として提供している。「教養科目」の科目群A【環境と人間(環境マインド)】の科目は、「環境マインドをもつ人材の育成プログラム」を展開し、それに基づき開設された科目で、全学生に1科目(2単位)必修としている。活動の一つとして教職員と学生が協力してエコキャンパスを構築し、その維持・改善という実践的な活動を通じて各キャンパスがISO14001の認証を受けている。国内初の大学専用チャンネル「信州大学テレビ(SUTV)」では、番組の企画・制作を通じて学生の創造力・コミュニケーション力等のあらゆる能力の開発を目指し、本年度から「教養科目」の科目群E【知の継承と発展】に「放送番組制作ゼミ」を開講している。

専門教育は、各学部の教育の理念・目標に即して授業科目が配置されている。また、中期計画で授業の目標がカリキュラムの目標に沿ったものであることが求められており、授業評価の結果によりその授業内容は授業の目

標にふさわしいものである。

また、学生による授業評価でも、8割弱の受講生が授業内容は授業の目標にふさわしいものであったと回答している。

以上のことから、授業の内容は全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものであると判断する。

別添資料

- 5-1-2-1 「環境マインド関係シラバス」
- 5-1-2-2 「2007 Eco mind 環境マインドを持つ人材養成」
- 5-1-2-3 「放送番組制作ゼミシラバス」

**観点5-1-3： 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものであるか。**

【観点に係る状況】

各学部の教員の研究活動と教育内容の関連については、基準3 観点3-3-1の別添資料3-3-1-1のとおりである。

その中で、人文学部教員は自らの研究成果（著書、論文等）をシラバスにおいて教科書、あるいは参考書に指定している。代表例は資料5-Eのとおりである。

資料5-E 「シラバスにおいて教科書、あるいは参考書に指定している代表例」

教員名	授業名	著書・論文名	発行所
笹本正治	地域文化変動論資料購読 I	戦国大名の日常生活	講談社
菊池聡	文化情報論 (a)	不思議現象、なぜ信じるのか、心の科学入門	北大路書房
久保亨	東洋史概論 (a)	中国 20 世紀史	東京大学出版会
和田敦彦	日本文学概論 (a)	メディアの中の読書	ひつじ書房
沖裕子	日本語教育学概論 (b)	日本語談話論	和泉書院
杉浦義典	心理検査法	ストレス対処から見た心配の認知的メカニズム	風間書房
吉田隆彦	自然地理学	英語でつづる信州の地理	信濃教育会出版部
橋本功	英語史	英語史入門	慶応大学出版会

※授業名は、平成 18 年度開講授業

また、「文化コミュニケーション概論」（1年次生と3年次編入生の必修科目）においては、平成15年度から学科統一の教科書『文化の記憶と記録』（別添資料5-1-3-1参照）を作成し、それを用いながら人文科学の学問領域であつかう多様な文化事象について、文化コミュニケーション学科所属の教員たちがそれぞれの研究テーマに沿って講義を行っており、学生たちは文化コミュニケーション学科で学ぶことのできる学問の多くを概観することができ、この取組はまさしく各教員の研究成果が授業に生かされている好例といえよう。

経済学部では、教員による研究成果と授業内容の関連を示す代表的なサンプルを別添資料5-1-3-2に示した。研究分野は統計学、金融論、社会政策、開発経済学、行政法、現代日本政治であり、いずれも戦後日本の

経済社会の実証的・理論的分析を中心とする本学部の研究体制の中核部分をなす分野である。

いずれの研究もきわめてアクチュアルな問題と関心のもとに、最先端の成果を挙げており、現代経済社会の変化とそれに由来する実践的・政策的要請に対応するものとなっている。学部教育は当然ながら、基礎的・標準的な知識の伝達を中心となるが、教員による専門的研究成果は、各授業の応用的部分や事例分析において活用されている。

理学部では、授業科目の中で各教員の研究活動の成果を教材、プリントとして利用している（別添資料5-1-3-3参照）。また理学部独自の自前の教科書（基礎理学教科書「化学」「生物」「地学」及び「数学」）を作成する中で、教員の研究内容をその中味として大幅に取り入れ、教材として利用している。（別添資料5-1-3-4、別添資料5-1-3-5参照）

教養教育課程における学生による授業評価（平成18年度）では、全学の講義と演習の結果は資料5-Fのとおりであり、8割の受講生が、担当教員の学問的・専門的識見が感じられると回答している。

#### 資料5-F 「学生による授業評価（平成18年度）結果抜粋」

6. 担当教員の学問的・専門的識見が感じられましたか					
強く思う	講義：	前期	38.3%	後期	39.0%
	演習：	前期	32.0%	後期	40.5%
そう思う	講義：	前期	43.4%	後期	44.2%
	演習：	前期	42.4%	後期	41.4%

#### 【分析結果とその根拠理由】

各学部とも、それぞれの教員の研究成果は、直接的に、または間接的に授業の中で、教科書、参考書、あるいは授業用資料として活用されている。教員の専門領域は多岐に渡り、その多様性を反映した授業科目には、各自の研究成果が十分に反映されており、それぞれの授業内容は、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究成果に基づいている。

また、学生による授業評価では、8割の学生が、担当教員の学問的・専門的識見が感じられたと回答している。

以上のことから、授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものと判断する。

#### 別添資料

5-1-3-1 人文学部教科書「文化の記憶と記録」（抜粋）

5-1-3-2 「経済学部教員による研究成果と授業内容の関連を示す代表的なサンプル」

5-1-3-3 理学部「シラバス」（抜粋）

5-1-3-4 「基礎理学教科書『化学』『生物』『地学』『数学』（抜粋）

5-1-3-5 理学部「シラバス」（抜粋）

**観点5-1-4：** 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

## 【観点に係る状況】

他学部授業の履修について、信州大学学則第 49 条（資料 5－G 参照）に定め、学生の就学目的に照らして適切と認められれば、教授会の議を経て履修が認められる。

## 資料 5－G 「他の学部の授業科目の履修等」

（他の学部の授業科目の履修等）

第 49 条 学生は、他の学部の授業科目を履修し、又は聴講することができる。

2 前項の規定により他の学部が開設する専門科目を履修した場合は、12 単位を超えない範囲で本学の卒業に必要な単位に算入することができる。

3 他の学部における授業科目の履修等に関し必要な事項は、各学部において定める。

（出典：「信州大学学則」（別添資料 1－1－1－1））

また、共通教育では、他学部等の学生の履修が可能な入門的内容の科目については、「専門入門科目」と呼び、当該学部学生にとっては高年次への接続教育と位置づけ、他学部学生にも履修を許可し、所属学部の判断で「教養科目」の単位としている。（資料 5－H 参照）

## 資料 5－H 「専門入門科目」

## 8. 専門入門科目

幅広い専門性を有する全学の教員集団の豊富な資源を共通教育に最大限活用するため、各学部・学科で開講する専門科目のうち、他学部・学科の学生の履修が可能な入門的内容の専門科目については、「専門入門科目」と呼び、その履修を許可しています。

専門入門科目は、難易度をシラバスに明示して、他学部・学科学生の履修選択の便宜を図ります。この科目の扱いは、次の通りです

【開講する当該学部・学科の学生】「専門科目」として履修します。

【開講する学部・学科以外の学生】学生の所属する学部の判断で、「教養科目」の単位として認定可能です。

（出典：「共通教育履修案内」（抜粋）（別添資料 5－1－1－1））

他大学等との単位互換について、信州大学学則第 50 条（資料 5－I 参照）に定め、学生の就学目的に照らして適切と認められれば、教授会の議を経て履修が認められる。

## 資料 5－I 「他の大学等における授業科目の履修」

（他の大学等における授業科目の履修）

第 50 条 学部において教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、学生が当該他大学等の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により他大学等において履修した授業科目について修得した単位は、60 単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、学部において教育上有益と認めるときは、第 57 条第 1 項に規定する休学により学生が外国の大学又は短期大学（これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大学等」という。）において履修した授業科目について修得した単位について準用する。

4 第 2 項の規定は、学部において教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修して修得した単位及び学生が外国の大学等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修して修得した単位について準用する。

5 第 1 項の規定により他大学等において授業科目を履修した期間は、本学の在学期間に算入する。

6 他大学等及び外国の大学等における授業科目の履修に関し必要な事項は、各学部において定める。

（出典：「信州大学学則」（別添資料 1－1－1－1））

なお、本学を含む県内の 7 大学（信州大学・諏訪東京理科大学・清泉女学院大学・長野県看護大学・長野大学・松本歯科大学・松本大学）で単位互換協定を締結し、平成 17 年度より学生の受け入れ、派遣を行っており、平成

18年度は7大学で計約2000科目（前・後期開講合計）が提供されている。平成19年度からは大学院における単位互換も可能とした。（資料5-J参照）

資料5-J 「長野県内7大学間での単位互換協定締結HPニュース画面」

2005.01.28 長野県内の7大学間で単位互換協定を締結

信州大学は、長野県内に6校ある4年制大学[諏訪東京理科大学(茅野市)、清泉女学院大学(長野市)、長野県看護大学(駒ヶ根市)、長野大学(上田市)、松本歯科大学(塩尻市)、松本大学(松本市)]と単位互換協定を締結しました。

締結した単位互換制度は、平成17年4月から、在籍していけない大学でも卒業に必要な単位を取得できるものです。学部2年生から他大学の授業を履修でき、検定料、入学金および授業料は不要で、卒業に必要な124単位のうち、各大学とも60単位を上限(ただし、実習が中心となる県看護大は4単位)に単位互換を認めます。開講する授業は各大学ともこれから決定しますが、信州大学の場合、約1000科目の授業を対象に考えています。

1月28日、松本市内で行われた協定書の調印式で小宮山淳学長は、「学生の多様なニーズに応えるとともに、学生同士の交流も期待される。信州の地に、より多くの優れた学生が集まり、地域貢献に力を発揮する人材を共同して育成したい」と抱負を語りました。

(学生部)



また、海外の大学との単位互換は、学術交流協定の締結先との間で行われている。実績のある締結先は資料5-Kのとおりである。

資料5-K 「学術交流協定締結先」

カトリック大学 (韓国), 光云大学 (韓国), マンハイム大学 (ドイツ), ライプツヒ大学 (ドイツ), ラ・ロッシュェル大学 (フランス), カムチャツカ国立教育大学 (ロシア), カトリック大学ルーヴェン (ベルギー), 北京外語大学 (中国), ユタ大学 (合衆国, 語学研修 (教育学部)), カーティン工科大学 (オーストラリア, 研修 (医学部保健学科))
--

インターンシップ、ボランティア関連科目として、資料5-Lの学部における授業が開設され、単位認定されている。

資料5-L

人文学部	「インターンシップ企業等体験実習」「インターンシップ海外日本語教育実習」 (別添資料5-1-4-1参照)
教育学部	「生涯スポーツ臨地演習」(別添資料5-1-4-2参照)
経済学部	「インターンシップ」「ボランティア」(別添資料5-1-4-3参照)
工学部	「学外特別実習」(インターンシップ)「ボランティア特別実習」(別添資料5-1-4-4参照)
農学部	「インターンシップ」(別添資料5-1-4-5参照)
繊維学部	「インターンシップ」(別添資料5-1-4-6参照)

編入学への配慮としては、教育学部を除く7学部で3年次編入学を実施しており、既習得単位については、認

定対象科目を各学部・全学教育機構の該当する授業担当者がシラバス等により調査し、教授会の議を経て単位認定される。

特に経済学部では、編入生に対する配慮としては、学生便覧にあるように、両学科共に編入生向けの独自のカリキュラムを設けていることに加えて、編入生向けの導入教育として「編入生特別演習」を開講している。(5-1-4-7参照)

【分析結果とその根拠理由】

本学においては、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換制度、学術交流協定に基づく単位互換を前提とした交換留学、インターンシップやボランティア科目の開設や3年次編入学生への配慮等様々な取組を行っている。

以上のことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

別添資料

- 5-1-4-1 人文学部「シラバス」(抜粋)
- 5-1-4-2 教育学部「シラバス」(抜粋)
- 5-1-4-3 経済学部「シラバス」(抜粋)
- 5-1-4-4 工学部「シラバス」(抜粋)
- 5-1-4-5 農学部「シラバス」(抜粋)
- 5-1-4-6 繊維学部「シラバス」(抜粋)
- 5-1-4-7 「経済学部学生便覧」(抜粋)

観点5-1-5： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

単位の实質化については、平成18年度に採択された現代GP「自ら学び、学び続ける人材育成の基盤形成」(<http://zengaku.shinshu-u.ac.jp/gp/index.php?topic=General>)を推進するため、補助・自学自習用e-Learningモジュール教材の整備を中心に、単位の实質化の目的である、授業時間外の学習促進による教育効果の向上を目指しており、これを行う授業も増えている。(資料5-M, 別添資料5-1-5-1「共通教育履修案内」(抜粋) p.86~87参照)

資料5-M「e-Learning登録授業科目」(e-ALPS (信州大学 e-Learning システム))

学部等	18年度	19年度	学部等	18年度	19年度	
共通教育	教養科目	1	25	人文学部	5	56
	外国語科目	4	54	教育学部	2	32
	健康科学科目	0	2	経済学部	2	47
	情報科目	1	4	理学部	6	22
	新入生ゼミナール科目	2	27	医学部	3	53
	基礎科学科目	0	18	工学部	0	3
合計	8	130	繊維学部	1	11	

(詳細は、[http://el.shinshu-u.ac.jp/webapps/portal/frameset.jsp?tab\\_id=\\_2\\_1](http://el.shinshu-u.ac.jp/webapps/portal/frameset.jsp?tab_id=_2_1))

教養教育課程においては、履修登録単位数の上限を全学部において同一比率による共通の基準のもとに、1年次に必修となる単位数の20～30%増しとなるよう、学期ごとに定められている。(資料5-N参照) 2007 共通教育履修案内(前掲 別添資料5-1-1-1参照)には、履修登録単位数の上限は「履修する授業のひとつひとつに十分な時間を掛けて皆さんが学習することを求めるために定めています。」と記述し、学生に周知している。

専門科目においても、単位取得のための学習時間のガイダンスでの解説、一日の必修開講科目数を最小限にする等の措置を採っている。

資料5-N「各学部の共通教育の履修登録単位数の上限設定」

人文学部	前20 後20 通年40	工 学 部	環境・情報・物質	前22 後22 通年44
教育学部	前20 後20 通年40		社会・機械	前21 後21 通年42
経済学部	半期22 通年40		電気	前19 後19 通年38
理学部	前22 後22 通年44	農学部	前22 後22	
医 学 部	医学科1年	前30 後30	繊維学部	前22 後22
	保健学科1年	前14 後14		
	医学科2年	前20 後20		
	保健学科2年	前18 後18		

また、学生による授業評価(平成18年度)では、全学の講義と演習の結果は資料5-Oのとおり、過半数の受講生が、授業時間外学習の情報提供・指示が十分与えられたと回答している。

資料5-O「学生による授業評価(平成18年度)結果抜粋」

4. 授業時間外学習の情報提供・指示が十分与えられましたか					
強くそう思う	講義	前期	16.1%	後期	17.1%
	演習	前期	16.2%	後期	22.1%
そう思う	講義	前期	39.8%	後期	42.9%
	演習	前期	39.5%	後期	43.4%

【分析結果とその根拠理由】

単位の実質化のために、授業時間外の学習促進による教育効果の向上を目指した補助・自学自習用 e-Learning モジュール教材の整備や履修登録の上限設定が行われている。

また、授業評価では過半数の受講生が、「授業時間外学習の情報提供・指示が十分与えられた」と回答している。以上のことから、単位の实質化に対する配慮は適切であると判断する。

別添資料

5-1-5-1「共通教育履修案内」(抜粋)

観点5-1-6: 夜間において授業を実施している課程(夜間学部や昼夜開講制(夜間主コース))を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

観点5-2-1： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

【観点に係る状況】

科目の授業形態については、信州大学学則第45条（資料5-P参照）に基づいて、教育の理念・目標を踏まえ、各学部においてその分野の特性に応じた構成やバランスに配慮している（資料5-Q参照）。また、資料5-Rに示す中期計画にあるように、情報機器を活用したe-Learningの拡充への努力が、また講義科目においても双方向性のある授業・少人数クラスへの努力が、大学の方針として行われている。

資料5-P「授業の方法等」

（授業の方法等）

- 第45条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 学部及び全学教育機構は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項に規定する授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 学部及び全学教育機構は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 学部及び全学教育機構は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

（出典：「信州大学学則」（別添資料1-1-1-1））

資料5-Q「授業形態別の平成19年度開講授業科目数・割合（%）」

開講部局	合計	講義	演習	実験・実習	実技	e-Learning	その他
人文学部	814	361(44.3)	396(48.7)	57(7.0)			
教育学部	893	336(37.6)	468(52.4)	69(7.7)	20(2.3)		
経済学部	307	100(32.6)	181(59.0)	5(1.6)			21(6.8)
理学部	300	184(61.3)	66(22.0)	50(16.7)			
医学部	363	231(63.6)	37(10.2)	95(26.2)			
工学部	500	344(68.8)	86(17.2)	70(14.0)			
農学部	459	167(36.4)	249(54.2)	43(9.4)			
繊維学部	410	305(74.4)	41(10.0)	62(15.1)			2(5.0)
共通教育（全学教育機構）	1183	740(62.6)	375(31.7)	13(1.1)	38(3.2)	17(1.4)	
全学部	5229	2768(52.9)	1899(36.3)	464(8.9)	58(1.1)	17(0.3)	23(0.5)

資料5-R「中期計画抜粋」

【授業形態、学習指導法等に関する具体的方策】

- 1) 平成16年度よりe-Learningシステムの積極的活用による、多面的・効果的な自主学習の環境整備を推進する。

## 4) 演習・実習・実験以外の講義科目についても双方向の少人数教育を促進する。

(出典 信州大学中期目標・中期計画 (別添資料 1-1-1-5))

共通教育における受講人数基準は、科目区分及び授業形態に応じて、「信州大学共通教育の実施に関する要項」に資料5-Sのとおり定められている。

資料5-S 「共通教育における受講人数基準」

科目区分	授業形態	受講人数基準
教養科目	講義	100人
	演習	20人
外国語科目	実習 (英語)	25～40人
	実習 (初修外国語)	25～40人
	演習	25人
健康科学科目	講義	100人
	演習	20人
	実習	15～30人
情報科目	演習又は講義	50～100人
新入生ゼミナール科目	演習	20人
基礎科学科目	講義・演習	50～60人
	実験	40人

教養ゼミナール(教養科目演習)は、学部・学科を越えた学生が広く参加する、少人数クラスで実施されるテーマ別ゼミナールであり、4年間(又は6年間)を通じた課題探求能力育成の端緒となるものであり、学生に受講を強く勧めている。(前掲 別添資料5-1-1-1「共通教育履修案内」(抜粋) p.19～20 参照)

多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器を活用した授業として、主にコンピューターネットワークを利用して通常の講義と同様に単位取得可能な自学自習方式の講義を行ったり、通常の対面講義の支援・補完として利用するe-Learningシステムを構築した。全ての授業を、情報通信技術(ICT)を利用したe-Learningで実施するEA(e-Learning All)授業と、さまざまな学習支援がe-Learningで提供されるEB(e-Learning with Blending)授業がある。(前掲 別添資料5-1-1-1「共通教育履修案内」(抜粋) p.39～40, p.86～87 参照)

専門科目においては、実験、実習、演習を重視しつつも、開講授業のバランスとしては講義形態の授業も含め全体がバランスよく開講されている。例示として4学部の状況を以下に示す。

人文学部では、幅広く深い研究をすることができる素地を作るための概論系講義が選択科目(A)として、より深く専門分野の学問を考究し、専門の学問研究に従事できるように、選択科目(B)として特論(特殊講義)、原書(資料)講読、演習、実験、実習等を数多く開設しており、それらの授業はバランスよく組み合わせられ開講されている(前掲 別添資料5-1-1-2参照)。フィールドワーク型授業についても、社会学、文化情報論、日本史学、日本文学分野等において、主に信州をフィールドにして様々な形でそれが実施されている。(別添資料5-2-1-1参照)

経済学部では、講義形式の授業のほかにも多数の演習形式の授業が開講されている。演習形式の授業は、1クラス20人前後の規模が標準で、少人数で対話・討論型の授業である。また、演習のなかには、フィールド観察や実習を取り入れているものもある。情報機器の活用の面では、全学生にノートパソコンを購入することを求め、情報処理未履修の1年次生に基礎的な情報処理の技能を修得させるための「情報処理入門」をはじめ、より発展した情報処理の手法や仕組みを学習させる科目等多数の情報処理科目を開講している。(前掲 別添資料5-1-1-4参照)

理学部では、実験、実習、演習を重視し、自然界の多種多様な現象への好奇心をはぐくむことによって、科学

の発展に貢献できる人材を育成するという目的に沿った教育がおこなわれている。各学科ではそれぞれの分野の特性に応じて、多様な実験、実習、演習が用意されており、実地で学ぶことができるようになっている。(前掲 別添資料 5-1-1-5 参照)

農学部では、食料生産科学科と森林科学科では、コース制を実施している。2年次生からコースに所属し、少人数で各コースの専門に即した必修・選択科目のカリキュラムを履修することで、より高度な専門技術者・研究者の養成を目指している。また、身近にある信州の豊かな自然フィールドを活用した実習プログラム及び講義の連携と充実を図ることを重視している。応用生命科学科では、1年次の基礎科学科目において化学系と生物系科目を指定し、2～3年次の専門教育においては講義科目と実験科目とを組み合わせた教育カリキュラムを組んでいる。3年次後期からは3年次前期までに修得した専門知識や技術を基礎にして実際に最先端の研究に携わり、専攻研究に結びつけている。(前掲 別添資料 5-1-1-9 参照)

#### 【分析結果とその根拠理由】

科目の授業形態については、学則に基づいて、教育の理念・目標を踏まえ、各学部においてその分野の特性に応じた構成やバランスに配慮している。専門科目においては、実験、実習、演習を重視しつつも、開講授業のバランスとしては講義形態の授業も含め全体がバランスよく開講されている。また、e-Learningの拡充と、講義においても双方向性のある少人数クラスへの努力が行われ、教育目的に応じて、学年進行上の工夫、討論やフィールドワークを取り入れた授業等が取り入れられている。

以上から、教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がされていると判断する。

#### 別添資料

5-2-1-1 人文学部「シラバス」(抜粋)

**観点 5-2-2 : 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。**

#### 【観点到に係る状況】

シラバスに関して中期計画の中で資料 5-T のように定めており、(i)一つ一つの授業が、それが属するカリキュラムの教育目標に沿ったものであること、(ii)授業達成目標を明示すること、(iii)成績評価基準を明確にすること、を求めている。

#### 資料 5-T 「中期計画抜粋」

##### 【教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策】

1) 各学部、研究科・専攻のカリキュラムが、それぞれの教育理念及び目標に即したものであるかどうかを検証し、必要に応じて改善に努める。

iv 成績評価の基準を各授業科目で掲げられた目標への到達度で計り、同時にその目標は各教育課程の教育目標に沿ったものとし、それにより各教育課程での教育目標に対する教員・学生の意識を高め、教育効果の向上を図る。

##### 【教育の成果・効果の検証に関する具体的方策】

1) シラバスに授業達成目標を明示し、教育の達成度が客観的に検証できるようにする。

##### 【適切な成績評価等の実施に関する具体的方策】

1) 成績評価基準を明確にし、「シラバス」等を通じ学生に公表し、その一貫性、厳格性、透明性を確保するシステムをつくる。

(出典 信州大学中期目標・中期計画 (別添資料1-1-1-5))

中期計画を踏まえ作成した「シラバスガイドライン」(別添資料5-2-2-1参照)を基に、授業の目標、授業目標への達成法、授業目標への到達度で成績評価をすると明記することを基本として各学部、全学教育機構でシラバスを作成している。共通教育、人文学部、理学部、医学部及び農学部で冊子を作成し学生に配布している(冊子17, 83~87)。また、本学のHPに全学のシラバスを検索できるシステムを整備し、工学部(学部のHPで検索可能)を除いて、検索し表示できる。(資料5-U参照)

資料5-U「信州大学シラバス検索システムHP画面」

信州大学シラバス検索システム	
学 部	研究科(大学院)
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <a href="#">人文学部</a></li> <li>◆ <a href="#">教育学部</a></li> <li>◆ <a href="#">経済学部</a></li> <li>◆ <a href="#">理学部</a></li> <li>◆ <a href="#">医学部</a></li> <li>◆ <a href="#">工学部</a></li> <li>◆ <a href="#">農学部</a></li> <li>◆ <a href="#">繊維学部</a></li> <li>◆ <a href="#">共通教育(全学教育機構)</a></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <a href="#">人文科学研究科</a></li> <li>◆ <a href="#">教育学研究科</a></li> <li>◆ <a href="#">経済・社会政策科学研究科 (松本:イニシアティブコース)</a></li> <li>◆ <a href="#">経済・社会政策科学研究科 (長野:経営大学院)</a></li> <li>◆ <a href="#">医学系研究科(修士課程)</a></li> <li>◆ <a href="#">医学系研究科(博士課程)</a></li> <li>◆ <a href="#">工学系研究科[理学](修士課程)</a></li> <li>◆ <a href="#">工学系研究科[工学](修士課程)</a></li> <li>◆ <a href="#">工学系研究科[繊維](修士課程)</a></li> <li>◆ <a href="#">工学系研究科(博士後期課程)</a></li> <li>◆ <a href="#">農学研究科(修士課程)</a></li> <li>◆ <a href="#">総合工学系研究科</a></li> <li>◆ <a href="#">法曹法務研究科</a></li> </ul>
<a href="#">全学部対象検索</a> <a href="#">全研究科対象検索</a> <a href="#">市民開放授業科目のみを検索</a> <a href="#">県内大学履修科目のみを検索</a>	
※◆の付いた学部・研究科のシラバスが検索できます。 その他の学部・研究科は、部局が運営するシラバスページへリンクします。 今後このシステムへ順次切り替え予定です。	

(URL : <http://campus-2.shinshu-u.ac.jp/syllabus/syllabus.dll/top>)

上記「シラバスガイドライン」に基づいたシラバスの典型的なものとして、人文学部の授業を資料5-Vに示す。

資料5-V「シラバスの典型例」

開講年度	2007年度	登録コード	LC131				
授 業 名	英語学特論 I						
担当教員	〇〇 〇〇						
講義期間	前期	曜日・時限	水4	講義室	5講	単位数	2
対象学生	2~4	授業形態	講義	備 考	英語学特論		
<p>(1) <b>授業のねらい</b>            自明とされる事柄に対し、深くその根拠を問い直し新たな認識を構築できる「思索力」の獲得をこの授業の目的とする。半期の授業全体を通して、授業参加者全員で大きな論文一本を共同で書き上げることを目標とする。この目標達成のために参加者全員で行う作業が、授業の目的である思索力獲得のための手段である。つまり、言語学は手段であり、目的はあくまでも思索力の獲得である。</p> <p>(2) <b>授業の概要</b>            授業の題材として、英語の前置詞の意味分析を扱う。授業、すなわち協同作業で書き上げる論文の大まかなあらすじは〇〇が用意するが、そのあらすじを論理展開するために必要となるデータや観察は受講生が授業中に考える。この授業は、このような形での受講生の参加が不可欠である。言わば「大学での総合学習」であり、その意味においてこの授業は学生参加型の授業である。</p>							

<p>(3) <b>授業計画</b>                  授業は次の順序で進める。これは扱うトピックの順序であり、一回ごとの授業内容ではない。1～5は6の準備で、授業時間の大半は6と7になる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 多義性とは</li> <li>2. 内容語と機能語</li> <li>3. 機能語の多義性</li> <li>4. 前置詞間の意味の共通点</li> <li>5. 前置詞の意味を決定する要素</li> <li>6. 辞書にある意味記述の分析と再分類</li> <li>7. 実例収集と再分類の検証</li> </ol> <p>(4) <b>成績評価の方法</b>                  期末試験の結果のみで評価する。授業の目的は「思索力」の獲得であり、言語学的題材はその手段に過ぎない。そのような授業設計であるため、期末試験では言語学上の知識を問うような問題は出さない。試験の内容は、「思索力」の下位区分である「論理構成力」、すなわち(i)議論を組み立て、(ii)その各ステップにおいてどういうデータが必要であるかを考察し提示する、という力を計る問題となる。</p> <p>(5) <b>履修上の注意</b>                  「成績評価の方法」を読むと戻込みしたくなるようなことが書いてあるが、期末試験までにそれをできるようにするのが授業担当者の仕事であること理解してほしい。なお、1/3の欠席で放逐する。</p> <p>【教科書】なし                  【参考書】『英語前置詞の意味論』、アンドレア・タイター &amp; ビビアン・エバンス 著/国広 哲弥 監訳、研究社、2005年</p>
---

このシラバスでは、(1) **授業のねらい** は学部の教育目標にリンクさせた授業の目標を示し、(2) **授業の概要** と(3) **授業計画** ではその授業目標への達成法を示している。また(4) **成績評価の方法** では、その授業目標への到達度で成績評価をすると明記している。単位の実質化のため、参考図書をあげている。

本学ではこの形式のシラバスを作成しているが、教育目的によって独自の形式を用いている学部もある。医学部では、キーワード、一般学習目標 (GIO 全体及び各回)、個別行動目標 (SBOs 全体及び各回)、履修上の注意、授業の形式及び成績評価の方法等が詳細に掲載されている。また繊維学部等の JABEE 認定学科では、大学のフォーマットでは不十分であるため、更に詳細な形式を使用している。

学生による授業評価 (平成 18 年度) では、シラバスの記載と実際の授業内容との整合性に関する質問項目で、全学の講義と演習の結果は資料 5-W のとおり、8 割近い学生が、両者の整合性には問題がないとの回答している。

資料 5-W 「学生による授業評価 (平成 18 年度) 結果抜粋」

2. シラバスから大幅に逸脱せず実施されましたか			
強くそう思う	講義：	前期	23.2%、後期 23.5%
	演習：	前期	23.9%、後期 27.0%
そう思う	講義：	前期	53.9%、後期 54.4%
	演習：	前期	53.2%、後期 52.4%

【分析結果とその根拠理由】

中期計画を踏まえ作成した「シラバスガイドライン」を基に、授業の目標、授業目標への達成法、授業目標への到達度で成績評価をすると明記することを基本として各学部、全学教育機構でシラバスを作成しており、冊子を作成し学生に配布している学部等もある。また、本学のHPに全学のシラバスを検索できるシステムを整備し、検索し表示できる。

学生による授業評価では、シラバスの記載と実際の授業内容との整合性に関する質問項目で、8 割近い学生が、両者の整合性には問題がないとの回答している。

以上のことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切にシラバスを作成し、活用されていると判断する。

## 別添資料

## 5-2-2-1 「信州大学シラバスガイドライン」

**観点 5-2-3： 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。****【観点に係る状況】**

自主学習への配慮・基礎学力不足の学生への配慮に関しては、全ての学部で担任制がとられており、自主学習に関する相談体制と単位の取得状況のきめ細かい監視体制が整備されている。基礎学力不足学生への配慮として、卒業判定、進級判定等の場で各学科の学務委員が個々の学生の履修状況を把握し、担任教員（補導教員）と連携して、指導に当たっている。

共通教育では、英語科目において、ガイダンス時のプレースメントテストによって習熟度別クラスを編成している（前掲 別添資料 5-1-1-1 「共通教育履修案内」（抜粋） p. 22～23 参照）。

基礎科学科目（数学、物理学、化学、生物学、地学）については、学力不足・部分的未習学生に一定レベルの学力を付与するための習熟度別クラスが不可欠であり、その検討がなされているところである。なお、数学の基礎である高等学校の数学Ⅲの内容について学習不足の学生を対象に「微分積分学Ⅰ」のための接続教育を実施している。（前掲 別添資料 5-1-1-1 「共通教育履修案内」（抜粋） p. 38 参照）

新入生ゼミで、レポートの作成等の個別指導も含めた基礎学力の向上を図っている。

本学では、単位の実質化を目指して「教育の質保証プロジェクト」において自主学習の促進を図っている。情報通信技術（ICT）を利用した手段として、学内ネットワーク上の自主学習支援システム Blackboard を通じた自主学習促進のため授業の予習や復習教材を提供している。e-Learning 教材の配信・管理・有効利用には特に力を入れている（観点 5-1-5 の記述参照）。例示として以下の3学部の状況を示す。

人文学部では、各講座の資料室において、先輩からの指導を受けたり、あるいは友人同士で教えあったり、教員から個別的に指導を受けたりする状況が日常的に作り出されており、これが実際には基礎学力不足の学生への配慮として有効に機能している。

医学部医学科では、自主学習への配慮のため自主研究実務調整委員会スキルズラボを設けており、また編入学生と成績不良学生のため補修を実施している。

工学部の教員の多くは、講義内容を補完するためのホームページ等を開設しており、その中で授業に即した簡単な実験を行なうことにより理解を促進する、復習の助けとなる演習問題を用意する等、自主学習が行える環境を整えると共に、基礎学力不足の学生の補助となる教材を提供している。

自主学習の促進のため、附属図書館の中央館では共通教育のシラバスにある参考図書を購入しており、農学部分館では農学部のシラバスにある参考図書を購入している。

**【分析結果とその根拠理由】**

自主学習への配慮・基礎学力不足の学生への配慮に関しては、全ての学部で担任制（1年次生）がとられており、自主学習に関する相談体制と単位の取得状況のきめ細かい監視体制が整備されている。基礎学力不足学生への配慮として、卒業判定、進級判定等の場で各学科の学務委員が個々の学生の履修状況を把握し、担任教員（補導教員）と連携して、指導に当たっている。情報通信技術（ICT）を利用した手段として、学内ネットワーク上の自主学習支援システム自主学習促進のため授業の予習や復習教材を提供している。

以上のことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

**観点 5-2-4 :** 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

**観点 5-3-1 :** 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

**【観点に係る状況】**

成績評価基準は信州大学学則 48 条（前掲 別添資料 1-1-1-1 「信州大学学則」参照）に基づき、試験、レポート及び平素の学習状況等から総合的に判断して、優、良、可及び不可の4段階を設定し、優、良、可を合格としている。各学部はこれを学生便覧等に明記するとともに、この冊子を学生全員に配布している。さらに、入学時、2年次進級時のガイダンスにおいても学生に周知している。（各学部の成績評価基準は、別添資料 5-1-1-2～10 「各学部の学生便覧等抜粋」参照）なお、平成 20 年度から4段階評価を秀、優、良、可及び不可の5段階評価に変更し、全学年一斉に導入することとした。（別添資料 5-3-1-1 参照）

各学部とも、シラバスに「成績評価の方法」を記載しており、その記述内容はカリキュラム関係委員会によりチェックされている。「成績評価の方法」の書き方については、例えば定期試験5割、小試験3割、レポート提出2割といったように、判定基準の内訳を書くことが資料 5-X のとおり推奨されている。

人文学部、理学部、医学部保健学科においては、成績評価基準は授業目標の達成度に統一している。繊維学部の JABEE 認定 2 学科においては、成績評価基準が統一的に明確に定められている。

資料 5-X 「2007 年度共通教育開講科目のシラバス執筆の手引き」（抜粋）

<p>4. 「授業評価の方法」について  「授業のねらい」で設定した到達目標、および、「授業の概要」で示された行動目標への到達度をはかる形での判定をお願いします。成績の判定材料とその比率を明記してください。  「出席さえすれば単位が出る」と学生に誤解させるような表記は避けてください。  （出典：「2007 年度共通教育開講科目のシラバス執筆の手引き」（別添資料 5-3-1-2））</p>
---

卒業認定基準は、信州大学学則第53条に基づき、第29条に定める修業年限（4年、医学部医学科は、6年）以上在学し、学部において定める授業科目を履修し、所定の単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定することとしており、所定の単位数は、学部・学科等ごとに定め、各学部の学生便覧等に明記され、学生全員に配布している。

**【分析結果とその根拠理由】**

成績評価基準や卒業認定基準は、信州大学学則に基づき、各学部において策定している。学部ごとに成績評価基準や卒業認定基準を学生便覧等に明記するとともに、この冊子を学生全員に配布し、入学時、2年次進級時

のガイダンスにおいても学生に周知している。

以上のことから、成績評価基準や卒業認定基準は、組織的に策定しており、学生にも周知していると判断する。

#### 別添資料

5-3-1-1 「第44回国立大学法人信州大学教育研究評議会議事要録(抄)及び資料」

5-3-1-2 「2007年度共通教育開講科目のシラバス執筆の手引き」

**観点5-3-2： 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。**

#### 【観点到に係る状況】

共通教育及び各学部における成績評価、単位認定は、授業形態の特性に応じて、教員の個人の判断によって、試験、小テスト、レポート及び授業への出席状況や参加態度等を総合（別添資料5-3-2-1参照）して、4段階で行われている。なお、平成20年度から4段階評価を秀、優、良、可及び不可の5段階評価に変更し、全学年一斉に導入することとした。（前掲 別添資料5-3-1-1参照）

学生は授業時間数の3分の2以上出席しなければ試験を受けることができないことが「信州大学共通教育の実施に関する要項」第10（別添資料5-3-2-2参照）及び各学部規程に明記されている。（各学部規程は、[http://oasis.shinshu-u.ac.jp/shinshu\\_kitei.nsf/504ca249c786e20f85256284006da7ab?openView](http://oasis.shinshu-u.ac.jp/shinshu_kitei.nsf/504ca249c786e20f85256284006da7ab?openView)参照）また、成績の判定は、シラバスに明記された「授業のねらい」で示された目標の到達度で判定できる方法と基準を用いるということが「信州大学シラバスのガイドライン」（前掲 別添資料5-2-2-1参照）に明記され基本的にそれに沿った方法で行われている。

各学部の卒業認定は、信州大学学則第53条に「所定の単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する」と明示されており、各学部の教授会の審議事項（資料5-Y参照）となっている。それぞれの学部の規程に基づいて各学部において卒業判定を行っている。

#### 資料5-Y「学部教授会の審議事項」

（審議事項）

第3条 教授会は、当該学部に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 教育課程の編成に関する事項
- 二 学生の入学、卒業その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- 三 学部長及び教員候補者の選考に関する事項
- 四 その他学部の教育又は研究に関する重要事項

（出典：「信州大学教授会通則」（別添資料2-2-1-2）抜粋）

#### 【分析結果とその根拠理由】

共通教育及び各学部における成績評価、単位認定は、授業形態の特性に応じて、教員の個人の判断によって、試験、小テスト、レポート及び授業への出席状況や参加態度等を総合して、4段階で行われている。なお、平成20年度から4段階評価を秀、優、良、可及び不可の5段階評価に変更し、全学年一斉に導入することとした。（前掲 別添資料5-3-1-1参照）各学部の卒業認定は、信州大学学則第53条及び各学部の教授会の規程に基づいて各学部において卒業判定を行っている。

以上のことから、成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定を実施していると判断する。

#### 別添資料

5-3-2-1 「共通教育、学部の授業形態ごとの代表的なシラバス」

5-3-2-2 「信州大学共通教育の実施に関する要項」

#### 観点5-3-3： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

##### 【観点到係る状況】

成績評価の正確性を担保するための措置としては、成績評価の基準を学則及び学部規程に定め、さらに、シラバスには試験、小テスト、レポート及び授業への出席状況や参加態度等をどのような割合で成績評価に反映するかが示されている。（前掲 別添資料5-3-2-1 参照）

また、成績評価を、現行の4段階から平成20年度に5段階評定に変更することが、教育研究評議会において決定した。これはより正確な成績評価をねらったものである。

学生からの意見申し立てについては、共通教育を実施している全学教育機構では、成績に疑義がある場合は3日以内に申し出るようにと学生便覧に明記しており、また申告用紙も用意している。各学部でも同様に対処している。

##### 【分析結果とその根拠理由】

成績評価の正確さを担保する措置は、ごく基本的な、シラバスでの成績評価の方法の明示から、疑義申し立てまで、さまざまな措置が講じられ、複合的に機能している。

以上のことから、成績評価等の正確さを担保するための措置を講じていると判断する。

#### <大学院課程>

#### 観点5-4-1： 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

##### 【観点到係る状況】

本大学院の教育課程は、大学院学則第27条の2及び第28条（資料5-a 参照）に基づき、各研究科において資料5-bのとおり目的及び授与する学位を定め、目的とする学問分野や職業分野における期待に応えられるよう教育課程を編成し、授業科目の授業及び研究指導により教育を行っている。（各研究科の専攻等の構成、開設授業科目等の詳細は、別添資料5-4-1-1～7参照）

資料 5 - a 「信州大学大学院学則」

(教育課程の編成方針)	
第27条の2	本大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。
2	教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。
(教育方法)	
第28条	本大学院の各研究科（法曹法務研究科を除く。）の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。
2	法曹法務研究科の教育は、授業科目の授業によって行う。
(出典：別添資料 1 - 1 - 1 - 2 「信州大学大学院学則」 抜粋)	

資料 5 - b 「各研究科の目的及び学位の名称」

研究科	目 的	学位の名称
人文科学研究科	人文諸科学の広範囲な学問領域が相互に緊密に協力し、文化の本質と構造、その多様性と普遍性、その他文化にかかわる種々の問題を、比較論的・学際的・総合的に研究し教育することを基本目標とする。このような目標のもと、文化について広い視野と高い識見をもち、着実にして真摯な研究態度を身につけ、専門的能力と豊かな人間性を備えた高度な職業人の養成	修士（文学）
教育学研究科	人間の生成と教育に関する専門的知識・技能を授けることにより、創造性豊かな研究能力と高度な実践的指導力を有する教育研究の中核となる人材を育成するとともに、学校教員をはじめとする各種教育専門職者の再教育により、教育専門職業人の資質の向上に資する	修士（教育学）
経済・社会政策科学研究科	経済・社会政策科学専攻：経済社会の現実問題への解決能力を有した人材を養成 イノベーション・マネジメント専攻：先端技術と市場の動向に関する深い理解を併せて持ち、組織改革を達成できる人材を養成	修士（経済学） 修士（マネジメント）
工学系研究科	質の高い教育研究を展開し、独創的な学術研究を推進するとともに、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者、高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人及び知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材を養成し、もって科学技術の進歩と地域社会、国際社会に貢献する	専攻により 修士（理学） 修士（工学） 修士（農学）
農学研究科	環境の保全と修復及び生命科学や食料の生産などの分野における幅広い体系的な基礎学力、実践的技術力、研究開発能力を備えた高度専門技術者を養成することにより、農学部理念・目標を礎とする 21 世紀に求められる、環境と調和した持続生産に基づく、より豊かな人間社会を作る	修士（農学）
医学系研究科	医科学専攻：心とからだを結ぶヒューマンサイエンスを機軸にした新しいネットワークをつくり多彩な人材を養成することにより、社会への総合的な貢献を図る 保健学専攻：高い倫理観と豊かな人間性を有し、高度な専門知識・技術、科学的根拠に基づく臨床問題解決能力、国際的な視野を持つ高度専門保健医療職者を育成することを基本理念とし、精神的・身体的・社会的な側面から人間を全人的な存在としてとらえ、保健・医療・福祉に関する教育及び研究の成果を社会に還元することにより、健康保持と疾病や障害の予防・治療・医療安全に広く貢献し、人類の幸福と福祉の向上に寄与する保健学を構築する 医学系専攻：人類の福祉と医学の発展をたえず視点におき、医科学の真理の深奥を究め、世界を先導するような創造的研究を実施する医学研究者、移植医療、再生医療、遺伝子医療など先端医療を科学的基盤に基づいて実践する医学研究者及び高度医療職業人を育成する 臓器移植細胞工学医科学系専攻：移植に伴う免疫応答機構の解析、感染症の抑制と再生医療へ向けた基礎研究を通じて移植再生医療の進歩に貢献する 加齢適応医科学系専攻：生命の本質の一つである環境への適応能力を遺伝子（ゲノム）レベルから個体、社会レベルまで総合的に解析し、高齢者の疾病予防、健康づくりを目指す新たな学問領域を開拓する	修士（医科学）  分野により 修士（看護学） 修士（保健学）  博士（医学）  博士（医学） 博士（医学）

総合工学系 研究科	創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者・技術者を養成し、教育研究を通じて学術社会の高度化に寄与し、地域社会及び国際社会に貢献する	博士（学術） ※
(出典：別添資料5-4-1-1～8「各研究科規程」及び「信州大学学位規程」抜粋)		

※論文内容によっては、理学，工学又は農学とする。

**【分析結果とその根拠理由】**

本大学院の教育課程は、大学院学則に基づき、各研究科において資料5-bのとおり目的及び授与する学位を定め、目的とする学問分野や職業分野における期待に応えられるよう教育課程を編成し、授業科目の授業及び研究指導により教育を行っている。

以上のことから、教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待に応えるものになっていると判断する。

別添資料

- 5-4-1-1 「信州大学大学院人文科学研究科規程」
- 5-4-1-2 「信州大学大学院教育学研究科規程」
- 5-4-1-3 「信州大学大学院経済・社会政策科学研究科規程」
- 5-4-1-4 「信州大学大学院工学系研究科規程」
- 5-4-1-5 「信州大学大学院農学研究科規程」
- 5-4-1-6 「信州大学大学院医学系研究科規程」
- 5-4-1-7 「信州大学大学院総合工学系研究科規程」
- 5-4-1-8 「信州大学学位規程」

**観点5-4-2： 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。**

**【観点到に係る状況】**

本学大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行っている（前掲 資料5-a「信州大学大学院学則」第28条参照）。授業の内容が教育課程の編成の趣旨に沿ったものになるよう、各研究科において授業科目の内容、単位数及び履修方法を定めている。（前掲 別添資料5-4-1-1～7，別添資料5-4-2-1～7参照）

人文科学研究科の授業科目である地域文化論あるいは言語文化論は、専門領域について総合的な視野を獲得できるような内容になっている。総合演習は少人数で行われ、問題発見からプレゼンテーション（表現，社会的応用）までのプロセスを一貫して身につける内容となっている。また、選択科目では専門領域を越えた幅広い知識を身につけることが可能であり、学際的，比較論的視野を獲得することができる。特別研究（個別指導）は論文作成のための指導である。

教育学研究科では、科学，社会の急速な進展等に対応するため、高度かつ洗練された知識・技能を有する教員養成を目的とし、研究科の授業は、研究科共通科目，専修共通科目，専修選択科目等により編成されている。

経済・社会政策科学研究科経済・社会政策科学専攻では、フィールドワークと討論を重視した編成となっており、個人課題研究ワークショップⅠ・Ⅱ，地域活性化ワークショップⅠ・Ⅱを初め、地方自治と地域社会Ⅰ～Ⅴ，地域の生活と福祉Ⅰ～Ⅳ，地域の産業と雇用Ⅰ～Ⅳ等，地域活性化にかかわる科目群が用意されており，その上

でグローバル化時代の地域社会Ⅰ～Ⅳも提供し、視点を広げられるよう配慮している。

イノベーション・マネジメント専攻では、企業経営者や理工系技術者で研究開発プロジェクト・リーダーとして、現に活躍している者、ないしはそれを目指す者を主な教育対象とし、技術と経営の両面にわたるセンスと専門知識を備えた人材の養成を図るため、本学の技術系教育研究資源と経営・経済系の教育研究資源の融合による教育を行うことを目的に編制されている。修了に必要な30単位は、「必須科目6単位」、「基本科目4単位」、自由科目20単位」と定めている。自由科目は、「市場」、「組織」、「技術」の3つの軸を組み合わせた構成となっており、「市場関連科目群」、「組織関連科目群」及び「研究開発系科目群」の3つの科目群から構成され、各科目群から最低2単位以上の履修を義務づけている。

工学系研究科では、それぞれの分野ごとにバラエティに富んだ授業が展開されている。「授業科目」は学部の専門教育を基本とした、更なる高度な専門知識の養成を目指して編成している。「演習科目」は演習を通して講義科目の内容を各専攻の目標に則って修得できるように編成している。「実験科目」は成果記述、プレゼンテーション、研究のマネジメント能力を高めるように編成している。高度な専門知識の養成、プレゼンテーション能力の育成等を考慮した授業科目の分類になっており、その分類に従って授業科目が適切に配置されている。

農学研究科では、食糧生産科学専攻・森林科学専攻・応用生命科学専攻においては、授業科目の配置は適切になされているが、従来の教育課程の編成趣旨にあうように、現在進めている修士課程の教育カリキュラムの検討の中で見直しをはかることにしている。機能性食料開発学専攻（独立専攻）では、教員は専攻の教育課程の編成の趣旨に沿って選考・採用されており、各教員の専門分野は専攻の教育の目的に沿ったものとなっている。

医学系研究科では、修士課程においては、高度専門職業人と研究者を養成するにあたり医科学の基礎的・専門的知識、研究能力修得のためプログラムとなっている。

また、博士課程においては、専門科目の講義等から構成され、最新の研究成果を取り入れた高度かつ専門性の高い内容となっている。

総合工学系研究科では、「授業科目Ⅰ」、「特別演習Ⅰ」は所属する専攻の講座の授業科目を履修し、「授業科目Ⅱ」、「特別演習Ⅱ」は他専攻、他講座の授業科目を履修することとしている。その他に特別課題研究（複数教員による研究指導）と研究機関における実務訓練をする学外研修がある。

なお、平成19年度「大学院教育改革支援プログラム」の公募予測を契機に、教学担当副学長のもとで、同プログラムへの申請準備をしているが、それを通して、授業内容と教育課程の編成の趣旨との整合性を確保するために各研究科を指導しているところである。

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行っており、授業の内容が教育課程の編成の趣旨に沿ったものになるよう、各研究科において授業科目の内容、単位数及び履修方法を定めている。

以上のことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

#### 別添資料

- 5-4-2-1 「人文科学研究科学生便覧」(抜粋)
- 5-4-2-2 「教育学研究科大学院学生便覧」(抜粋)
- 5-4-2-3 「経済・社会政策科学研究科履修案内等」(抜粋)
- 5-4-2-4 「工学系研究科学生便覧等」(抜粋)
- 5-4-2-5 「農学研究科大学院学生の手引」(抜粋)
- 5-4-2-6 「医学系研究科学生便覧等」(抜粋)

## 5-4-2-7 「総合工学系研究科履修の手引」(抜粋)

**観点5-4-3：** 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映した  
ものとなっているか。

## 【観点到係る状況】

教員の研究活動と教育内容の関連については、基準3 観点3-3-1の別添資料3-3-1-1のとおりである。基本的に大学院の授業科目の内容は、各教員の研究活動の成果を中心に反映させている。

また、教員が活発な研究活動を行い、その研究成果を着実に蓄積してきており、その成果が、直接・間接的に授業の中で教科書、参考書、あるいは授業用資料として活用されている(別添資料5-4-3-1参照)。

## 【分析結果とその根拠理由】

基本的に大学院の授業科目の内容は、各教員の研究活動の成果を中心に反映させており、その研究成果を直接・間接的に授業の中で教科書、参考書、あるいは授業用資料として活用されている。

以上のことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

## 別添資料

## 5-4-3-1 「代表的なシラバス」

**観点5-4-4：** 単位の実質化への配慮がなされているか。

## 【観点到係る状況】

各研究科において、入学時等のガイダンスで学生便覧等を配布し、履修すべき単位数、履修方法等に関して指導を行い、学習・研究に応じた指導体制を採っている。基本的に少人数による教育であり、オムニバス形式やゼミ形式等様々な形態を取っている。修了要件は概ね講義科目や演習科目等を30単位以上履修し、学位論文の最終試験に合格することとなっている。カリキュラムは、十分予習、復習時間が取れるものとなるよう配慮している。

また、院生室を設置し、情報機器を備えた自習室として使用できる環境を整えている。他にも図書館、情報機器室、各研究室等の設備の充実を図ることにより、院生の自主研究の向上のための環境整備を行っている。(前掲別添資料5-4-2-1～7参照)

## 【分析結果とその根拠理由】

各研究科において、ガイダンスで履修指導を行い、学習・研究に応じた指導体制をとっている。基本的に少人数による教育であり、十分予習、復習時間が取れるものとなるよう配慮している。また、院生室を設置し、情報機器を備えた自習室として使用できる環境を整える等、院生の自主研究の向上のための環境整備を行っている。

以上のことから、単位の実質化への配慮がされていると判断する。

**観点5-4-5：** 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

**【観点に係る状況】**

経済・社会政策科学研究科イノベーション・マネジメント専攻は、夜間大学院であり、授業は、平日（火曜から金曜）は、18:00から21:10までの2コマとなっており、土曜日は、10:40から17:50（昼休みを含む）の4コマとなっている。（前掲 別添資料5-4-1-3「経済・社会政策科学研究科履修案内等」（抜粋）「イノベーション・マネジメント専攻大学院学生便覧」p. 3参照）

教育方法の特例を実施している農学研究科を除く研究科でも、学生が指導教員の合意を得て、授業又は研究指導の一部を夜間及び特定の時期に受講できるようにしている。時間帯は、夜間は平日の18:00～とし、休日は原則として土曜日に開講する。また、長期休暇中に授業を開講することもある。また、職業を持つ社会人学生を対象に計画的な長期在学・履修により就学の便宜と授業料の軽減を図る「長期履修学生制度」を設けている。（前掲 別添資料5-4-2-1～7，別添資料5-4-5-1参照）

**【分析結果とその根拠理由】**

夜間開講している研究科においては、在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定、就学の便宜と授業料の軽減を図る「長期履修学生制度」の設定等の措置により学生への適切な配慮がされていると判断する。

**別添資料**

5-4-5-1「研究科の時間割」（抜粋）

**観点5-5-1：** 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

**【観点に係る状況】**

各研究科においてはそれぞれ教育の目的を達成するために学習指導法の工夫を実践している。基本的に講義と演習又は実験・実習がセットとなっており、ほとんどの授業が少人数による学生と教員の双方向の授業であり、メディアを高度に利用した授業も多く開講されている。以下にその例を示す。

人文科学研究科では、討論を主体とした授業やフィールドワークを取り入れた授業が行なわれており、心理学・文化情報論等の分野の授業の多くでは情報機器を活用した情報処理や統計、あるいはプレゼンテーションを取り入れた授業が展開されている。さらには、学術交流協定に基づいて、韓国カトリック大学において日本語教育実習を行なう「インターンシップ海外日本語教育実習」という国際交流をからめた授業も行なっている。

経済・社会政策科学研究科経済・社会政策科学専攻では、すべての院生に事実上履修を義務付けている個人課題研究ワークショップⅠ・Ⅱは少人数で討論を重視した授業であり、フィールド・スタディも行われる。

工学系研究科においては、講義科目では専攻で共通的に高度な専門教育を行い、演習、実験科目では主に研究室を単位として少人数で、教員との双方向及び学生相互のコミュニケーションも活かした教育を行っている。またこの中では学内外での研究発表、プレゼンテーションも積極的に行なわれている。（前掲 別添資料5-4-2

－1～－7参照)

**【分析結果とその根拠理由】**

各研究科とも、教育内容に応じて、講義・演習・実習等の授業形態をバランスよく配置し、また討論やフィールドワーク等、授業内容にあった授業展開の工夫を講じており、教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がされていると判断する。

**観点5-5-2： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。**

**【観点到に係る状況】**

前掲 観点5-2-2で記載したとおり中期計画を踏まえ作成した「シラバスガイドライン」を基に、各研究科では、授業の目標、授業目標への達成法、授業目標への到達度で成績評価をすると明記することを基本としたシラバスを作成している。人文科学研究科、医学系研究科及び農学研究科では、冊子（農学研究科は学生の手引に掲載）を作成し学生に配布している（冊子 20, p.88～93）。また、本学のHPに全学のシラバスを検索できるシステムを整備し、工学系研究科の一部（工学部のHPで検索可能）を除いては、検索し表示できる。（前掲 資料5-U参照）

学生は、シラバスの記載事項を参考に受講科目を選択する等シラバスを活用している。

平成19年度「大学院教育改革支援プログラム」の公募予測を契機とし、教学担当副学長のもとで、同プログラムへの申請準備を通して、教育課程の編成の趣旨に沿ったシラバスの作成を図ることについて各研究科を支援しているところである。

**【分析結果とその根拠理由】**

全ての研究科においてシラバスを作成しており、冊子又はHPでの検索システムにより学生に周知され、記載事項を参考に受講科目を選択する等シラバスを活用している。

以上のことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切にシラバスを作成し、活用されていると判断する。

**観点5-5-3： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。**

該当なし

**観点5-6-1： 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。**

**【観点到に係る状況】**

研究指導は、大学院学則第28条（前掲 資料5-a参照）及び各研究科規程（前掲 別添資料5-4-1-1～-7参照）において、学位論文の作成等に対する指導として行うこととしている。また、各研究科は、大学院学

則第8条第4項(資料5-c)及び各研究科規程(前掲 別添資料5-4-1-1~7参照)により、研究指導教員を定め、授業履修への適切な指示や学位論文作成に向けた研究指導を行い、それぞれの分野において授与する学位と養成しようとする人材像の育成に向けた指導が、関連する講義科目、特別演習やゼミナール等、特別研究や特別実験・実習等により行われている。(前掲 別添資料5-4-2-1~7参照)

資料5-c 「信州大学大学院学則」

(教員組織)

第8条 本大学院の教員組織は、専任の教員及び学部等の教員をもって構成する。  
 2 各研究科における教員組織は、各研究科において定める。  
 3 本大学院の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当するものとする。  
 4 本大学院における学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)は、教授が担当するものとし、研究科において必要と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、准教授が担当し、又は講師若しくは助教に分担させることができる。

(出典：別添資料1-1-1-2 「信州大学大学院学則」 抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

研究指導は、大学院学則及び各研究科規程において定められ、研究指導教員による関連する講義科目、特別演習やゼミナール等、特別研究や特別実験・実習等により行われている。

以上から、教育課程の編成の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

**観点5-6-2：** 研究指導に対する適切な取組(例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA(リサーチ・アシスタント)としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。)が行われているか。

【観点到る状況】

各研究科の研究指導に対する適切な取組は以下のとおりである。

人文科学研究科では、院生の研究指導は、正指導教員1名、副指導教員1名あたり、正副2名による研究指導体制がとられている。研究テーマの決定や、調査、研究指導については、選択必修科目として「地域文化特別研究」及び「言語文化特別研究」の科目が設けられており、各指導教員が担当学生一人一人に対して適宜指導にあたるようになっており、きめ細かな指導体制がとられている。

教育学研究科では、研究指導は複数教員によって行われている。

経済・社会政策科学研究科経済・社会政策科学専攻では、研究テーマの設定はこの「個人課題研究ワークショップI・II」での討論を通じて行われる。

イノベーション・マネジメント専攻では、複数教員による指導体制が想定されていたが、社会人大大学院生のため、複数の教員と研究指導のための時間を調整することが困難であった。そのため、平成17年度以降、複数指導制度を改め、「理念としての複数指導制度」とした。

工学系研究科では、複数指導体制をとっている。研究テーマの決定に当たっては学生の意向も十分に踏まえたうえで、指導教員の研究テーマとの整合性の上で、選定が行われている。

農学研究科では、指導教員の指導により、2人以上の教員が対応して、論文完成の可能性を十分に検討した上で、院生の関心、能力に応じて研究テーマが設定されるようにしている。

医学系研究科では、指導教員による指導と所属する教室等の教員による体制で行っており、現在新たに大学院教育の実質化を推進させるため、ワーキンググループで複数教員による指導体制等について検討中である。

総合工学系研究科は、主たる指導教員1名と副となる指導教員2名以上からなる指導体制で行う。研究課題は、主指導教員、副指導教員及び学生で構成される「テーマ研究会」において設定する。

(前掲 別添資料5-4-2-1～7参照)

また、TA・RA制度を活用しており、学生の処遇の改善に資するとともに、大学教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会提供又は研究活動の効果的推進を図るとともに、研究補助業務を通じて若手研究者として研究遂行能力の育成を図っている。(資料5-d参照)

資料5-d 「平成18年度TA, RA採用状況」

研究科	TA	RA
人文科学研究科	9	
教育学研究科	49	
経済・社会政策科学研究科	3	
医学系研究科	26	30
工学系研究科	433	26
農学研究科	97	
総合工学系研究科	41	25

※工学系研究科は、改組前の博士前期課程及び博士後期課程の学生を含む。

#### 【分析結果とその根拠理由】

複数教員が協同して研究指導にあたる体制が各研究科で採られており、研究テーマの決定についても適切に行われている。また、TA・RA制度も活用し、数多くの大学院生を採用している。

以上のことから、研究指導に対する適切な取組を行っている判断する。

#### 観点5-6-3： 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

##### 【観点に係る状況】

学位論文に係る指導体制は、観点5-6-2に記述したとおり各研究科において論文指導体制を整備している。

各研究科の学位論文の作成指導となる授業科目等(別添資料5-6-3-1参照)として、人文科学研究科では、それぞれの専攻において「地域文化研究指導」及び「言語文化研究指導」I・IIの授業科目により正・副それぞれの指導教員がきめ細かく論文作成指導にあたっている。

教育学研究科、経済・社会政策科学研究科、工学系研究科(理学系3専攻、工学系5専攻)、農学研究科、医学系研究科保健学専攻では、それぞれの専攻又は専修において「特別研究」の授業科目により指導教員がきめ細かく論文作成指導にあたっている。

工学系研究科(繊維系7専攻)では、それぞれの専攻において「演習」、「特別実験」の授業科目により指導教員がきめ細かく論文作成指導にあたっている。

総合工学系研究科では、それぞれの専攻において「特別課題研究」により複数指導教員がきめ細かく論文作成

指導にあたっている。

また、研究科により、中間研究発表会やシンポジウムにおける発表等により研究の目的、方法、研究の進捗状況、最終目標を公表し、多数の教員からの指摘・指導を受けている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

学位論文に係る指導体制は、各研究科において複数指導教員による指導や教室等による指導など、論文指導体制を整備している。各研究科の学位論文の作成指導となる授業科目等を研究科ごとに開講し、指導教員がきめ細かく論文作成指導にあたっている。また、研究科により、中間研究発表会やシンポジウムにおける発表等により多数の教員からの指摘・指導を受けている。

以上のことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

#### 別添資料

##### 5-6-3-1 「代表的なシラバス」

**観点 5-7-1 : 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。**

#### 【観点到に係る状況】

成績評価基準は信州大学大学院学則 33 条（前掲 別添資料 1-1-1-2 参照）に基づき、発表内容、レポートや平素の学習状況等から総合的に判断して、優、良、可及び不可の 4 段階を設定し、優、良、可を合格としている。各研究科はこれを学生便覧等に明記するとともに、この冊子を学生全員に配布している。さらに、入学時等のガイダンスにおいても学生に周知している。なお、平成 20 年度から 4 段階評価を秀、優、良、可及び不可の 5 段階評価に変更し、全学年一斉に導入することとした。（前掲 別添資料 5-3-1-1 参照）

修了認定基準は、信州大学大学院学則第 40～42 条に資料 5-e のとおり定めている。また、研究科・専攻等ごとに所定の単位数を定め、各研究科の学生便覧等に明記され、学生全員に配布している。

#### 資料 5-e 「信州大学大学院学則」

（修士課程の修了要件）

第 40 条 修士課程の修了の要件は、当該課程に 2 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

第 41 条 医学系研究科の博士課程の修了の要件は、当該課程に 4 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

第 42 条 総合工学系研究科の博士課程の修了の要件は、当該課程に 3 年以上在学し、10 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とした修士課程を修了した者及び第 40 条第 1 項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程（他の大学院の当該課程を含む。以下この条において同じ。）を修了した者で、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認める者の在学期間に関しては、当該

課程に修士課程における在学期間を含めて3年以上在学すれば足りるものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、第20条第2号から第6号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者で、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認める者の在学期間に関しては、当該課程に1年（標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

（出典：「信州大学大学院学則」（別添資料1-1-1-2）抜粋）

#### 【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準や修了認定基準は、信州大学大学院学則及び各研究科において策定している。研究科ごとに成績評価基準や卒業認定基準を学生便覧等に明記するとともに、この冊子を学生全員に配布し、入学時等のガイダンスにおいても学生に周知している。

以上のことから、成績評価基準や修了認定基準は組織的に策定しており、学生にも周知されていると判断する。

**観点5-7-2： 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。**

#### 【観点到係る状況】

各研究科における成績評価、単位認定は、発表の内容、レポート、授業への出席状況や参加態度等を総合（別添資料5-7-2-1参照）して、4段階で行われている。

また、成績の判定は、シラバスの「授業のねらい」で示された目標の到達度で判定するということが「信州大学シラバスのガイドライン」（前掲 別添資料5-2-2-1参照）に明記され、基本的にそれに沿った方法で行われている。

各研究科の修了認定は、信州大学大学院学則第43～44条に資料5-fのとおり明示されており、各研究科委員会の審議事項（資料5-g）となっている。それぞれの研究科規程に基づいて各研究科において修了判定を行っている。

#### 資料5-f 「信州大学大学院学則」

（学位論文の提出及び審査並びに最終試験）

第43条 各研究科（法曹法務研究科を除く。以下この条において同じ。）の研究科委員会は、学位論文の審査、最終試験等を行うため、当該研究科委員会で選出する2人以上の教授（当該研究科委員会において必要と認めるときは、准教授をもって代えることができる。）及び研究指導を担当した教授又は准教授をもって組織する審査委員会を設ける。

2 研究科において必要と認めるときは、前項に定める審査委員会に研究指導を分担した講師又は助教を加えることができる。

3 最終試験は、研究科所定の単位を修得した者で、学位論文の審査を経た者について、学位論文を中心として、これに関連ある授業科目について行うものとする。

4 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、審査委員会の報告に基づいて研究科委員会において審査し、決定する。

（課程修了の認定）

第44条 前条の決定に基づき、学長が課程修了の認定を行う。

（出典：「信州大学大学院学則」（別添資料1-1-1-2）抜粋）

## 資料 5 - g 「研究科委員会の審議事項」

(審議事項)

第3条 委員会は、当該研究科に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 教育課程の編成に関する事項
- 二 学生の入学、修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- 三 研究科の教員の選考に関すること。
- 四 その他研究科の教育又は研究に関する重要事項

(出典：「信州大学研究科委員会通則」(別添資料 2-2-1-3) 抜粋)

## 【分析結果とその根拠理由】

各研究科における成績評価、単位認定は、発表内容、レポート、授業への出席状況や参加態度等を総合して、4段階で行われている。各研究科の修了認定は、大学院学則及び各研究科委員会規程に基づいて各学部において修了判定を行っている。

以上のことから、成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定を実施していると判断する。

## 別添資料

## 5-7-2-1 「代表的なシラバス」

## 観点 5-7-3： 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

## 【観点到に係る状況】

学位論文の審査は、信州大学大学院学則第 43 条（前掲 資料 5 - f 参照）のとおり各研究科において複数の教員からなる審査委員会体制を構築し、厳格で明確な審査基準に基づいて論文審査及び筆記又は口頭による最終試験を行っている。その審査報告も義務付けている。

人文科学研究科では、主査 1 名、副査 2 名の計 3 名から構成される。論文審査は口頭試問を経てこの 3 名による合議に基づいて行っている。さらにこの 3 名による審査済み学位論文は、成績が確定するまでの一週間、審査評価とともに縦覧され、他の教員が閲覧することができるようになっている。また、平成 17 年度より、本研究科におけるすぐれた教育成果である学位論文を高く評価するとともに、院生の研究意欲を高め、組織としての教育指導力を向上させることを目的に、修士論文優秀賞を設け、特に優秀とみなされる論文に対しては、研究科長より優秀賞を授けて（原則として各専攻から 1 名）表彰することとした。

教育学研究科では、原則として、学位論文審査は、主査 1 名、副査 2 名により行われているが、副査が 2 名以上の場合もある。審査委員会は学位審査、最終試験を行い、公開の学位論文発表会を開いている。

経済・社会政策科学研究科経済・社会政策科学専攻では、学位論文審査は教授を主査とする教員 3 人からなる審査委員会が行う。審査委員会の委員の選定は論文のテーマに応じもつとも適切と思われる教員 3 人を研究科委員会に諮って選定する。審査終了後主査が会議を開き審査について報告し妥当性を検証する。その後最終的には研究科委員会の判定を経て審査が確定する。

イノベーション・マネジメント専攻は、信州大学大学院学則第 43 条 1 項に定める審査委員会で学位論文の審査は行いが、論文審査会（最終試験）には、原則として、イノベーション・マネジメント専攻の全専任教員が出席し、質疑応答に参加している。

工学系研究科では、主指導教員と2名以上の副指導教員からなる審査委員会で審査を行い、その審査結果案を研究科委員会で審議し決定する。

農学研究科では、主査教員1名と副査教員2名が原則として選ばれ、学位論文はそれらの教員により各分野の学会報告レベルを基準として十分な審査がなされている。修士1年次（または2年次早々）の中間発表会と修了時の研究発表会には、全ての構成教員が参加し、質疑応答等を通して発表者の理解度や研究の到達度を高めさせるようにしている。

医学研究科では、欧文共著論文の場合、大学院委員会で審査の後、研究科委員会で一次審査を行い、次に研究科委員会で指定した主査1名、副査2名からなる論文審査委員会を経て研究科委員会で二次審査を実施している。

修士の審査課程では、修士論文発表会で主査1名・副査2名が厳正に修了認定を行っている。

総合工学系研究科では、論文の草稿を受理した専攻内で主指導教員ほか2名による予備審査委員会において予備審査を行う。その結果提出された論文を主指導教員ほか2名による審査委員会において審査を行う。

（前掲 別添資料5-4-1-1～7，別添資料5-4-2-1～7参照）

#### 【分析結果とその根拠理由】

学位論文の審査は、各研究科において複数の教員からなる審査委員会体制を構築し、厳格で明確な審査基準に基づいて論文審査及び筆記又は口頭による最終試験を行っている。その審査報告も義務付けており、学位論文に係る審査体制は整備され、機能していると判断する。

#### 観点5-7-4： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

##### 【観点到に係る状況】

成績評価の正確性を担保するための措置としては、成績評価の基準を大学院学則等に定め、さらに、シラバスには発表内容、レポート、授業への出席状況や参加態度等をどのような割合で成績評価に反映するかが示されている。（前掲 別添資料5-7-2-1参照）

また、成績評価を、現行の4段階から平成20年度に5段階評定に変更することが、教育研究評議会において決定された。これはより正確な成績評価をねらったものである。

学生からの成績に関する意見申し立てについては、基本的に指導教員が対応することとしている。

##### 【分析結果とその根拠理由】

成績評価の正確性を担保するための措置としては、成績評価の基準を大学院学則等に定め、シラバスには発表内容、レポート、授業への出席状況や参加態度等をどのような割合で成績評価に反映するかが示されている。

学生からの意見申し立てについては、基本的に指導教員が対応することとしている。

以上のことから、成績評価等の正確さを担保するための措置を講じていると判断する。

#### <専門職大学院課程>

#### 観点5-8-1： 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されているか。

## 【観点に係る状況】

法曹法務研究科は、法曹養成に特化した専門職大学院であり、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を実施することを目的とし、授与する学位は、法務博士（専門職）である（別添資料5-8-1-1参照）。この目的のために、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・選択科目の4系統の科目群によって教育課程を編成している。（別添資料5-8-1-2「平成19年度学生便覧」（抜粋）p.4参照）

## 【分析結果とその根拠理由】

教育課程は、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するように、授業科目を、4系統の科目群に編成した上で、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類を行っている。また、3年9学期制を採用し、基礎から段階的、反復的、科目横断的な教育を行うとともに、理論的教育と実務的教育の比重を考慮し、法律基本科目の理論的教育の後に実務基礎科目の教育を行い、さらに実務基礎科目を踏まえて理論的発展が可能となるように各授業科目の学年配当を行っている。このことから教育課程が体系的に編成されていると判断する。（別添資料5-8-1-2「平成19年度学生便覧」（抜粋）p.17,18参照）

## 別添資料

5-8-1-1 「信州大学大学院法曹法務研究科規程」

5-8-1-2 「平成19年度 学生便覧」（抜粋）

**観点5-8-2： 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。**

## 【観点に係る状況】

法律基本科目として、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野に属する科目を、実務基礎科目として、法曹倫理、民事裁判実務の基礎、民事裁判実務、刑事裁判実務の基礎等授業科目を、基礎法学・隣接科目として、外国法や法史学に関する基礎法学分野の科目や、企業会計、法と経済、行政学、犯罪捜査学、法医学等の法学隣接分野の科目を、展開・先端科目として、租税法、国際私法・国際民事訴訟法、労働法、社会保障法、消費者法、医療紛争法、地方自治法、環境法、経済法、知的財産法、金融法、国際取引法、倒産処理法等多様な法分野の科目を開設している。また、学生が目指す法曹像に応じた履修モデルと科目群及び各分野の履修フローチャートを明示し、学生が計画的に履修できるよう配慮している。（前掲 別添資料5-8-1-2「平成19年度 学生便覧」（抜粋）p.10～16参照）

## 【分析結果とその根拠理由】

法律基本科目として開講されている各授業科目は、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な教育内容を有している。また、法律実務科目は、法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的知識を修得させ、法律実務に携わることへの導入を行うためのものである。さらに、基礎法学・隣接科目は、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に関する理解の視野を拓げることに寄与する科目である。加えて、展開・先端科目は、応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目である。このことから、授業の内容は、全体として教育課程の編成の

趣旨に沿ったものと判断する。

**観点5-8-3： 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映した  
ものとなっているか。**

**【観点に係る状況】**

法曹法務研究科は、法曹養成に特化した専門職大学院であり、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を実施することを目的とする。そのため、各授業の内容も、担当教員の専門分野に関して、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、現在の学説・判例・実務の到達点を示す最先端かつ最高水準の内容を有するものとしている。

**【分析結果とその根拠理由】**

各授業を担当する教員は、各専門分野に関して、教育・研究上の業績を有し、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していると認められる。専門職大学院に不可欠な実務的教育を担う実務家教員は、裁判実務、企業法務、行政実務等の分野において一定期間の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であると認められる。授業の内容は、全体として教育の目的を達成するための基礎となる教育・研究・実務経験の成果を反映したものとっていると判断する。

**観点5-8-4： 単位の実質化への配慮がなされているか。**

**【観点に係る状況】**

法曹法務研究科においては、単位の実質化のために次のような配慮を行っている。①履修科目登録単位数の上限は、集中講義も含めて1年次及び2年次においては各36単位とし、3年次においては40単位としている。(前掲別添資料5-8-1-2「平成19年度学生便覧」(抜粋) p.4参照)②法科大学院学習支援システム(TKC)を採用し(別添資料5-8-4-1参照)、そこに各授業科目のシラバスや資料を掲載するとともに、学生が判例・法令・学術論文等の資料をデータベースから入手できるようにしている。(別添資料5-8-4-2参照)③自習室に机(キャレル)とLAN端末を用意するとともに、使用頻度の高い図書を配架している(ローライブラリー)。④オフィスアワーおよびクラスアワーを設けている(資料5-h参照)。

**資料5-h「オフィスアワーとクラスアワー」**

オフィスアワー	研究室で個別の学習相談
クラスアワー	学生からの質問等に教員が単独又は複数で講義室において対応

**【分析結果とその根拠理由】**

①履修科目登録単位数の上限設定によって、授業時間外の事前事後の学習時間が十分に確保されている。②TKCを利用して、学生に対して、関係資料の配布、予習事項・復習事項の指示等を行うことができ、学生が事前事後の学習を効果的に行うことができる。③自習室および図書の整備により、授業時間外における自習を行いやすい物理的環境が、十分なものではないとしても、一定程度整えられている。④オフィスアワーおよびクラスアワー

によって、授業時間外の自習に対して教員が援助する体制が整備されている。以上より単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

#### 別添資料

- 5-8-4-1 「法科大学院学習支援システム」
- 5-8-4-2 「法曹法務研究科シラバス」(抜粋)

**観点5-8-5：** 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

**観点5-9-1：** 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

#### 【観点到係る状況】

法曹法務研究科の教育課程は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されていることが求められている。

法曹法務研究科の教育課程は、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・選択科目の4系統の科目群によって編成されている。まず、法律基本科目によって、学生は、法曹に共通して求められる基礎的素養と能力を修得する。つぎに、実務基礎科目によって、学生は、法曹実務家としての基礎的実務能力を修得する。そのため、実務基礎科目として「法曹倫理」、「民事裁判実務の基礎」、「刑事裁判実務の基礎」等が開設されている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

上記の観点到係る状況から、法曹法務研究科の教育課程および教育内容の水準は、当該職業分野の期待にこたえるものとなっていると判断する。

**観点5-10-1：** 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

#### 【観点到係る状況】

①1年次に配当される法律基本科目から、双方向・多方向的な教育を取り入れた授業を実施している。これによって、専門的な法知識の確実な修得とともに、批判的な検討能力、創造的思考力、さらには事案に即した具体的な問題解決のための法的分析能力・議論能力の育成が可能となる。②学生定員が各学年40名であり、少人数教

育を実現できていると考える。③実務基礎科目である「民事裁判実務の基礎」、「刑事裁判実務の基礎」、「民事裁判実務」において、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生を参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容を有する「模擬裁判」が行われる。④平成19年度以降、「ロークリニック」という授業科目が開講される。これは、全15回講義中、当初4回分をいわゆるローヤリングにあて、それ踏まえて第5回以降の講義とでは、エクスターンシップとして県内各所の法律事務所で、弁護士の指導監督のもとに事件や法律相談の実際に立ち会い、具体的事例に則して法律相談の実践的技法等を学ばせる科目である。

#### 【分析結果とその根拠理由】

法曹法務研究科においては、教育の目的に照らして、講義、演習、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

#### 観点5-10-2： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

##### 【観点到係る状況】

全授業科目について統一形式のシラバスを提示している。そこでは、各科目について講義の形式、講義の目的、講義の位置づけ、履修上の注意、教科書・参考文献、さらに全15回の講義内容を詳細に提示している。成績評価の基準と方法もシラバスにおいて学生に周知している。

双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うには、学生が主体的に十分に予習を行うことが前提となり、シラバスにおいて全15回の授業内容を詳細に記述し、予習事項を指示している。また、法曹法務研究科においては、厳格な成績評価を行っているが、成績評価の基準と方法をシラバスに明示することにより、授業時間外の学習を効果的に行えるようにしている。(前掲 別添資料5-8-4-2参照)

##### 【分析結果とその根拠理由】

上記の観点到係る状況から、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

#### 観点5-10-3： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

#### 観点5-11-1： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

##### 【観点到係る状況】

法曹法務研究科においては、成績評価の準則、修了要件及び進級要件を以下のとおり定め実施している。

これらの進級要件，修了要件並びに成績評価の準則は，学生便覧に掲載（前掲 別添資料5-8-1-2「平成19年度 学生便覧」（抜粋）p. 5～9参照）されているとともに，成績評価の方法については，シラバスにも掲載し，学生に周知されている。（前掲 別添資料5-8-4-2参照）

なお，これら要件等は次に示す理由により，平成19年4月1日から，旧要件等（別添資料5-11-1-1「平成18年度学生便覧」（抜粋）p. 5～8，資料 i 参照）を改正し新たな制度設計を構築することにより，今年度からその制度に基づき実施することとなっている。

成績評価の準則の改正について，旧制度において，成績評価は，これを絶対的評価要件と相対的評価要件に分け，絶対的評価要件は，原則として，授業中の質疑応答の内容，課題・小テスト・中間テストを50%，科目修了試験の得点を50%とし，その総合点を100点満点で換算して，60点以上70点未満を可とし，70点以上80点未満を良，80点以上を優としていた。ただし，相対的評価要件を併用して，80点以上の者が全合格者の25%を超えるときは，概ね上位25%以内の者を優とし，残りの80点以上の者は良とすることとし，また60点以上70点未満の者が，全合格者の10%に満たない場合には，概ね下位10%の者を可とすることとしていた。この制度も厳格な成績評価を十分に担保するものと考えが，今回の「成績評価の準則」の改正によって成績評価をさらに厳格化し，「優は成績上位概ね25%までとすること」と「成績下位の概ね10%の者に対しては可を与えること」という成績評価の割合については維持したまま，単純明快に，「原則として，授業中の質疑応答の内容，課題・小テスト・中間テストを50%，科目修了試験の得点を50%とし，その総合点を100点満点で換算して，60点以上70点未満を可とし，70点以上80点未満を良，80点以上を優とする」こととした。旧制度では，絶対的評価要件で80点以上の点数を得る者の数にとくに制限はないが，新たな準則を適用すると，80点以上の点を得る者が成績上位概ね25%までに限定されることになり，旧成績評価の準則よりも成績評価は厳格化されることとなる。

修了試験及び進級試験を実施する目的は，各科目の知識の総合的応用能力を確認することにあるが，今後は厳格な成績評価を実施していくことを前提として，各科目の知識の総合的応用能力を確認するための修了試験及び進級試験は廃止することとした。

**【改正後の成績評価の準則】**（前掲 別添資料5-8-1-2「平成19年度学生便覧」（抜粋）p. 8及び前掲 別添資料5-8-4-2参照）

- ① 成績は，原則として，授業中の質疑応答の内容，課題・小テスト・中間テストの成績を50%，科目修了試験の得点を50%とした総合点を100点満点で換算し評価する。
- ② 60点以上70点未満を可とし，70点以上80点未満を良，80点以上を優とする。
- ③ 各授業科目の成績評価の割合について，以下のガイドラインを設ける。
  - a) 優は，成績上位概ね25%までとする。
  - b) 少なくとも成績下位の概ね10%の者に対しては可を与えるものとする。
- ④ 成績評価の割合に関するガイドラインは，法律基本科目および実務基礎科目の必修科目についてはこれを遵守する。これ以外の科目については，その趣旨を尊重して成績評価を行う。

**【改正後の修了要件】**（前掲 別添資料5-8-1-2「平成19年度学生便覧」（抜粋）p. 5～6参照）

修了要件は，本法科大学院に3年以上在学し，96単位以上（資料5-j参照）を修得し，かつ，入学時からの履修単位について，優の成績評価につき3点，良の成績評価につき2点，可の成績評価につき1点，不可の成績評価につき0点とし，1単位当たりの平均成績値1.50を満たす。（資料5-k参照）

**【改正後の進級要件】**（前掲 別添資料5-8-1-2「平成19年度 学生便覧」（抜粋）p. 7参照）

- ① 1 学年から 2 学年への進級要件は、法律基本科目を 26 単位以上修得することとする。
- ② 2 学年から 3 学年への進級要件は、2 学年終了時点で、2 年次配当の法律基本科目と実務基礎科目の 10 単位以上を含めた 60 単位以上を修得することとする。

資料5-i 「改正前の旧成績評価の準則等」

<p><b>【旧修了要件】</b> (平成 18 年度 学生便覧 抜粋 5,6 頁 参照)</p> <p>修了要件は、本法科大学院に 3 年以上在学し、9 6 単位以上を修得し、3 年次に修得した法律科目の絶対的評価要件の平均点が、1 0 0 点満点換算で、6 5 点以上で、かつ、修了試験に合格することとする。</p> <p>修了試験は、以下の 7 科目について行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公法系科目</li> <li>・ 民事系科目</li> <li>・ 刑事系科目</li> <li>・ 租税法、国際私法・国際民事訴訟法、地方自治法、行政学、環境と法、建築関係法、労働法 (労働法 1 と労働法 2 の範囲)、社会保障法、消費者法、医療紛争法、経済法、知的財産法 (知的財産法 1 と知的財産法 2 の範囲)、国際取引法、金融法、証券取引法、倒産処理法、倒産処理の実務、犯罪捜査学、法医学から 3 科目</li> <li>・ 企業会計 1、法と経済 1 から 1 科目</li> </ul>	
<p><b>【旧進級要件】</b> (平成 18 年度 学生便覧 抜粋 7 頁 参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 1 学年から 2 学年への進級要件は、法律基本科目を 2 6 単位以上修得し、かつ、取得した成績上位 2 6 単位の絶対的評価要件の平均点が 1 0 0 点満点換算で 7 0 点以上であることと、進級試験に合格することとする。</li> <li>② 2 学年から 3 学年への進級要件は、2 学年終了時点で、2 年次配当の法律基本科目と実務基礎科目の 1 0 単位以上を含めた 6 0 単位以上を修得し、かつ、取得した 2 年次配当科目の法律科目の全取得科目又は成績上位 2 4 単位の絶対的評価要件の平均点が 1 0 0 点満点で 6 5 点以上であることと、進級試験に合格することとする。</li> </ul>	
<p><b>【旧成績評価の準則】</b> (平成 18 年度 学生便覧 抜粋 8 頁 参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 絶対的評価要件                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 成績は、原則として授業中の質疑応答の内容、課題・小テスト・中間テストの成績を 5 0 %、科目修了試験の得点を 5 0 % とした総合点を 1 0 0 点満点で換算し評価する。</li> <li>(2) 6 0 点以上 7 0 点未満を可とし、7 0 点以上 8 0 点未満を良、8 0 点以上を優とする。</li> </ul> </li> <li>② 相対的評価要件                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 8 0 点以上の者が、全合格者の 2 5 % を超えるときは、概ね上位 2 5 % 以内の者を優とし、残りの 8 0 点以上の者は、良とする。</li> <li>(2) 可の評価に関して、6 0 点以上 7 0 点未満の者が、全合格者の 1 0 % に満たない場合には、成績の下位から概ね 1 0 % を可とする。</li> </ul> </li> </ul>	

資料5-j 「各科目群の修了要件 学生便覧抜粋」

修了に必要な単位		9 6 単位				
		必須		選択必修	自由選択	計
		6 4		2 2	1 0	9 6
法律基本科目	公法系	1 2	5 6	2		5 8
	民商系	3 2				
	刑事系	1 2				
実務基礎科目	一般	2	8	4		1 2
	民裁系	4				
	刑裁系	2				
基礎法学・隣接科目				4		4
展開・先端科目				1 2	1 0	2 2

資料5-k 「GPA (Grade Point Average) に準じたポイント制」

GPA (Grade Point Average) に準じたポイント制 (平成19年度 学生便覧 (抜粋) P. 6 参照)	
① 各授業科目の成績評価をそれぞれの可重点 ((Grade Point) に置き換え、加重点を各授業科目の単位数に掛けた合計を、履修単位数の合計で割ることによって算出した平均値が平均成績値となる。	
成績平均値 = { [(単位×加重点) の和] ÷ [履修単位数の和] (不可の単位数も含める。不受講は含めない。) }	

- ② 各成績評価の加重点は、次のとおりである。  
 優：3 良：2 可：1 不可：0
- ③ 不受講はGPAに準じたポイント制対象科目としない。
- ④ 可の成績評価を受けた科目については再履修を認める。
- ⑤ 授業科目を再履修した場合、累積の平均成績値の算出の際には、最後の履修による成績評価及び単位数のみを算入するものとし、それ以前の成績及び単位数は算入しない。

#### 【分析結果とその根拠理由】

法曹法務研究科は、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を実施することを目的とする。この教育目的に照らして、各授業科目の到達目標が設定され、かつ到達目標はシラバスにおいて学生に周知されている。成績評価が学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われるように、成績評価の基準として、成績のランク分け、各ランクの分布のあり方についての方針が設定され、成績評価における考慮要素があらかじめ明確に示されている。以上のことから教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

#### 別添資料

5-11-1-1 「平成18年度学生便覧」(抜粋)

**観点5-11-2：** 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

#### 【観点到係る状況】

成績評価においては「成績評価の準則」に基づき適正かつ厳格な成績評価を行っている。

「成績評価の準則」に従って成績評価、単位認定及び修了認定等が行われることを確保するために、成績評価について説明を希望する学生に対してはその機会を設けている。その他、筆記試験採点の際の匿名性を一定程度確保する、成績分布に関するデータを教員間で共有する、各授業科目の成績分布に関するデータを学生に開示する方策を採っている。(前掲 別添資料5-8-1-2 「平成19年度 学生便覧」(抜粋) p. 8参照)

#### 【分析結果とその根拠理由】

上記の観点到に係る状況から、「成績評価の準則」に従って成績評価および単位認定が適切に実施されているものと判断する。

**観点5-11-3：** 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

#### 【観点到係る状況】

成績評価についての説明を希望する学生のために、法曹法務研究科内部の委員会である学務委員会を窓口とした「成績不服申立制度」を設けている。(前掲 別添資料5-8-1-2 「平成19年度 学生便覧」(抜粋) p. 8参照) これは、成績評価に関して説明を求める学生からの申立書を学務委員会で受理し、当該教員に回答を求め、

その回答を学生に通知する制度である。また、筆記試験採点の際の匿名性を確保するために、綴り穴で解答用紙を綴ることにより、学生の氏名・学籍番号等を見ないで採点できる体裁の解答用紙を採用している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

法曹法務研究科においては、成績評価について説明を希望する学生に対して不服申立ての機会をを与えるとともに、筆記試験採点の際の匿名性が一定程度確保されており、これによって成績評価の基準に従って成績評価が行われることが確保される。このことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

### (2) 優れた点及び改善を要する点

#### 【優れた点】

- ・「教養科目」の科目群A【環境と人間（環境マインド）】の科目は、平成10年工学部における取組を皮切りに全キャンパスで「環境マインドをもつ人材の育成プログラム」（平成16年度 教育GP採択）を展開し、それに基づき開設された科目である。全学生に1科目（2単位）必修としている。活動の一つとして教職員と学生が協力してエコキャンパスを構築し、その維持・改善という実践的な活動を通じて松本キャンパスを除く各キャンパスにおいてISO14001の認証を受けている。
- ・「学生教育の充実」「地域貢献のための活用」及び「大学広報の推進」を目的として平成18年10月に地域ケーブルテレビの1チャンネルを使用して開局した、国内初の大学専用チャンネル「信州大学テレビ（SUTV）」では、番組の企画・制作を通じて学生の創造力・コミュニケーション力等のあらゆる能力の開発を目指している。
- ・多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器を活用した授業として、主にコンピューターネットワークを利用して通常の講義と同様に単位取得可能な自学自習方式の講義や通常の対面講義の支援・補完として利用するe-Learningシステムを構築した。全ての授業を、情報通信技術（ICT）を利用したe-Learningで実施するEA(e-Learning All)授業と、さまざまな学習支援がe-Learningで提供されるEB(e-Learning with Blending)授業があり、補助・自学自習用e-Learningモジュール教材の整備を中心に、単位の実質化の目的である、授業時間外の学習促進による教育効果の向上を目指しており、これを行う授業も増えている。

#### 【改善を要する点】

該当なし

### (3) 基準5の自己評価の概要

#### <学士課程>

本学の教育課程は、理念・目標を達成するために、学則に基づき、それぞれの学部の教育理念や教育目標に応じて学部一貫の教育課程を編成し、必修科目、選択科目等も適切に配当している。

共通教育の【環境と人間（環境マインド）】は、「環境マインドをもつ人材の育成プログラム」に基づき開設された科目で、活動の一つとして教職員と学生が協力してエコキャンパスを構築し、ISO14001の認証を受けている。国内初の大学専用チャンネル「信州大学テレビ（SUTV）」による番組の企画・制作を通じて学生の創造力・コミュニケーション力等のあらゆる能力の開発を目指した「放送番組制作ゼミ」を開講している。

本学においては、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換制度、学術交流協定に基づく単位互換を前提とした交換留学、インターンシップやボランティア科目の開設や3年次編入学生への配慮等様々な取組を行っている。

単位の実質化のために、授業時間外の学習促進による教育効果の向上を目指した補助・自学自習用 e-Learning モジュール教材の整備や履修登録の上限設定が行われている。

科目の授業形態については、実験、実習、演習を重視しつつも、開講授業のバランスとしては講義形態の授業も含め全体がバランスよく開講されている。また、e-Learning の拡充と、講義においても双方向性ある少人数クラスへの努力が行われ、教育目的に応じて、学年進行上の工夫、討論やフィールドワークを取り入れた授業等が取り入れられている。

各学部、全学教育機構でシラバスを作成しており、冊子を作成し学生に配布している学部等もある。また、本学のHPに全学のシラバスを検索できるシステムを整備し、検索し表示できる。

自主学習への配慮・基礎学力不足の学生への配慮に関しては、全ての学部で担任制（1年次生）がとられており、自主学習に関する相談体制と単位の取得状況のきめ細かい監視体制の整備等を行っている。

成績評価基準や卒業認定基準は、信州大学学則に基づき、各学部において策定している。成績評価、単位認定は、授業形態の特性に応じて、教員の個人の判断によって、試験、小テスト、レポート及び授業への出席状況や参加態度等を総合して、4段階で行われている。各学部の卒業認定は、学則第53条及び各学部の教授会の規程に基づいて各学部において卒業判定を行っている。

成績評価の正確さを担保する措置は、ごく基本的な、シラバスでの成績評価の方法の明示から、疑義申し立てまで、さまざまな措置が講じられ、複合的に機能している。

#### <大学院課程>

本大学院の教育課程は、大学院学則に基づき、各研究科において目的とする学問分野や職業分野における期待に応えられるよう教育課程を編成し、授業科目の授業及び研究指導により教育を行っている。授業の内容が教育課程の編成の趣旨に沿ったものになるよう、各研究科において授業科目の内容、単位数及び履修方法を定めている。

各研究科において、ガイダンスで履修指導を行い、学習・研究に応じた指導体制を行っている。基本的に少人数による教育であり、十分予習、復習時間が取れるものとなるよう配慮している。また、院生室を設置している。

夜間開講している研究科においては、在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定、就学の便宜と授業料の軽減を図る「長期履修学生制度」の設定等の措置により学生への適切な配慮がされている。

教育内容に応じて、講義・演習・実習等の授業形態をバランスよく配置し、また討論やフィールドワーク等、授業内容にあった授業展開の工夫を講じている。

全ての研究科においてシラバスを作成しており、冊子又はHPでの検索システムにより学生に周知され、記載事項を参考に受講科目を選択する等シラバスを活用している。

研究指導は、大学院学則及び各研究科規程において定められ、研究指導教員による関連する講義課目、特別演習やゼミナール等、特別研究や特別実験・実習等により行っている。複数教員が協同して研究指導にあたる体制が各研究科で取られており、研究テーマの決定についても適切に行っている。

成績評価基準や修了認定基準は、大学院学則及び各研究科において策定している。各研究科における成績評価、単位認定は、教員の個人の判断によって、発表内容、レポート、授業への出席状況や参加態度等を総合して、4段階で行われている。各研究科の修了認定は、大学院学則第53条及び各研究科委員会規程に基づいて修了判定を行っている。

学位論文の審査は、各研究科において複数の教員からなる審査委員会体制を構築し、厳格で明確な審査基準に

基づいて論文審査及び筆記又は口頭による最終試験を行っている。

成績評価の正確性を担保するための措置としては、成績評価の基準を大学院学則等に定め、シラバスには発表内容、レポート、授業への出席状況や参加態度等をどのような割合で成績評価に反映するかが示されている。

<専門職大学院課程>

法曹法務研究科においては、法曹養成に特化した大学院であり、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的教育を実施することを目的として教育課程を編成している。また、厳格な成績評価の準則、修了要件及び進級要件が定められシラバスとともに学生に明示されている。

## 基準 6 教育の成果

## (1) 観点ごとの分析

観点 6-1-1: 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

## 【観点到に係る状況】

学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針は、本学の理念・教育目標に沿って共通教育の目的、各学部、研究科において理念・目標又は研究科規程の目的の中に資料 6-A のとおり明示されている。(前掲 別添資料 1-1-1-6, -7 参照, 掲載されている刊行物等は, 前掲 別添資料 1-2-1-3 参照)

## 資料 6-A 「各学部等の学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等」

学部等	学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等
共通教育	かけがえのない自然を愛し、人類文化・思想の多様性を受容し、豊かなコミュニケーション能力を持つ教養人を育成し、専門教育の基礎となる教育を施しつつ、専門教育と連携して、自ら具体的な課題を見出しその解決に果敢に挑戦する精神とユニークな個性を育成する。
人文学部	複雑多様化し混迷する現代社会のあらゆる局面で、不断に根源的な思索を試み、それらに批判的・創造的にかかわってゆくことのできる「実践知」を身につけた、新しい時代の人文人（ネオ・フマニスト）を育成します。
教育学部	信州の恵まれた自然環境と教育を尊重する県民の気風・風土の中で、豊かな人間性と専門的知識及び実践に培う基礎的能力を身につけた、明目の教育を担う人材を育成します。
経済学部	社会諸科学の専門研究を踏まえ、激変する現代社会環境の中で、時代に流されず、主体的にその変化に対応できる能力を持った個人、とりわけ、ビジネス・リーダー等、経済社会の構造変化を見据えた問題発見・解決型の実践的な企業人・組織人の育成を目指す。
理学部	自然界の多種多様な現象に常に知的的好奇心と探究心を抱く人材を育てます。それぞれの専門分野についての深い知識を有するとともに、専門分野を越えた課題にも柔軟に対処できる、広い視野と適応性を兼ね備えた、社会に役立つ人材を育てます。信州の優れた自然を体験的に教材として利用し、自然と調和の取れた科学の発展に貢献できる後継者の育成に努めます。
医学部	豊かな人間性、広い学問的視野と課題探求能力を身につけた臨床医、医療技術者や医学研究者などを育成する。
工学部	基礎学力の向上を重視しつつ専門知識並びに学際分野の修得を基盤にし、創造力の育成と課題探求能力を開発する教育を行うとともに、情報技術に関する基礎知識とその応用能力を育成します。また、地球環境保全などに対する技術者倫理をそなえ国際的視野に立ってさまざまな分野で貢献できるための行動力や自立心を有する人材を育成します。
農学部	信州の豊かな自然と風土のもとで、食料・環境・生命を支える農学を展開し、科学性、実践性、倫理性の高い教育と研究を行います。自然と人が共生する持続的社会的創造を目指し、広い視野と課題探求能力を備えた人材を養成します。
繊維学部	衣・食・住の要である“繊維”に根ざした伝統的な科学技術を背景として、学際的前端科学技術のさらなる展開を図り、21世紀における文化創造科学技術を開拓するとともに、優れた人格と国際性を有し、未来を創造しうる、広い視野と高い能力を持つ技術者、高度専門職業人、研究者を養成する。
人文科学研究科	あらゆる科学や応用技術を支えるもっとも基本的かつ実践的の基盤である、柔軟な認識能力・多角的分析能力・豊かな表現力をもつ人材の養成をめざす。自ら創造的な研究活動を続ける教員たちの多彩な授業により、論理的思考と実践的問題解決法、表現能力を身につけさせる。

教育学研究科	科学技術の著しい進歩や国際化・情報化等社会の急速な進展及び価値観の多様化に適切に対応することができる能力を育成するために、必要な教育課程を編成し、高度でかつ洗練された知識・技能を有する優れた資質の教員を養成する。
経済・社会政策科学研究科	経済・社会政策科学専攻は、経済社会の現実問題への解決能力を有した人材を、イノベーション・マネジメント専攻は、先端技術と市場の動向に関する深い理解を併せて持ち、組織改革を達成できる人材を養成する
工学系研究科	創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者、高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人及び知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材を養成する。
農学研究科	農学部理念・目標を礎に、21世紀に求められる、環境と調和した持続生産に基づく、より豊かな人間社会を作ることを目的として、環境の保全と修復及び生命科学や食料の生産などの分野における幅広い体系的な基礎学力、実践的技術力、そして研究開発能力を備えた高度専門技術者を養成する。
医学系研究科	医科学専攻は、心とからだを結ぶヒューマンサイエンスを機軸にした新しいネットワークをつくり多彩な人材を養成する。 保健学専攻は、高い倫理観と豊かな人間性を有し、高度な専門知識・技術、科学的根拠に基づく臨床問題解決能力、国際的な視野を持つ高度専門保健医療職者を育成する。 医学系専攻及び独立二専攻は、人類の福祉と医学の発展をたえず視点におき、医科学の真理の深奥を究め、世界を先導するような創造的研究を実施する医学研究者、移植医療、再生医療、遺伝子医療など先端医療を科学的基盤に基づいて実践する医学研究者及び高度医療職業人を育成する。
総合工学系研究科	豊かで広い学問的な視野を持ち、柔軟な思考力及び洞察力を養い、技術・科学の分野における諸問題を自発的に解決できる能力を身につけた高度専門職業人および技術者・研究者を育成します。さらに基盤的技術開発を積極的に推し進める国際的研究拠点、地域及び産学官連携研究拠点として能動的な活動を通して21世紀における新たな産業の創成の中核を担うことのできる人材を社会に輩出することを目指します。
法曹法務研究科	一 法の支配に奉仕する豊かな人間性と高い倫理性を備えた法曹の養成 二 高度な専門的能力を持ち地域の経済・社会・行政に貢献できる法曹の養成 三 経済・経営に強い法曹の養成 四 科学技術の動向に対する知見を持った法曹の養成

また、中期目標・中期計画「第一期中期目標期間における重点目標」「教育に関する重点目標」（前掲 資料1－C参照）及び「教育の成果に関する目標」にも人材養成の目標とその目標を達成するための措置を資料6－Bのとおり明示している。その中に達成状況の検証・評価の取組みについても掲げており、その推進は各学部・研究科において行い、教学担当副学長を中心としたスタッフ組織において全学的な取りまとめ等を行うこととしている。

資料6－B 「中期目標・中期計画の教育の成果に関する目標とその目標を達成するための措置」

<p>○ 中期目標</p> <p><b>教育の成果に関する目標</b> 【 学士課程 】</p> <p>1) 広く深い教養に支えられ、批判力・洞察力を備えた人間性豊かな人格を涵養する。 2) 専門教育での実りある学習成果を確保し、十分な基礎学力を着実に身につけ、総合的視野と高い能力を備えた人材を養成する。</p>	<p>○ 中期計画</p> <p><b>教育の成果に関する目標を達成するための措置</b> 【 教養教育の成果に関する具体的目標の設定 】</p> <p>1) 成績評価基準を授業目標の達成度に統一した上で、単位取得率について合理的な基準を設け、全ての科目区分においてその基準値を維持する。 2) 「教養教育における満足度」とは何かを検証しつつ、在学生及び卒業生を対象にした教育満足度の調査を継続的に実施し、満足度数値の上昇をもたらすように教育方法の改善を図る。 3) 教養教育の教育成果に関して、専門教育に必要な基礎学力や社会人として必要とされる能力の修得という視点からの検証を絶えず実施する。 4) 専門教育の効果の向上のため、より多くの学生に基礎学力を修得させるための教育指導を徹底して行う。 5) 体育教育の成果を、スポーツ習慣と身体知への意識として定着させるために、事後調査を実施するとともに、その結果を基にして教育方法の改善を図る。</p> <p>【 専門教育の成果に関する具体的目標の設定 】</p>
---	--

<p>【 大学院課程 】                  大学院課程では、幅広い知識と視野を備えた人材養成を目指した学部教育に立脚して、各研究科の目標に沿った多様な諸分野の高度専門職業人及び先端的研究を推進する有為な人材を養成する。</p>	<p>1) 教養教育と連携し、専門基礎教育及び専門教育のバランスがとれた体系的な教育課程とその実施体制を整備し、グローバルな視野・国際感覚と豊かな感受性、課題解決能力を備えた人材を養成する。                  2) 「専門教育における満足度」とは何かを検証しつつ、在学生及び卒業生を対象にした教育満足度の調査を継続的に実施し、満足度数値の上昇をもたらすように教育方法の改善を図る。                  3) 進展し変容する社会からの要請に配慮した教育課程を編成する。                  4) 豊かな人格形成のもと、社会でのさまざまな分野で活躍しうる総合的な知力を育成する教育課程を整備する。                  5) 高度専門職業人等への進路を開く、専門基礎力を着実に修得しうる教育課程を編成し、実施する。</p> <p>【 大学院教育の成果に関する具体的目標の設定 】</p> <p>1) 学部の専門教育と連携して、各研究科・専攻の特色及び特徴を活かし、大学院課程の教育プログラムを体系的に整備し、グローバルな視野・国際感覚と豊かな感受性、課題解決能力を備えた人材を養成する。                  2) 「大学院教育における満足度」とは何かを検証しつつ、在学生及び修了生を対象にした教育満足度の調査を継続的に実施し、満足度数値の上昇をもたらすように教育方法の改善を図る。                  3) 高度専門職業人に必要な能力を育成する教育課程を編成し、実施する。                  4) 研究者に必要な能力を育成する教育課程を編成し、実施する。                  5) 各研究科・専攻の特色及び特徴を活かした諸分野の教育と学術研究を通じて、高度な専門的知識と能力、実践的技術力、研究能力を修得させる。</p> <p>【 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定 】</p> <p>1) 各種の免許・資格の取得者、認定教育プログラムの増加を図り、各専門分野における社会進出を容易にすべく積極的に支援する。                  2) 進展し変容する社会と諸科学に柔軟に対応しうる力と未来創造能力を涵養する。                  3) 各学部の理念・目標に沿って専門人・職業人養成の具体的諸目標を設定し、それぞれの分野で中核的な役割を担って活躍しうる能力を付与する。                  4) 各研究科の理念・目標に沿って具体的諸目標を設定し、各専門分野での中核的な役割を担って活躍しうる高度専門職業人及び先端的研究に参画しうる研究者を養成する。</p> <p>【 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 】</p> <p>1) シラバスに授業達成目標を明示し、教育の達成度が客観的に検証できるようにする。                  2) 学生自身による「学習目標の設定とその到達度の自己評価」を実施し、教員自身による目標達成度評価（即ち成績評価）との比較等から、教育の効果・成果を検証する体制をつくる。                  3) 学生による授業の評価結果等を活かした授業改善プログラムを構築し、その実施状況を公表する。                  4) 大学院課程では、新たに授業改善プログラムを構築し、高度専門職業人養成が適切かつ効果的に行われるシステムを設ける。                  5) 大学院課程では、修士・博士の学位授与の方針と基準を明確化し公表することにより、学位水準の高度化を図る。                  6) 学部卒業後・大学院修了後の進路及び卒業・修了後の状態を調査して、それぞれの課程の教育目標達成状況を点検評価する。</p> <p>（出典：信州大学中期目標・中期計画（別添資料1-1-1-5）抜粋）</p>
---	---

その取組の一つとして、平成18年10月に全学の在学生及び卒業生を対象にした教育満足度の調査を実施し、その達成状況等进行分析・検証を進めている。以下に分析・検証の例を示す。

また、人文学部では、スペシャリストではなくジェネラリストである実践的知的能力を持つ人材を養成することをめざしており、そのような人材を養成しているかどうかを検証するための組織として情報管理分析室評価担当があり、卒業生アンケート等を毎年行って達成状況を検証・評価している。

経済学部では、教育目標の達成状況を検証評価するため、満足度調査を卒業時に行っている。平成18年3月の「経済学部専門教育に関する調査」は回答者数237人、回答率89%であった（別添資料6-1-1-1参照）。卒業時調査の総括的な問「経済学部の専門教育により変化する現実社会に対処する能力が養成されたか」に対し

て、半数が「そう思う」か「どちらかというと思う」と回答し、否定的な回答は25%程度であった。

医学部医学科では、カリキュラムには全科目について、GIO, SB0が明示されている。その検証・評価は、医学教育センターを中心として毎年実施している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針は、本学の理念・教育目標に沿って共通教育の目的、各学部、研究科において理念・目標又は研究科規程の目的の中に明示するとともに、中期目標・中期計画にも明示している。その達成状況の検証・評価の取組みとして、教学担当副学長を中心としたスタッフ組織及び各学部・研究科において満足度調査等を実施し、分析・検証を進めており適切な取組を行っていると判断する。

#### 別添資料

6-1-1-1 「経済学部 2005 年度卒業時アンケートの結果について」

**観点 6-1-2 :** 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

#### 【観点到に係る状況】

単位修得の状況は、平成 18 年度後期の共通教育科目での単位修得率が教養科目、外国語科目等の授業分野別で 88.5%から 100%と幅はあるが、全体で 95.3%であり相対的に高い割合を示している。また、平成 18 年度の学部別単位修得率は資料 6-C のとおり 87.8~96.0%と高い修得率を示している。

資料 6-C 「平成 18 年度学部別単位修得率」

		修得率	対象者	合格者
共通教育		95.3%	48,316	46,037
専門科目	人文学部	95.9%	8,344	8,003
	教育学部	96.0%	19,790	19,003
	経済学部	89.5%	8,731	7,812
	理学部	90.7%	10,954	9,940
	医学部	98.7%	17,055	16,831
	工学部	87.8%	24,775	21,749
	農学部	94.7%	9,230	8,739
	繊維学部	93.9%	15,142	14,221
小計		93.2%	114,021	106,298
合計		93.8%	162,337	152,335

共通教育課程から学部 2 年次に進級する際の必要要件を設けている人文・医学・繊維学部 3 学部の進級率は、資料 6-D のとおりである。

資料6-D 「3学部の2年次への進級率」

学部	H19. 4. 1 進級者	H18. 4. 1 入学者	進級率
人文学部	160	171	93.6%
医学部	229	246	93.1%
繊維学部	301	313	96.2%

また、学部において学年制を取っていない等進級する際の必要要件を設けていない学部もあり、進級の状況は一律に出せないが、過去3年間の各学部・研究科の留年者数の推移は、資料6-Eのとおりである。最終年次は、卒業できなかった学生で、学部により進級の縛りによって多くなる年次もあるが、それぞれの学部・研究科の努力により減少傾向にある。

資料6-E 「学部・研究科の留年生数の推移」

(各年度5月1日現在)

学 部	年度	1年次	2年次	3年次	4年次	計	学 部	年度	1年次	2年次	3年次	4年次	計
人文学部 (13.5%)	19	13	5	10	76	104	工 学 部 (7.1%)	19		4	6	146	156
	18	9	2	18	67	96		18		5	8	154	167
	17	7	9	16	69	101		17		4	7	149	160
教育学部 (3.4%)	19			1	39	40	農 学 部 (2.9%)	19				22	22
	18	1	1		55	57		18				24	24
	17	2		1	45	48		17				22	22
経済学部 (12.3%)	19		1	60	61	122	繊維学部 (8.8%)	19	12	17	47	38	114
	18	1	1	72	70	144		18	19	10	62	62	153
	17	2	8	63	60	133		17	9	14	92	77	192
理 学 部 (10.7%)	19	1	2	53	49	105	医 学 部 医 学 科 (10.4%)	19	7	6	23	9	
	18	1	2	63	45	111		18	4	12	11	8	
	17		5	58	47	110		17	6	6	6	7	
医 学 部 保健学科 (9.1%)	19	10	23	13	11	57	5年次	19		7		9	61
	18	15	11	12		38		18		4	6年次	8	47
	17	7	8			15		17		4		12	41
研 究 科	年度	1年次	2年次	3年次	4年次	計	研 究 科	年度	1年次	2年次	3年次	4年次	計
人文科学 (22.6%)	19	1	6			7	医学系 (修士) (1.3%)	19		1			1
	18		6			6		18					0
	17		8			8		17					0
教育学 (5.4%)	19		5			5	医学系 (博士) (17.0%)	19	7	4	10	20	41
	18		7			7		18	2	9	6	24	41
	17		5			5		17	7	6	4	22	39
経済・社会 政策科学 (32.8%)	19	1	19			20	総 合 工学系 (24.6%)	19		5	58		63
	18		28			28		18		5	44		49
	17		28			28		17	1	3	45		49
工学系 (7.7%)	19	4	95			99	法曹法務 (6.6%)	19	3	3			6
	18	7	112			119		18	3				3
	17	7	92			99		17					0
農 学 (1.2%)	19		2			2	※1 工学系研究科には改組前の博士前期課程を、総合工学系研究科には工学系研究科博士後期課程の学生を含む。 (以下、この基準の資料も同様とする。)						
	18		3			3							
	17		2			2							

※2 学部・研究科名下の( )内の数字は、平成19年度の在学生数に占める留年生の割合を示している。

次に、卒業(修了)の状況について、各学部・研究科の過去3年間の卒業(修了)生と入学した学生の最低在学年限で卒業(修了)した率は資料6-Fのとおりである。

資料6-F「各学部・研究科の卒業（修了）生と卒業（修了）率の推移」

学 部	18年度		17年度		16年度		研究科	18年度		17年度		16年度		
	卒業生	卒業率	卒業生	卒業率	卒業生	卒業率		修了生	修了率	修了生	修了率	修了生	修了率	
人文学部	194	77.0	179	76.8	190	70.5	人文科学	14	71.4	21	85.7	8	62.5	
教育学部	295	88.1	270	91.1	285	87.3	教育学	46	93.5	52	94.2	51	90.2	
経済学部	252	76.6	274	86.1	276	82.6	経済 イノ	12	58.3	3	33.3	9	88.9	
理学部	216	85.4	223	86.8	218	80.0		15	41.7	8	0	4	100	
医学部	医学	94	94.4	105	91.0	100	91.0	医学(修)	32	100	24	100	24	100
	保健	138	100					医学(博)	46	66.7	35	64.7	53	62.5
工学部	506	86.2	476	85.8	498	85.3	農学	72	95.8	81	100	70	95.7	
農学部	189	92.1	188	93.3	180	94.1	工学系	550	93.1	543	94.4	520	94.5	
繊維学部	330	84.0	326	77.4	273	78.0	総合工学系	55	61.8	54	41.9	53	53.1	

※卒業（修了）生数は、当該年度のすべての数とし、卒業（修了）率は、編入生等を除いた当該年度卒業（修了）生のうち、最低在学年限で卒業（修了）した率。大学院博士課程は、満期退学者を含む。

研究科の「経済」は「経済・社会政策科学研究科」で専攻は「経済・社会政策科学専攻」と「イノベーション・マネジメント専攻」であり、後者は、夜間主専攻の課程である。

学部の平成18年度の各種資格の取得状況は、資料6-Gのとおりである。

資料6-G「各種資格の取得状況」

学部	教員免許 取得者数	各種国家試験	取得者数	その他の資格等	取得者 数
人文学部	46				
教育学部	280				
経済学部		宅地建物取引主任 社会保険労務士	1 1	TOEIC ジェトロビジネス日本語検定 中国語検定 ビジネス実務法務検定	16 4 3 1
理学部	66	学芸員 測量士補	14 34		
医学部		医師 看護師 保健師 助産師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士	91 59 68 13 34 15 14		
工学部	21				
農学部	28	食品衛生管理者(任用資格) 食品衛生監視員( ) 飼料製造管理者( ) 測量士補(単位取得者) 毒物劇物取扱責任者( )	61	食品衛生責任者(任用資格)	
繊維学部	13				
人文科学 研究科	1				
工学系研究科 (理学)	19				
工学系研究科 (工学)	8				
農学研究科	10	食品衛生管理者(任用資格) 食品衛生監視員( )			

教育学部の教員免許取得を卒業要件にしていなない学生においてもほぼ全員の学生が教員免許状を取得している。加えて、希望者は学校図書館司書教諭、学芸員、障害者スポーツ初級指導員・社会教育主事補の資格を取得できる体制があり、これらの資格を取得して卒業する学生も多い。本学部の教員採用率はきわめて高く、全国の教員養成大学の中でも常に上位に位置している。

医学部医学科では、現役卒業生の国家試験合格率は過去3年間の平均が91.6%である。

【分析結果とその根拠理由】

教養教育、専門教育の方針に従い授業担当教員が責任を持って教育を実施しており、単位修得率はおおむね高い割合を示しており、規定単位数を超えて修得されていたり、学生の高い学習意欲がうかがえる。進級、卒業（修了）の状況も概ね良好である。卒業率は学部・研究科によりばらつきはあるものの、増加傾向にあり、留年、休学、退学等様々な事由がある中で妥当な割合である。資格取得者は、様々な資格等を取得しており、それぞれの水準から判断して、教育の成果、効果は十分に上がっていると判断される。

観点6-1-3： 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

平成16年度からWebを利用した学生による授業評価を毎年前期・後期ごとに行っており、その設問項目「探求の仕方・姿勢、知識や技術等を、獲得できましたか」の全学集計結果は資料6-Hのとおりである。

資料6-H「学生による授業評価 設問「探求の仕方・姿勢、知識や技術等を、獲得できましたか」集計結果

年度	学期	授業形態	強くそう思う	そう思う	どちらともいえない	そう思わない	全くそう思わない	該当しないわからない
18	前期	講義	14.9	44.3	24.5	9.8	5.6	0.9
		演習	17.7	48.7	22.4	5.8	3.4	2.3
		実験・実習	30.9	48.8	12.8	5.1	1.9	0.5
	後期	講義	16.6	46.3	23.3	8.3	4.5	1.0
		演習	24.2	47.9	17.5	5.2	3.9	1.3
		実験・実習	26.2	51.7	16.1	3.5	1.9	0.5
17	前期	講義	15.7	43.4	25.3	9.2	5.1	1.4
		演習	19.2	45.1	23.1	6.7	4.2	1.6
		実験・実習	27.2	50.2	15.6	3.8	1.5	1.6
	後期	講義	17.5	46.6	21.6	8.4	4.4	1.2
		演習	29.6	46.0	15.7	5.4	2.5	0.9
		実験・実習	25.4	55.8	14.3	2.7	1.3	0.6
16	前期	講義	14.2	45.3	25.1	9.5	4.7	1.1
		演習	20.6	48.7	20.3	5.9	2.3	2.2
		実験・実習	23.6	55.5	14.9	3.2	1.6	1.2
	後期	講義	15.3	46.3	23.9	9.1	4.2	1.2
		演習	23.9	47.0	18.5	6.3	3.2	1.1
		実験・実習	20.7	56.5	16.5	4.0	1.3	1.0

集計結果によると、過去3年間の授業における探求の仕方・姿勢、知識や技術等の獲得については、「強くそう思う」「そう思う」の合計は、「講義」59.1～64.6%、「演習」64.3～75.6%、「実験・実習」77.2～81.2%、「そ

う思わない」「全くそう思わない」の合計は、「講義」12.8～15.4%、「演習」7.9～10.9%、「実験・実習」4.0～7.0%で授業形態により幅があるが、「どちらともいえない」の割合を考慮すれば、60～80%ほどの学生が教育効果があったと判断している。

また、平成18年11月から3月にかけて、全学（人文学部は毎年独自に実施）で教育の成果や効果を含めた共通教育及び専門教育に関する満足度調査を実施した。共通教育の満足度調査は、①2年次・3年次の全学生、②4年次の全学生（卒業時に実施）及び③卒業1年目の卒業生全員を対象とし、専門教育に関する満足度調査は、原則上記①②③を対象として実施した。

調査結果の集計・分析は、共通教育に関する満足度調査を全学教育機構が、専門教育に関する満足度調査を各学部において行っており、現在すべての調査結果はまとまっていないが、学生が身についたと感じる知識や能力についての状況は、共通教育では別添資料6-1-3-1「共通教育に関する満足度調査結果報告書」に次のとおりまとめられている。（全学教育機構が作成する共通教育に関する満足度調査の集計結果 調査項目Ⅱ. 1から17の数値により記載）

#### 資料6-I「共通教育に関する満足度調査結果報告書抜粋」

- ・教育成果に関する評価)全23項目に対する在学生・卒業次生・卒業生全体の5段階評価において、最も高い項目は3.33点「自ら必要な情報を探し出すことができるようになった」であり、最も低い項目は、2.55点「外国語能力が向上した」であった。
- ・評価結果を概観すると、「一般教養」や「情報処理(ITスキル等狭義)」、「批判的思考(クリティカルシンキング)」などの項目が相対的に他の項目より高いことが分かる。ただし、絶対的な評価得点としては、最高でも3.33点と「どちらともいえない」をやや上回る程度であり、良い評価(4点以上)が得られている項目は見あたらない。
- ・一方で「外国語能力」に関する評価については、相対的に他の項目よりも評価が低く、絶対的な評価得点も「どちらともいえない」を下回る評価となっている。

共通教育に関する満足度調査結果報告書 p8-9

専門教育では、人文学部で毎年卒業式後に実施している「卒業生アンケート」の平成17年度分析結果報告書(別添資料6-1-3-2参照)p.4①から⑨の養われた能力及びp.6②,③の知識の獲得の割合、教育学部の「専門教育に関する調査 2・3年生アンケート」(別添資料6-1-3-3参照)p.2～3 Q4及び「専門教育に関する調査 4年生[卒業直前]アンケート」(別添資料6-1-3-4参照)p.4 Q4のA～Jの身についた知識や能力の割合、繊維学部の「繊維学部・工学系研究科の満足度調査報告書」(別添資料6-1-3-5参照)p.7～13 Q1～10及びp.41～43 Q1～4の身についた知識や能力の割合から見ておおむね高い評価が得られている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

学生による授業評価や在学生、卒業生アンケート等での学生が身に付けた知識や能力に対する評価は、おおむね高い数値を示しており、それぞれが意図する教育の成果や効果(各カリキュラムの教育目標)は相応に上がっていると判断する。

#### 別添資料

- 6-1-3-1「共通教育に関する満足度調査結果報告書」
- 6-1-3-2「人文学部卒業生アンケート平成17年度分析結果報告書」
- 6-1-3-3「教育学部専門教育に関する調査 2・3年生アンケート」
- 6-1-3-4「教育学部専門教育に関する調査 4年生[卒業直前]アンケート」
- 6-1-3-5「繊維学部・工学系研究科の満足度調査報告書」

観点6-1-4： 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

学部・研究科学生の過去3年間の卒業後の状況は資料6-Iのとおりである。

資料6-J「卒業後の状況」

学部・研究科	年度	卒業生数		大学院等進学者		就職希望者数	就職者数		臨床研修医		その他		就職率
				人数	割合		人数	割合	人数	割合	人数	割合	
人文学部	18	194	26	13.4	149	126	65.0			42	21.6	84.6	
	17	179	14	7.8	123	87	48.6			78	43.6	70.7	
	16	190	9	4.7	129	100	52.7			81	42.6	77.5	
教育学部	18	295	44	14.9	251	225	76.3			26	8.8	89.6	
	17	270	50	18.5	219	185	68.5			35	13.0	84.5	
	16	285	40	14.0	237	208	73.0			37	13.0	87.8	
経済学部	18	252	16	6.4	218	209	82.9			27	10.7	93.9	
	17	274	35	12.8	233	222	81.0			17	6.2	95.3	
	16	276	12	4.3	228	208	75.4			56	20.3	91.2	
理学部	18	216	120	55.6	85	80	37.0			16	7.4	94.1	
	17	223	118	52.9	97	90	40.4			15	6.7	92.8	
	16	218	131	60.1	77	67	30.7			20	9.2	87.0	
医学部	18	医	94			94			91	96.8	3	3.2	96.8
		保	138	16	11.6	119	118	85.5			4	2.9	99.2
	17	105			105			99	94.3	6	5.7	94.3	
	16	100			100			92	92.0	8	8.0	92.0	
工学部	18	506	290	57.3	216	205	40.5			11	2.2	94.9	
	17	476	256	53.8	204	204	42.9			16	3.3	100	
	16	498	281	56.4	201	192	38.6			25	5.0	95.5	
農学部	18	189	84	44.4	92	89	47.1			16	8.5	96.7	
	17	188	94	50.0	86	78	41.5			16	8.5	90.7	
	16	180	85	47.2	95	73	40.6			22	12.2	76.8	
繊維学部	18	330	204	61.8	126	121	36.7			5	1.5	96.0	
	17	326	195	59.8	120	112	34.4			19	5.8	93.3	
	16	273	168	61.6	92	91	33.3			14	5.1	98.9	
学士課程合計	18	2,214	800	36.1	1,350	1,173	+	91	57.1	150	6.8	93.6	
	17	2,041	762	37.3	1,187	978	+	99	52.8	202	9.9	90.7	
	16	2,020	726	36.0	1,159	939	+	92	51.0	263	13.0	89.0	
人文科学研究科	18	14			11	6	42.9			8	57.1	54.5	
	17	21			18	4	19.1			17	80.9	22.2	
	16	8			8	4	50.0			4	50.0	50.0	
教育学研究科	18	46	1	2.2	45	22	47.8			23	50.0	48.9	
	17	52	1	1.9	51	33	63.5			18	34.6	64.7	
	16	51	2	3.9	32	17	33.3			32	62.8	53.1	
経済・社会政策科学研究科	18	27			27	23	85.2			4	14.8	85.2	
	17	11			10	8	72.7			3	27.3	80.0	
	16	13			12	11	84.6			2	15.4	91.7	
医学研究科(修士課程)	18	32	5	15.6	27	26	81.3			1	3.1	96.3	
	17	24	6	25.0	17	17	70.8			1	4.2	100	

	16	24	9	37.5	15	14	58.3			1	4.2	93.3
工学系 研究科	18	550	21	3.8	524	518	94.2			11	2.0	98.9
	17	543	26	4.8	496	488	89.9			29	5.3	98.4
	16	520	27	5.2	478	469	80.2			24	4.6	98.1
農学研究科	18	72	11	15.3	59	59	81.9			2	2.8	100
	17	81	19	23.5	62	61	75.3			1	1.2	98.4
	16	70	12	17.1	58	53	75.7			5	7.2	91.4
医学研究科 (博士課程)	18	46			42	41	89.1			5	10.9	97.6
	17	35			31	30	85.7			5	14.3	96.8
	16	23			23	20	87.0			3	13.0	87.0
総合工学系 研究科	18	55			52	52	94.6			3	5.4	100
	17	54			42	36	66.7			18	33.3	85.7
	16	47	3	6.4	36	34	72.3			10	21.3	94.4

※就職率%は、就職希望者に対する就職者率。

一部に卒業後の進路についての報告を怠る学生がおり、若干不明者もその他に含まれているが、平成18年度の学士課程全体の進路別の割合は、大学院等進学者が36.1%、就職者（臨床研修を含む。）が57.1%、その他が6.8%という状況である。学部により大学院等進学者と就職者の割合に違いはあるが、その特性に応じた割合になっている。就職率も民間企業の採用拡大ということもあるが学士課程全体で93.6%と高い割合を示しており、その就職先は多岐にわたっており、教育学部では、教育、学習支援業への就職は167名（全就職者数との割合は74.2%）であり、全国の教育学部でも高い数字を示している等、様々な分野で活躍している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況から判断して、就職率や進学率等も安定した水準を保っており、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

#### 観点 6-1-5：卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

##### 【観点到に係る状況】

平成19年2月に長期ビジョン策定に伴い、学外から本学がどのように見られているか、何を期待しているかを把握するため、企業、県内自治体及び県内高等学校に対してアンケートを実施した。その項目の中に平成17年度に本学の卒業生等が就職した県内企業、2名以上就職した県外企業及び県内自治体に対して本学卒業（修了）生の印象を聞いたものがあり、資料6-Kのとおり「専門的な知識や技術のレベルが高い」、「実践的な技術や技能のレベルが高い」、「表現力、プレゼンテーション能力がある」、「論理的思考力がある」と本学の卒業生等に対する印象を持っている企業等も少なくない。（別添資料6-1-5-1参照）

##### 資料6-K「本学卒業（修了）生の印象」

	県内企業		県外企業		自治体	
	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数
仕事に対するやる気、意欲やバイタリティーがある	17%	99	14%	23	13%	19
リーダーシップ、まとめる力がある	3%	19	7%	11	2%	3
協調性がある	13%	76	12%	20	7%	10
明朗である	8%	47	12%	19	7%	10

専門的な知識や技術のレベルが高い	10%	59	7%	12	8%	12
実践的な技術や技能のレベルが高い	4%	22	6%	10	5%	7
表現力、プレゼンテーション能力がある	3%	16	3%	5	3%	5
論理的思考力がある	7%	42	6%	10	11%	16
常に新しい知識、技術を学ぼうとする意欲がある	9%	51	8%	13	6%	8
問題を解決する力がある	5%	27	4%	7	6%	9
行動力、実行力がある	6%	35	8%	14	10%	14
創造力・企画力がある	2%	14	3%	5	6%	8
分析力・情報処理能力がある	5%	29	2%	4	6%	9
資格・免許の取得者が多い、取得の意欲がある	4%	21	1%	1	1%	1
その他	1%	7	4%	6	4%	6
無回答	1%	8	3%	5	6%	8
合計	100%	572	100%	165	100%	145

また、上記観点6-1-3にあるように平成18年11月から3月にかけて実施した満足度調査に卒業1年目の卒業生全員を対象としたものもあり、卒業生が身についたと感じる知識や能力についての状況は、教育学部の「専門教育に関する調査卒業生アンケート」（別添資料6-1-5-2, p.3 Q4のA~J参照）においては、身についた知識や能力の割合から見ておおむね高い評価が得られている。人文学部では、大学評価・学位授与機構による分野別教育評価のため平成15年度に行った雇用主の卒業生（過去5年間程度）に対する評価アンケートでは、「卒業生を採用してよかった」「どちらかといえばよかった」の回答が合わせて91%と高く、その理由もほとんどが仕事面での優秀さを指摘したものである。卒業生の能力について聞いたところ、「新しい仕事に果敢にチャレンジできる」「ものごとをつきつめて考え抜くことができる」「柔軟に判断することができる」点をあげたものが多く、「時流に迎合することなく価値判断できる」「職場内外でのコミュニケーションがうまい」が次いで高い回答率となっている。（別添資料6-1-5-3参照）

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学の卒業生等が就職した県内企業、2名以上就職した県外企業及び県内自治体に対するアンケート結果からの印象や卒業生アンケート等での卒業生が身に付けた知識や能力に対する評価は、おおむね高い数値を示しており、それぞれが意図する教育の成果や効果（各カリキュラムの教育目標）は相応に上がっていると判断する。

#### 別添資料

- 6-1-5-1 「学外アンケート結果」
- 6-1-5-2 「教育学部専門教育に関する調査卒業生アンケート」
- 6-1-5-3 「分野別教育評価自己評価書<人文学系>（平成15年7月）抜粋」

## （2）優れた点及び改善を要する点

#### 【優れた点】

- ・入学した学生の最低在学年限で卒業した率がほとんどの学部で80%を超えている。また、就職率も高い数字を示している。

## 【改善を要する点】

- ・ 教育の成果について、大学院課程の検証等の取組が十分でなく、今後の体制整備が求められる。

## (3) 基準6の自己評価の概要

学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針は、本学の理念・教育目標に沿って共通教育の目的を明示し、各学部・研究科においては理念・目標又は研究科規程の目的の中に明示している。また、中期目標・中期計画「第一期中期目標期間における重点目標」「教育に関する重点目標」及び「教育の成果に関する目標」にも人材養成の目標とその目標を達成するための措置を明示している。

教養教育、専門教育の方針に従い授業担当教員が責任を持って教育を実施しており、単位修得率はおおむね高い割合を示しており、規定単位数を超えて修得されていたり、学生の高い学習意欲がうかがえる。進級、卒業（修了）の状況も概ね良好である。卒業率は学部・研究科によりばらつきはあるが増加傾向にあり、留年、休学、退学等様々な事由がある中で妥当な割合である。

学生による授業評価や在学生、卒業生アンケート等での学生が身に付けた知識や能力に対する評価は、おおむね高い数値を示しており、それぞれが意図する教育の成果や効果（各カリキュラムの教育目標）は相応に上がっている。

平成18年度の学士課程全体の進路別の割合は、大学院等進学者が36.1%、就職者（臨床研修を含む。）が57.1%、その他が6.8%という状況である。学部により大学院等進学者と就職者の割合に違いはあるが、その特性に応じた割合になっている。就職率も民間企業の採用拡大ということもあるが学士課程全体で93.6%と高い割合を示しており、その就職先は多岐にわたっている。

本学の卒業生等が就職した県内企業、2名以上就職した県外企業及び県内自治体に対するアンケート結果からの印象や卒業生アンケート等での卒業生が身に付けた知識や能力に対する評価は、おおむね高い数値を示しており、それぞれが意図する教育の成果や効果（各カリキュラムの教育目標）は相応に上がっている。

基準 7 学生支援等

(1) 観点ごとの分析

観点 7-1-1 : 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

学部新入生に対するガイダンスとして、「全学オリエンテーション」及び学部ごとの「新入生ガイダンス」を実施している。新入生ガイダンスにおいては、共通科目の履修方法等の全学生に係る共通事項のほか、卒業要件、専門科目の履修方法等学部、学科・専攻ごとの事項を説明している。また、教育学部以外の教職免許取得希望者に対しては、教職ガイダンスを実施している。各学部及び研究科においてもそれぞれガイダンスが実施されている（資料 7-A, -B 参照）。

資料 7-A 「平成 19 年度新入生ガイダンス等実施概要」

平成 19 年度 新入生ガイダンス等実施概要	
4月6日(金), 4月9日(月), 4月10日(火)	
各ガイダンス出席時には、配付済みの『共通教育履修案内』等を必ず持参してください。	
なお、この概要は、4月11日(水)の授業開始までに実施する入学式、新入生ガイダンス、その他、各種ガイダンスなどについてまとめたものですが、学部によっては、授業開始後も履修相談を行っていますので、詳細については新入生ガイダンスの折に確認してください。	
入学式	4月6日(金)
会 場	松本市総合体育館(松本市美須々5-1)
対 象	全学部生
時 間	10:30~11:45 (全学オリエンテーション含む)
(平成 19 年度新入生ガイダンス等実施概要より抜粋)	

資料 7-B 「学部及び研究科ガイダンス実施状況」

学部 (研究科)	対象者	時期	内容
人文学部	新入生 留学生 2年次 3年編入生 3年次 4年次	入学時 4月当初	[新入生・留学生] 学部・留学・履修ガイダンス, 専攻コース説明, 英語クラス分け, 体育実習 (アウトドア) ガイダンス [2年次生] 履修・留学・分野別ガイダンス, 英語クラス分け [3年次編入生] 学部・留学・学科・分野別ガイダンス [3年次] 履修・留学・インターンシップ企業等体験実習ガイダンス [4年次] 履修ガイダンス [全体] 教職・学芸員・日本語教員養成副専攻課程・社会調査士資格ガイダンス
教育学部	新入生 1年次 2年次 3年次 4年次	入学時 12月 4月当初 4月当初 4月当初	・専攻別ガイダンス ・分野選択ガイダンス ・ガイダンス ・基礎教育実習ガイダンス ・応用教育実習ガイダンス
経済学部	新入生 留学生 2, 3年次 3年次編入	入学時 入学時 4月当初	・学科別・分野別ガイダンス ・新入生留学生ガイダンス ・ガイダンス

理学部	新入生 2年次 3年次 4年次 3年次編入	入学時 4月当初 4月当初 4月当初 4月当初	・全体，学科別ガイダンス，履修相談
医学部 (上段：医学科， 下段：保健学科)	新入生 2年次 3年次編入	入学時 4月当初 編入時	・担当教員紹介，履修ガイダンス，合宿研修 ・履修ガイダンス ・履修ガイダンス
	新入生 2年次 3，4年次	入学時 4月当初 4月当初	・専攻紹介・ガイダンス，合宿研修 ・全体及び専攻毎のガイダンス ・専攻毎のガイダンス
工学部	新入生 2年次 3年次編入 3年次 4年次	入学時 4月当初 編入時 4月当初 4月当初	・学部及び学科ガイダンス ・学部及び学科ガイダンス ・学部及び学科ガイダンス ・履修ガイダンス ・研究室ガイダンス
農学部	新入生 2年次 3年次編入 3年次	入学時 4月当初 編入時 前期	・学部及び学科ガイダンス ・学部及び学科ガイダンス ・学部及び学科ガイダンス ・研究室選択ガイダンス
繊維学部	新入生	入学時	学科別ガイダンス ・繊維学部の教育課程について ・修学について ・学生生活上の注意について ・プレイズメント・テスト ・クラス分け ・環境ISOについて
	2年次	4月当初	全体ガイダンス ・履修案内について ・キャンパスライフについて ・保健室・カウンセラーについて ・図書館利用について ・環境ISO学生委員会の活動について ・大学生協について ・悪徳商法被害防止について ・ゴミの分別について 各学科毎のガイダンス
	3年次編入	編入時	全体ガイダンス ・履修案内について ・キャンパスライフについて ・保健室・カウンセラーについて ・図書館利用について ・環境ISO学生委員会の活動について ・大学生協について ・悪徳商法被害防止について ・ゴミの分別について 各学科毎のガイダンス
全学教育機構	全学部 新入生	入学時	・e-Learning等ガイダンス ・教職ガイダンス ・身体知の世界(実習)ガイダンス
人文科学研究科	新入生	入学時	大学院ガイダンス
教育学研究科	新入生	入学時	新入生ガイダンス
経済・社会政策科学研究科	新入生 2年次生	入学時 4月当初	・専攻別ガイダンス ・専攻別ガイダンス
工学系研究科	新入生	入学時	・専攻ガイダンス

工学系研究科 (地球生物圏科学専攻)	新入生	入学時	・専攻別ガイダンス
農学研究科	新入生	入学時	・研究科及び専攻別ガイダンス
医学系研究科	新入生	入学時	・全体及び専攻毎のガイダンス
総合工学系研究科	新入生	入学時	・指導教員ガイダンス
法曹法務研究科	入学前学生 新入生	入学前 入学時	・冊子配布 (自習のための手引き) ・法学履修に関するガイダンス

#### 【分析結果とその根拠理由】

上記の状況から判断して、ガイダンスは問題なく実施されている。新入生に対するガイダンス、進級した学生に対するガイダンスの実施により、いずれの学部・研究科においても学習を進めるための助言・指導が適切に実施されている。その内容も履修相談の窓口及び専攻等の決定に関する説明を行っており、結果として学生は入学後の授業の履修及び2年次以降の専攻等の選択も順調に行えているため、ガイダンスは適切に実施されていると判断する。

**観点 7-1-2 : 学習相談、助言 (例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。) が適切に行われているか。**

#### 【観点到に係る状況】

連絡先の明示、オフィスアワーの導入、担任制の実施の状況については資料 7-C の通りとなっている。

学習相談の機会や助言は全学教育機構及び各学部において窓口を設置することにより対応している。本学では教育学部、工学部、農学部、繊維学部の学生は1年次には共通教育の実施組織である全学教育機構が設置されている松本地区に通い、2年次以降はそれぞれの学部が設置されている地区に通うこととなっている。学生の通学地区と学部が異なるため連絡体制を強化する必要があり、そのために全学教育機構の組織内に副担任を設け、松本地区と各学部の連絡体制を密にしている。また、シラバスにオフィスアワーを含めた学習相談の手段を明記している。

人文学部では、毎週火曜日の12:30~13:20を全教員のオフィスアワーと設定している(基本的にはいつでも学生から相談を受けることのできる体制を整えている)。学生には全教員のE-メールアドレスを公開している。また、1年次生については新入生ゼミナールという授業に基づく担任制、2年次生以上は指導教員制度をとっている。この他、人文学部学務委員会も学習相談を行える体制を整えている。

教育学部では、教育学部生に配布している「開設授業科目一覧表・授業時間割表」の中に、教育学部に所属する全教員の研究室、電話番号、E-メールアドレス及びオフィスアワー(前期・後期別)を掲載している。また、各学修分野の学生においては1年次生から4年次生まで、大学院生においては1年次生から2年次生まで指導教員制としており、学生・院生一人ひとりに担当教員がつく体制としている。

経済学部では、学生に配布している資料に、講義等担当教員及び学生委員を明記し、シラバス(信州大学シラバス検索システム、前掲 資料 5-U 参照)内でも質問相談対応を記載している。また、学部1年次生は新入生ゼミナールの担任教員が、2年次生以上はゼミ教員(ゼミに所属しない学生は学生委員)が指導助言を行っている。

経済・社会政策科学研究科では、入学年度の前期の履修計画については大学院運営委員に相談することになっている。さらに、大学院運営委員が相談の内容に応じてアドバイザー教員を紹介し、その教員の指導を取り入れ履修計画を立てることとしている。入学年度の後期以降は指導教員を付け、入学年度の後期以降の履修計画は指

導教員の指導に従って作成している。

理学部では、3年次生までについては各学科とも担任制、あるいは学修相談員の設置等を行っている。4年次生について、卒業研究を課している学科では担当教員が対応している。また、シラバスに科目毎「質問、相談への対応」方法を明記してオフィスアワーや電子メールを含む多様な相談窓口を設定している。さらに教員のEメールアドレスを理学部ホームページにおいて公開している。

医学部医学科では、オフィスアワーに加えて、学年毎にグループ担当教員を各7人配置し、学生の修学・学生生活に関する指導・助言を行っている。なお、医学教育センターに専任教員2名を配置し、常時、学生が相談できる体制をとっている。また、電子メールによる相談も受け付けている。

医学部保健学科では、各教員が週に1～2時間程度のオフィスアワーを設けている。また、クラス担任制度が設けられ、教員一人が10名～20名程度を担当している、各学期1回以上は学生と面接し、修学事項等の相談にあたっている。

工学部では、学修相談、助言は各学科の学務委員を中心に行われ、これに加えてクラス担任も相談、助言にあたっている。学習支援に関しては、学生便覧、学習の手引き、ホームページ等でも周知をはかっている。学習の手引きには各教員の居室、電話番号、Eメールアドレス等が総合的に記述されている。オフィスアワーに関しては、平成17年度から全学科が適宜の方法で実施し、学部4年次生及び大学院生については、研究指導教員による学習指導を行っている。

農学部では、各学科とも担任制を実施し、4年間同一教員が担任となって学生の履修、学習上の相談に応じている。3年次後期以降、学生は研究室に所属し指導教員も学習相談の助言を行っている。さらに、学部に学生相談員を配置し、学生生活全般の相談にも応じている。

繊維学部では、JABEE認定学科（機能機械学科、精密素材工学科）を中心に学生の学習の進捗状況を的確に把握し、オフィスアワーや担任制度を設け、学習相談や学生が自ら設定した学習計画達成に向けての助言を行っている。また、各学年学科ごとに助言委員を設けている。

法曹法務研究科では、学生に対する学習相談および助言を行う目的で、クラス担任の設置、オフィスアワーの設定およびクラスアワーの設定を行っている。クラス担任の設置により、1クラス20人の各クラスを2名の教員で担当することとし、随時学生の質問等に対応する体制を採っている。クラス担当教員は、3年一貫の持ち上がり方式であり、これによってきめ細かで首尾一貫した指導を行うこととしている。

資料7-C 「学部及び研究科学習相談等一覧」

学部（研究科）	連絡先の明示	オフィスアワーの設定	担任制	備考・他特記事項
人文学部	○	○	○	・1年次生は新入生ゼミによる担任制 ・2年次生以上は分野ごとの指導教員による指導助言
教育学部	○	○	○	・指導教員制
経済学部	○	学生の個別指導・相談等はメールで連絡	○	・1年次生は新入生ゼミナールI, IIの担当教員による指導助言 ・2年次生以上はゼミ教員による指導助言 ・ゼミ無所属者は学生委員
理学部	○	○	○	・4年次生は指導教員制

医学部 (上段：医学科, 下段：保健学科)	○	○	○	・グループ担当教員制 ・オフィスアワーは科目毎に設定している。 ・医学教育センター専任教員による24時間サポート体制をとっている。
	○	○	○	
工学部	○	○	○	・学務委員，補導教員
農学部	○	○	○	・連絡先は学務委員，学生支援委員
繊維学部	○	○	○	・相談教員体制を導入
全学教育機構	○	○	○	・松本地区以外の学部について副担任制度を導入
人文科学研究科	○	○	×	指導教員に貼り付き
教育学研究科	×	×	×	指導教員に貼り付き
経済・社会政策科学研究科	○	×	○	1年次生 アドバイザー教員による指導助言 2年次生 指導教員による指導助言 地域イニシアティブ・コースでは，専攻運営委員・特任教授による「よろず相談」を随時行っている。
工学系研究科	○	○	○	・指導教員
工学系研究科 (地球生物圏科学専攻)	○	○	○	・指導教員制
農学研究科	○	×	×	・連絡先は学務委員，学生支援委員
医学系研究科	○	○	○	・全専攻共に，指導教員に貼り付き ・左表の項目について，保健学専攻以外は実施していない。
総合工学系研究科	○	○	○	・指導教員
法曹法務研究科	○	○	○	

【分析結果とその根拠理由】

上記の状況から，すべての学部・研究科において学生が学習相談する場合の選択肢（具体的にはオフィスアワーの設定，担任制の導入，電子メールによる相談，各種委員会・センターへの相談等の方法）を複数用意している。さらにこれらに関する情報を相談の主体である学生に対して，学生便覧，ホームページ等で周知しており，学生はそれらを参考に教員に相談を依頼している。このことから整備状況は十分であると判断する。

観点 7-1-3： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

【観点到に係る状況】

学習支援に関する学生のニーズを把握するために，共通教育並びに各学部の学生担当窓口業務，「ご意見箱」の設置（資料 7-D 参照），満足度調査・授業評価等の各種アンケート，各教員のオフィスアワーの整備，「学生何でも相談室」の設置（別添資料 7-1-3-1 参照）等の方法を実施している。

資料 7-D 「ご意見箱」(例示)

<p><b>3. 1年次生と全学教育機構の役割</b></p> <p>(3) ご意見箱</p> <p>共通教育の授業や制度に関する質問は，上記(2)にあるように相談窓口を利用したり，教員に直接聞いてください。しかし共通教育の授業や制度に関して不満がある場合は相談しにくいかもしれません。その場合は『ご意見箱』を利用してください。『ご意見箱』は全学教育機構南校舎 1階ロビーに置いてあります。</p>
---

『ご意見箱』への投書は、備え付けの用紙に記入してください。授業に関する不満である場合は、授業名と担当教員名を書いてください。

『ご意見箱』への投書に対しては、全学教育機構が誠実に対処します。  
全学教育機構のしかるべき委員会で討議した結論や対処した内容は、全学教育機構のホームページに掲載します。

(出典：共通教育履修案内 p. 3)

本学では学長が直接、学生の生の声を聴き、大学運営の参考にするために学長オフィスアワーを実施しており、ここでも学生のニーズを把握することが可能になっている。提案された意見の中で学習支援に関して実現した事項として、教育学部において性教育講習会を開催、環境マインドプロジェクトでの学生参画組織の実現（全学エコキャンパスの実現が目的）がある（別添資料7-1-3-2、-3参照）。

#### 【分析結果とその根拠理由】

学習支援に関する学生の意見を汲み上げる仕組みは法人化後整備され、継続的に実施されている。このことから学習支援に対する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

#### 別添資料

7-1-3-1 「工学部学生何でも相談室予定表」

7-1-3-2 「学長オフィスアワーポスター」

7-1-3-3 「学長オフィスアワー概要」

**観点7-1-4：** 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

**観点7-1-5：** 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

#### 【観点到に係る状況】

留学生については国際交流センターがあり、留学生の学習支援に当たっており、外国人留学生に対する日本語教育、修学上の指導助言を行っている。その他学習支援についての例示を次に示す。

教育学部では、特別な支援を行うことが必要と考えられる者に関して、授業に関わる問題が教務部会へ入った場合には、授業担当者または指導教員へ迅速に連絡し、協力して学習支援を行うよう努めている。特別な支援を行うことが必要と考えられる者の研究生入学の審査等に関して、支援的な角度から審議している。過去に車椅子が必要な障害者に対し、手すり及びエレベーターの設置等、迅速に対応した例がある。また、大学院ガイダンスにおいて、留学生に対する学習のアドバイスを詳しく実施している。留学生に対しては、日本語指導ボランティア、チューター等の支援を実施している（別添資料7-1-5-1参照）。

経済学部では、国際交流・留学生委員会の下、国際交流室が設置されており、准教授1名及びチューターを配置し、学生委員会と連携を行い、留学生への学習支援が適切に行える状況にある。また、必要に応じて学習支援が行われている。さらにチューター会（経済学部のチューターにより構成）が組織され、チューターと留学生の交流の場を企画している。

医学部では、国際交流の推進、留学生の修学支援及び学生の海外留学相談等を行うため、国際交流室を設置し、講師1名及びチューターを配置している。

工学部では、1年次の障害者に対しては全学教育機構と工学部学務委員会、当該学科間で連絡をとり対処している（別添資料7-1-5-2参照）。平成18年度は聴覚障害者が1年次生に1人在籍しているが、本人との相談の結果ノートテーカー等は措置していない。2年次以降については学務委員を通じて各科に配慮を依頼している。また、工学部情報工学科及び同専攻で実施している（仮称）ITコースについてはIT技術を駆使してサポートするとともに、学生の希望にあわせて日時を調整した直接指導も行っている（別添資料7-1-5-3参照）。留学生の学習支援については2年次生と修士1年次生にチューターが配置されている。留学生への情報提供については学部としてWeb上に案内は整備されており（別添資料7-1-5-4、-5参照）、学科ごとにおいても情報工学科では留学生向けのWebページを制作している。（別添資料7-1-5-6参照）

#### 【分析結果とその根拠理由】

上記により、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援が概ね適切に行われていると判断する。

#### 別添資料

- 7-1-5-1 「平成19年度教育学部留学生オリエンテーション資料」
- 7-1-5-2 「身体に障害を有する者の入学に係る修学上の配慮について 通知」
- 7-1-5-3 「IT生のためのホームページ」 (<http://www.int-univ.com/SUSI/>)
- 7-1-5-4 「Foreign Student Guide to the faculty of Engineering(2006)」  
(<http://wwweng.cs.shinshu-u.ac.jp/ryugakusei/2006/e-ryu06.htm>)
- 7-1-5-5 「留学希望者のための工学部案内」  
(<http://wwweng.cs.shinshu-u.ac.jp/ryugakusei/index.htm>)
- 7-1-5-6 「Shinshu University Information Engineering」  
(<http://www.cs.shinshu-u.ac.jp/index-e.html>)

**観点7-2-1： 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。**

#### 【観点到係る状況】

全学教育機構において、PC室（10番教室・定員49名・8時30分～21時、32番教室・定員45名・8時30分～21時）を整備しており、入学時にPCを所持していない学生でも自主学習を行いやすい環境を整えている。また、高年次生に対しても各学部でPC室を整えている。PC設置室以外の教室も無線LANの整備が進んでおり、純然たる自習室として確保してある教室は少ないが、講義を行っていない教室を開放している（別添資料7-2-1-1参照）。

附属図書館では、閲覧室座席数が基準（対象利用者数の10%）を満たしていないとして、平成15年に大学基準

協会より勧告を受け、予算措置を講じて平成16年度・17年度にかけて対象となる松本合同・教育学部・工学部・繊維学部各図書館の整備を行った（別添資料7-2-1-2参照）。

また、閲覧室の開館時間については、松本合同、教育学部、医学部、工学部の各図書館で時間延長や24時間利用を実施している。（資料7-E参照）

資料7-E 「閲覧室開館時間（平成18年度）」

図書館	平日	土	備考
松本合同図書館	9:00-20:00	10:00-16:00	試験期時間延長
教育学部図書館	9:00-21:00	10:00-16:00	
医学部図書館	9:00-21:00	10:00-16:00	機械対応により24時間利用可
工学部図書館	9:00-20:00	10:00-16:00	試験期時間延長
農学部図書館	9:00-20:00	10:00-16:00	
繊維学部図書館	9:00-20:00	10:00-16:00	

松本合同図書館は日曜開館（10:00-16:00）を実施

【分析結果とその根拠理由】

多くの講義室、演習室に情報端末を設置し、学生が自主的に学習する場を提供しているとともに、他の施設にも可能な限りのスペースを用意し、いずれのスペースも多くの学生に利用されており、自主的学習環境が整備され効果的に利用されていると判断する。

別添資料

7-2-1-1 「各学部自習教室一覧」

7-2-1-2 「附属図書館閲覧座席数一覧（平成17年度）」

観点7-2-2： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点到に係る状況】

本学の学生生活支援については、平成18年度に設置した学生総合支援センターで実施しており、同センターの業務内容の充実については、学生委員会（資料7-F参照）で検討している。

資料7-F

第51回 学生委員会議事要旨（抜粋）	
日 時	平成18年5月11日（木）
議 題	2 学生総合支援センターの今後について 委員長から、平成18年4月1日付けで設置した学生総合支援センターの運営については、学生委員会で審議することになっており、4月の学生委員会の役割で説明した3つのワーキンググループを中心に同センターのあり方等を検討して、学生総合支援センターで行う業務内容を充実させていきたい旨の説明があり、審議の結果了承された。 (出典：信州大学学生委員会議事要旨の該当箇所)

中期計画「学生の課外活動施設や交流スペース等の充実を図る」については、16年度にパンシヨップコーナーの設置、課外活動施設（人文学部東側）の電気設備と屋根の改修、アーチェリー場の改修、17年度にあづみホールにトイレの新設、全学教育機構第1体育館の外壁改修を実施して、課外活動施設の整備を行い、学生のサークル活動や課外活動に対する支援が適切に行われている。また学生のサークル活動状況を紹介し、地域社会と学生との交流を一層深めるため、学生総合支援センターでホームページ（パンフレット）を作成した。また地域の方々との交流活動が教育的視点からより重要であると判断し、平成18年度において近隣の市町村に出向き、その活動状況を紹介するとともに、老人ホーム、敬老会、一般企業等が計画する各種イベント参加などに対する窓口支援を行っている。

中期計画「サークル活動に対する表彰制度の整備・充実を図る」については、平成16年度に『学生表彰要項』（別添資料7-2-2-1参照）と『学生の表彰に関する申し合わせ』を改正し、学長功労賞を新設するなど表彰制度の整備・充実を図り、平成16年度から新表彰制度に基づき、学生表彰を実施している。（別添資料7-2-2-2参照）

中期計画「NPO、NGO等との連携を図りつつ、ボランティア情報の収集・提供、受け入れ機関との連絡調整など、学生の自主的活動を積極的に支援する体制を構築する」については、平成18年4月に設置した学生総合支援センターに学生のボランティア担当窓口を明確にし、学生を積極的に支援する体制が構築され、今後NPO、NGO等との連携を図り充実することとしている。ボランティア活動経費の一部として物品購入経費を援助し、また旭会館2階に特別に活動場所を学生の自主組織「VOLNET」に提供している。特に地域市町村、病院などから学生のボランティア活動の要請が多数ある。

#### 【分析結果とその根拠理由】

上記より、学生のサークル活動や自治活動などの課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

#### 別添資料

7-2-2-1 「信州大学学生表彰要項」

7-2-2-2 「学生表彰状授与式」

**観点7-3-1： 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。**

#### 【観点到係る状況】

本学学生の生活相談については、観点7-2-2と同様、平成18年度に設置した「学生総合支援センター」において実施しており、同センターの業務内容の充実については、学生委員会で検討している。

平成16年度から、新入生に対する「在学生による何でも相談窓口」を毎年実施している。新入生からも好評を得ており、今後も毎年相談体制を充実させ実施することとしている。

平成18年4月1日に設置した学生総合支援センターに学生アルバイト、寮生活、地域とのトラブルなど、学生生活全般にわたって相談に応じる専任の担当者を窓口配置し、どのような相談にも対応できる体制が整備された。平成18年度においては192件の相談があった。また、今後も学生相談体制の整備・充実を図っていくこととし

ている。

学生相談機関と学内外の諸機関との連携・強化を図るために、学生生活面に関して平成18年4月に設置した学生総合支援センターにおいて、学内では健康安全センターや全学教育機構を含む各学部と、学外では消費生活センター、警察・消防、キャンパスのある市町村等と連携する体制の構築に向け検討を行うこととしている。

健康相談については、「健康安全センター」（松本地区以外の学部の保健室を含む。）において、内科医及び精神科医による診療その他必要に応じて専門医の診療、カウンセラーによるメンタルヘルス相談並びに保健師などによる健康相談を実施する体制が整備されている。

「キャリアサポートセンター」は本学の学生の就職に係る業務の中心であり、就職相談の他、合同企業説明会の開催、就職セミナーの開催、求人票の獲得及び管理、就職活動ガイドブックの発行、キャリア教育及びキャリア形成に関する業務を行っている。平成18年度における就職相談は1,232件あった。各学部と連携し、学生の就職活動の支援にあたっている。

各種ハラスメントについては、「信州大学イコール・パートナーシップ委員会」（EP委員会）が相談にあたっている。同委員会は、差別や偏見など（セクシュアル・ハラスメントを含む）のない大学にすることを目的に平成13年に設置。委員は、事務系職員4名、教員4名で、本学における人権意識の向上や男女共同参画の推進などが職務である。ハラスメント、差別・人権などに関わる疑問や問題があれば、委員会にメールを送るか、委員に相談することができる（別添資料7-3-1-1参照）。

#### 【分析結果とその根拠理由】

学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談などについて、学生総合支援センター、健康安全センター、信州大学イコール・パートナーシップ委員会が組織として整備されており、各種相談に対応が可能となっている。また、共通教育窓口及び各学部窓口においても、相談や上記組織への連絡窓口となっている。上記のことから、学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談などのための体制は整備され、機能していると判断する。

#### 別添資料

7-3-1-1 「イコール・パートナーシップ委員会規程」

#### 観点7-3-2： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

#### 【観点到る状況】

生活支援等に関する学生のニーズについては、学生総合支援センターが全学の中心となり把握し、各学部の学務係と連携しながら、学生の生活支援にあたっている。その他、各学部の学生担当窓口業務、「ご意見箱」の設置、満足度調査・授業評価等の各種アンケート、各教員のオフィスアワーの整備、「学生何でも相談室」の設置などの方法を実施している。

学部ごとの対応の具体例を以下に示す。

理学部では、相談に来た学生に対して、学生委員・教務委員・学習相談員・学務係等が対応して助言を与え、学生の意向を汲み上げている。全般的には国際交流センターや学生部と連携して対応している。

工学部では、種々の形態の相談窓口を常設して相談に応じられるようにしている（別添資料7-3-2-1～-3参照）。また学務委員会では履修状況に基づき、長期欠席者の状況を把握し、指導を行うようにしている。ま

た、学生の案内を分かりやすくするため、相談窓口の一覧表を学務委員会で作成し、教職員及び学生へ提供している。

法曹法務研究科では、修学や学生生活面の支援として、各学年を2クラスに分けて、それぞれのクラスに3年間持ち上がりのクラス担任2名を定めている。修学面のみならず各種生活面や健康面などの学生生活全般において生ずる問題などの相談・助言に関しては、このクラス担任を窓口として対応することにして、学生が相談しやすい恒常的な体制を構築している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

学生総合支援センターが全学を中心となり、各学部の学務係と連携しながら、学生の生活支援にあたっている。学生総合支援センター及び学務係の窓口において学生の相談に応じることにより、ニーズを把握し、それに則した対応をしている。このことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

#### 別添資料

- 7-3-2-1 「工学部就職支援室オープンのご案内 (180531)」
- 7-3-2-2 「工学部就職支援室ホームページ」 (<http://wwweng.cs.shinshu-u.ac.jp/shushoku/>)
- 7-3-2-3 「工学部保健室のホームページ」  
(<http://wwweng.cs.shinshu-u.ac.jp/gakusei/hoken/hoken.htm>)

**観点 7-3-3：** 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等行われているか。

#### 【観点到に係る状況】

留学生については国際交流センターにおいて外国人留学生に対する生活上の指導助言の業務を行っている。留学生向け冊子として「外国人留学生の手引き」を作成している（別添資料7-3-3-1参照）。また、留学生の住居確保のために国際交流会館（松本市：単身向け62室（内外国人研究者用7室）、夫婦向け2室、家族向け1室、長野市：単身向け24室（内外国人研究者用3室）、夫婦向け3室、家族向け3室）を整備している。

留学生の居住に関する支援については、国際交流会館があるほか、民間などの宿舎に入居する留学生のために「外国人留学生の下宿等賃貸借契約連帯保証制度」が利用できる。また、留学生見学旅行や地域へのホームステイなど、さまざまな行事を通して日本社会・文化への理解促進と地元との交流を図り、留学生が広い視野を身に付けて生活が順調に送れるよう適切な支援が行われている。また、現在は在学していないが、障害のある学生に対応するため、エレベーター、車椅子用のトイレ、スロープ、自動ドアなどを設置している。

学部の対応の具体例を以下に示す。

農学部では、留学生に対する支援体制として、農学部同窓会を母体とする信州農林科学振興財団による独自の奨学金制度を設けているほか、学外者も交えた「農学部留学生支援の会」を組織し、傷害・火災保険の一部負担などの支援を行っている（別添資料7-3-3-2参照）。また、留学生支援の会による留学生と地域の団体、個人との交流会などを開催し、留学生の生活の場である地域との交流を支援している。

繊維学部では、留学生に対しては、学部内に国際交流室を設置し、留学生への支援に適切に対応する体制を整えている。同学部では、早い時期から学生宿舎に留学生を入居させている。また、市および市民の協力により市

または民間の施設に安い費用で入居できるよう努力している。また、教員および一般市民からなる「繊維学部留学生支援の会」を設置し、留学生の生活支援を行っている。障害のある学生に対しては、講義棟のトイレ改修や図書館入り口へのスロープを設置し、その他の場所についても整備を検討している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

留学生に関する業務を担当する組織として、国際交流センターが設置されている。留学生の居住確保のために国際交流会館を整備している。また、国際交流センター窓口において相談に来た留学生に助言を行っている。全学教育機構窓口及び各学部窓口でも対応し、必要に応じて国際交流センターへの連絡、紹介を行っている。障害のある学生に対する支援としては、施設などにおいてはエレベーター、スロープ、自動ドアの設置などの配慮を行っている。

上記より、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援のための組織が整備されており、適切に行われていると判断する。

#### 別添資料

7-3-3-1 「外国人留学生の手引き（信州大学国際交流センター）」

7-3-3-2 「農学部留学生支援の会規約」

**観点7-3-4： 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。**

#### 【観点到係る状況】

学生総合支援センターでは、奨学金に関するガイダンスを行っており、毎年多くの学生が参加している。さらに、随時各種奨学金の紹介を行っている。入学料及び授業料の免除については、各学部に申し込まれたものも含め、学生総合支援センターで取りまとめ、最終審査、判定を行っている。

学寮も整備している。1年次生が入寮することのできる「こまくさ寮」は、男子148名、女子144名を収容可能である。月にかかる費用は寄宿料を含めて約21,000円である。周辺の一人暮らし向けの民間アパートの相場は約50,000円であることから、大学の寮は学生への経済面での強力な支援となっている（別添資料7-3-4-1参照）。

以下に学部等の具体例を示す。

医学部大学院医学系研究科においては、入学成績評価に基づき授業料免除者の推薦が行われている。また、芙岳寮（医学部医学科3年次生及び保健学科2年次生以上が対象）を設置しており、月額700円、光熱水料約10,000円。収容人員96人、入居者53人（内女子18人）、入居率55.2%、1室2人収容だが、実際は1室に1名しか入居しないため、この入居率となっている。学生の寮長を中心に自主運営を行うほかアパートの管理人を置き、寮と学部との連携によって円滑な管理を行っている。

工学部では、平成17年度で工学部生、修士学生の約30%が奨学金貸与を受けている。授業料全額、半額免除の割合は工学部生の7.5%、修士課程学生の10%、留学生の25%（全学平均）である。学生寮としては一般の若里寮と留学生用の国際交流会館の2つがある。若里寮は満室にはなっていないが、国際交流会館は満室で若里寮を利用している状況である。工学部生を対象とした奨学金の提供もいくつかあり、留学生を対象とした奨学金の提供もある。

## 【分析結果とその根拠理由】

奨学金の存在を周知するために学生総合支援センターではガイダンスを行っている。これにより入学料及び授業料免除についても学生に周知がなされている。学寮も松本地区、医学部、教育学部、工学部、農学部、繊維学部それぞれの地区に設置されている。このことから学生の経済面の援助は適切に行われていると判断する。

## 別添資料

7-3-4-1 「住まい (2006 学生生活案内抜粋)」

## (2) 優れた点及び改善を要する点

## 【優れた点】

- ・ 附属図書館はニーズに合わせた開館時間を実現できている。
- ・ 学生が悩みを持った際に、相談できる体制が整っている点、問題が起こってから解決だけでなく、予知予防に向けた体制が整っている。

## 【改善を要する点】

該当なし

## (3) 基準7の自己評価の概要

学部新生に対して全学オリエンテーション及び学部ごとの新生ガイダンスを実施している。内容は、共通科目の履修方法、専門科目の履修方法、卒業要件の解説などである。教育学部以外の教職免許取得希望者には教職ガイダンスを実施している。各学部及び研究科においてもそれぞれガイダンスが実施している。

シラバスなどへの教員の連絡先の明示、オフィスアワーの導入、担任制についてはほとんどの学部・研究科で実施している。また、指導教員が学生に貼り付いて対応する研究科もある。教育学部、工学部、農学部、繊維学部（松本キャンパス以外の学部）については、全学教育機構において副担任制度を導入し、学部との連携が密になるようにしている。担任制度は学生の相談機会の確保、助言に関して有効な手段である。

学生支援に関する学生のニーズを把握するために、共通教育並びに各学部の学生担当窓口業務、ご意見箱の設置、満足度調査・授業評価などの各種アンケート、各教員のオフィスアワーの整備、学生何でも相談室の設置などの方法を実施している。また、学長が直接、学生の生の声を聴き、大学運営の参考にするため学長オフィスアワーを実施している。

本学には国際交流センターが設置されており、留学生の学習支援、生活支援を行っている。学習支援については日本語教育、就学上の指導助言を行い、生活支援については松本市及び長野市に国際交流会館を設置し、留学生の住居の確保に努めている。

障害を持つ学生に対しては、本人、指導教員、事務職員が連絡を取りあい、適切な対応を行っている。施設の面ではバリアフリーのトイレ、スロープ、エレベータ、自動ドアを設置している。

全学教育機構及び各学部においてPC室を整備し、PC設置室以外の教室も無線LAN環境を整え、講義を行っていない教室を開放している。附属図書館は土日開館、開館時間の延長を行っている。

平成18年4月に設置した学生総合支援センターに学生のボランティア担当窓口を明確にし、学生を積極的に支

援する体制が構築され、今後NPO、NGO等との連携を図り充実することとしている。ボランティア活動経費の一部として物品購入経費を援助し、また旭会館2階に特別に活動場所を学生の自主組織「VOLNET」に提供している。特に地域市町村、病院などから学生のボランティア活動の要請が多数ある。

学生の生活相談については、平成18年度に設置した学生総合支援センターにおいて実施している。学生アルバイト、寮生活、地域とのトラブルなど、学生生活全般にわたって相談に応じる専任の担当者を窓口配置し、どのような相談にも対応できる体制が整備された。健康相談については健康安全センター（松本キャンパス以外の保健室を含む）、学生の就職に係る業務はキャリアサポートセンター、各種ハラスメントについては信州大学イコール・パートナーシップ委員会がそれぞれ相談にあっている。

奨学金の紹介、入学料及び授業料の免除を実施している。これらの業務は学生総合支援センターが担当しており、その他各学部学務係（特に松本地区外学部）も業務を担当している。本学には学寮も整備されている。各学部の1年次生が入寮することのできる「こまくさ寮」は月にかかる費用が約21,000円である。周辺の一人暮らし向けの民間アパートは月に約50,000円が相場となっており、学生への経済面での強力な支援となっている。

## 基準 8 施設・設備

### (1) 観点ごとの分析

観点 8-1-1 : 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備 (例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。)が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

#### 【観点到る状況】

本学の校地面積 (附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く) は 1,050,278㎡であり、大学設置基準第37条で求められている面積 103,099㎡を満たしている。また、本学の校舎面積は 318,681㎡であり、大学設置基準第37条の2で求められる面積 136,794㎡を満たしている。各キャンパスは講義室、研究室などの教育研究に必要な施設や、その他必要な設備を整えている。本学は主要キャンパスが松本、長野 (教育、工学)、南箕輪、上田の5ヶ所に分かれており、学生が複数のキャンパスにおいて授業を受けることが困難であるという問題点がある。しかし、その問題点を克服するために5キャンパス間を結ぶ画像情報システム (SUNS) が整備されており遠隔講義などに利用されている

校舎面積は設置基準で求められる面積の約2.5倍あるため、各学部の講義室・演習室などの教室は問題なく運用されている。教室稼働率は50%を下回る学部がほとんどだが、開いている教室は自主学習可能とし、開放している (資料 8-A, 前掲 別添資料 7-2-1-1 参照)

図書館について、学生アンケートによると、附属図書館の施設設備の充実を望む回答が寄せられている。

このため、松本合同図書館では閲覧室及び自修室の空調設備の設置、照明の増設、ブラインドの更新、自動貸出装置の設置 (資料 8-B 参照) などにより学習環境を整備し、農学部図書館では老朽化した空調設備の更新が措置され、工学部及び繊維学部の図書館ではトイレ改修など身障者対応整備が措置された。また、利用者の利便性を高めるため、年次計画で各図書館に自動貸出装置を導入し、松本合同図書館では自動貸出装置及び無線 LAN を更新した。

資料 8-A 「教室稼働率 (稼働率=教室使用コマ数/総教室コマ数)」

学部	前期	後期	学部	前期	後期		
人文学部	41.0%	42.0%	工学部	44.6%	38.6%	法曹法務研究科	
教育学部	38.6%	38.4%	農学部	38.7%	35.1%	1 学期	48.0%
経済学部	38.9%	41.2%	繊維学部	47.9%	43.1%	2 学期	55.2%
理学部	32.8%	28.6%	全学教育機構	55.1%	46.5%	3 学期	45.5%
医学部	37.9%	41.9%	(体育館含)	49.2%	45.4%	通年	49.6%

資料 8-B 「自動貸出装置の設置」

図書館	導入年度	備考
松本合同図書館	平成 17 年度更新	平成 12 年度導入
教育学部図書館	平成 16 年度	

医学部図書館	平成 17 年度	
工学部図書館	平成 18 年度	
農学部図書館	平成 15 年度	
繊維学部図書館	平成 19 年度予定	

大学基準協会から勧告を受けた図書館（松本合同・教育学部・工学部・繊維学部）の閲覧室座席数については、17年度までに基準値を確保した。（前掲 別添資料 7-2-1-2 参照）

学生のアンケート結果では、図書館への要望として蔵書の充実とともに開館時間の延長を望む声が多い。

このため、教育学部図書館では通常開館時間の延長を実施し、松本合同図書館及び工学部図書館では試験期の開館時間の延長を実施している。さらに、医学部図書館では午後 9 時閉館後の利用については、時間外利用システムで対応している。

法曹法務研究科の学習環境の充実のため、自習室などを設置した。120 席の自習室、講義室 1 室、討論室を設け、年間を通じ 24 時間利用できる。

障害のある学生に対応するため、エレベーター、車椅子用のトイレ、スロープ、自動ドアなどを設置しており、校舎などのバリアフリー化は既に対応済みである。

#### 【分析結果とその根拠理由】

校地面積、校舎面積はそれぞれ大学設置基準で求められている面積を満たしている。

またキャンパス分散という問題点を克服するために 5 キャンパス間を結ぶ画像情報システム（SUNS）が整備されており遠隔講義などに利用されている。

図書館は学生アンケートの結果からは、教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備されていると言い難いが、施設・設備の充実をすべく、閲覧室及び自修室の空調設備の設置、照明の増設、ブラインドの更新など学習環境の整備に努めている。現段階では十分な施設・設備ではないが、継続して学習環境の整備に努めていくことが重要であると考えられる。

**観点 8-1-2： 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。**

#### 【観点に係る状況】

総合情報処理センターにおいて、計算機システム及び学内情報ネットワークシステムの利用に関して、利用者に対する技術指導及び助言並びに利用に必要なサービスの提供、学外情報ネットワークとの連携及びその利用に必要なサービスの提供に関する業務を行っている。また、全学教育機構及び各学部には学生が利用することのできる PC 室を整備しており、一般教室でも無線 LAN が整備されている。e-Learning 用プラットフォームとして e-Alps が導入されており、学生への連絡、学生間のコミュニケーション、配布物置き場などの e-Learning 以外の目的でも多くの授業で活用されている。

図書館での教育・研究支援、また学生の自主的学習を進めるうえで、情報ネットワークの活用は重要である。図書館の無線 LAN 設置状況は、下表（資料 8-C）のとおりである。

資料 8-C 「図書館無線 LAN 設置状況 (平成 17 年度)」

図書館	設置の有無	備考
松本合同図書館	有	情報コンセント有り
教育学部図書館	有	
医学部図書館	限定有	保健学科図書室で使用可
工学部図書館	有	情報コンセント有り
農学部図書館	有	
繊維学部図書館	有	

工学系研究科情報工学専攻では、平成 14 年度にインターネットを介した学習と論文指導によって修士の学位取得を目指すインターネット大学院を、引き続き平成 16 年度には 3 年次編入を対象としたインターネット大学を開設し、勤務などの都合で通学が困難な社会人が高度な知識習得とスキル向上を実現するために、自分の都合のよい時間にいつでも学習できる環境を提供している。(別添資料 8-1-2-1 参照)

#### 【分析結果とその根拠理由】

情報ネットワークについては、総合情報処理センターにおいて適切に整備され、また、利用者に対しても利用に必要なサービスの提供を行っている。全学教育機構及び各学部には学生が利用することのできる PC 室を整備している。附属図書館においては完全ではないが無線 LAN の整備が進んでいる。

特に教育及び学生の自主学習などに利用される情報ネットワークシステムは、この 2 年間に急速に整備され、適切とされるレベルに到達したと考える。その結果、インターネット大学院を開設している。授業での活用についても、情報ネットワークシステムは講義ノート、レポート採点などに積極的に活用されている。

このことから、情報ネットワークは適切に整備されており、相応の活用がなされていると判断する。

#### 別添資料

8-1-2-1 「信州大学インターネット大学院」 <http://cai.cs.shinshu-u.ac.jp/sugsi/>

#### 観点 8-1-3 : 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

##### 【観点到る状況】

全学的な施設の有効活用の促進、全学共通利用スペースの確保、教育研究活動の一層の活性化に資することを目的として、国立大学法人信州大学施設の有効活用に関する規定を定めている(別添資料 8-1-3-1 参照)。また、現在策定中のキャンパス・マスタープランにおいても全学的な施設の有効活用の観点到る配慮がなされている。この規程は学内ネットワークにより構成員に周知されている。

図書館では新入生を対象としたガイダンスを開催するほか(資料 8-D 参照)、求めに応じて新入生ゼミナールのクラスごとを対象に図書館ツアーを実施している。また、電子ジャーナル、データベースなどについて個別の利用説明会を随時開催するとともに、これらの情報を図書館のホームページに掲載し周知している。

図書館の利用案内は、毎年 3,000 部程度を印刷して新入生オリエンテーション時に全員へ配布しているほか、新任教職員研修時や学外利用者などにも配布している。内容は新入生向けとなっているが、各学部図書館へも必

要部数を配布している。

このほか、主に電子ジャーナルやデータベースに関する情報を逐次図書館ホームページから知らせるとともに、必要に応じて「図書館ニュース」を電子メールで配信し、図書館のホームページへ掲載するとともに、教職員へはメール・ニュース配信により周知を図っている。

資料 8-D 「図書館ガイダンス一覧（平成 17 年度）」

図書館	図書館利用		文献検索		講習会	
	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者
松本合同図書館	36	987	8	150	1	29
教育学部図書館	4	320	6	30	0	0
医学部図書館	34	339	2	30	0	0
工学部図書館	7	412	0	0	1	48
農学部図書館	3	171	1	7	1	35
繊維学部図書館	8	351	2	18	0	0

全学教育機構では、新入生ガイダンスの中で、キャンパス情報システム、e-Learningシステムなどの設備利用に関するガイダンスを行った。併せて説明ビデオの上映を行い、周知している。また、履修案内に自習室、e-Learning施設・設備の運用を記載し、学生に配布している。

学部においても、各施設・設備の運用に関する方針は利用規則、申し合わせ等を規定しており、それらはホームページなどで周知されている状況である。

#### 【分析結果とその根拠理由】

上記のように、施設・設備の運用に関する利用規則や手引きなどが作成されており、Web 上の各施設のホームページ及びガイダンスなどで配布される学生便覧や手引きによって、利用者及び関係者に周知できる体制にある。

#### 別添資料

8-1-3-1 「国立大学法人信州大学施設の有効活用に関する規程」

**観点 8-2-1： 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。**

#### 【観点到係る状況】

平成16年度以降の図書館の利用者数（貸出者数、貸出冊数）は資料 8-E の通りである。

電子ジャーナル等導入計画（平成15年度から3年計画）により教育研究環境の整備を図った。また、平成18年度以降の導入計画を検討し、これにかかる経費の予算措置を平成18年度電子ジャーナル経費8千万円として共通経費化を実現した。また、学習環境の向上のため、平成17年度から学生用図書購入費5千万円（授業料の1%）を共通経費として確保し、各図書館の図書の充実に当てている（別添資料 8-2-1-1、-2 参照）。

資料 8-E 「図書館貸出者数、貸出冊数」

	貸出実績		学生数（学部・大学院計）	一人あたり貸出冊数
	貸出者数	貸出冊数		
平成 16 年度	44,103 人	75,177 冊	11,478 人	6.55
平成 17 年度	40,545 人	71,522 冊	11,669 人	6.13
平成 18 年度	43,764 人	72,875 冊	11,772 人	6.19

## 【分析結果とその根拠理由】

学生は図書館を有効活用しており、毎年度学生 1 人あたり約 6 冊が貸し出されている。

平成17年度の図書館組織見直しにあわせて図書館経費の共通経費化（学生用図書購入費，電子ジャーナル経費）が役員会で認められた。これに伴い各図書館の充実，学習環境を整備し，必要な資料が整備されると判断する。

## 別添資料

8-2-1-1 「電子ジャーナル・データベース一覧」

8-2-1-2 「学生用図書費（共通経費分）内訳」

## (2) 優れた点及び改善を要する点

## 【優れた点】

- ・画像情報システム（SUNS）による遠隔授業ネットワークと，e-Learning用プラットフォームe-AlpsによるICT利用教育システムを導入し，充実させている。
- ・インターネット大学院を設置し，社会人が働きながら学ぶことのできる環境を整備した。

## 【改善を要する点】

- ・教育・研究のための施設の老朽化に対する対応。

## (3) 基準 8 の自己評価の概要

本学は主要 5 キャンパスとその他施設で構成されており，その校地面積と校舎面積については大学設置基準上の面積を満たしている。各学部においては講義室，演習室，実験・実習室を整備している。附属図書館は，学生アンケートの結果をもとに松本合同図書館では閲覧室及び自修室の空調設備の設置，照明の増設，ブラインドの更新など学習環境を整備した。農学部図書館では老朽化した空調設備の更新，工学部及び繊維学部図書館ではトイレ改修など身障者対応整備を行った。アンケート結果のその他の要望として開館時間の延長，蔵書の充実が多数を占めている。そのため，教育学部図書館では通常開館時間の延長を実施し，松本合同図書館及び工学部図書館では試験期の開館時間の延長を実施した。さらに，医学部図書館では午後 9 時閉館後も利用できるよう時間外利用システムで対応している。

情報ネットワークは，総合情報処理センターにおいて利用者に対する技術指導及び助言並びに利用に必要なサービスの提供，学外情報ネットワークとの連携及びその利用に必要なサービスの提供に関する業務を行っている。

学内 LAN が整備されており、学生、教職員が自己学習、教育研究、業務に支障なく、円滑に情報ネットワークを利用することができるようになっている。e-Learning 用プラットフォームとして e-Alps が導入されており、学生への連絡、学生間のコミュニケーション、配布物置き場などの e-Learning 以外の目的でも多くの授業で活用されている。

全学的な施設の有効活用の促進、全学共通利用スペースの確保、教育研究活動の一層の活性化に資することを目的として、国立大学法人信州大学施設の有効活用に関する規定を定めている。また、現在策定中のキャンパス・マスタープランにおいても全学的な施設の有効活用の観点に配慮がなされている。この規程は学内ネットワークにより構成員に周知されている。図書館においては、新入生を対象とした図書館利用ガイダンスを開催している。毎年 3,000 部程度の図書館利用案内を印刷し、新入生オリエンテーション時に全員に配布している。この図書館利用案内は新入生向けであるが、新任教職員研修時や学外利用者、各学部図書館にも配布している。図書館からの情報は随時ホームページに記載するとともに、教職員に対してはメール・ニュース配信により周知を図っている。

図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料について、電子ジャーナル等導入計画（平成 15 年度から 3 年計画）により教育研究環境の整備を図った。また、平成 18 年度以降の導入計画を検討し、これにかかる経費の予算措置を平成 18 年度電子ジャーナル経費 8 千万円の共通経費化を実現した。学習環境向上のため、平成 17 年度から学生用図書購入費 5 千万円（授業料の 1%）を共通経費として確保し、各図書館の図書の充実、学習環境の整備にあてている。

## 基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

### (1) 観点ごとの分析

**観点9-1-1：** 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

#### 【観点到係る状況】

本学で使用されている学務情報システムにより、開設した授業の受講者数を科目別、所属学科別等にデータを収集し、データベース化している。毎年度学生による授業評価を行っており、こちらのデータについても蓄積され、利用できる状況になっている（別添資料9-1-1-1、-2参照）。

その他、人文学部では、すべての教員がそれぞれの教育の実績が詳細に記された個人調書を提出している。

医学部医学科では、医師国家試験の合格率のさらなる向上のため、毎年の国家試験合否等のデータ及び全学年の学生の成績を定量的に評価・分析している。成績不良や留年と国家試験の成績の相関関係から、教育の成果が不十分と思われる学生を抽出し、その原因に関わる因子を客観的に解析し、データベースとして蓄積するとともに、教育方法の改善などに活かしている

農学部では、全開講科目で配付した講義資料を学科、専攻ごとに収集している。さらに共通教育講義科目、学部の学生実験、大学院講義については記録ノートも作成している。

独自に情報管理分析室を設置する学部もあるが、そうでない学部も教育を管理する委員会等が活動の実態を示すデータの収集にあたっている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

受講者数の集計、蓄積については全学共通のシステムを利用することにより、毎年適切にそのデータを収集することができるようになっている。学生による授業評価についても同様である。このことから教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

#### 別添資料

9-1-1-1 「受講登録者数データベース抜粋」

9-1-1-2 「授業評価2007案内」

**観点9-1-2：** 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

#### 【観点到係る状況】

毎年度2回ずつ学生による授業評価を実施している。評価の際には主にWebを利用して評価を行う。具体的には学生がWeb上に用意されている評価のページにアクセスし、アンケートに答える形式である。授業担当教員は評価終了後に同じくWebで自らの授業の評価を閲覧することができ、自由記述に対しては回答をすることもできる。共通教育の授業科目に関しては、教員の回答が義務付けられている（別添資料9-1-2-1参照）。

授業評価では発言しにくい意見、不満に対してはご意見箱などを設置することにより、恒常的に学生の意見の聴取を行っている。意見・不満に対しては、例えば授業担当教員を呼び出して事情を聴くなど、その都度対応し

ている。

医学部医学科では、1年次（入学直後）と5年次に学生全員と教員が参加する宿泊研修を行っており、学生と教員双方の本音の意見や希望を直接交換している。

上記の他、学長と学生が直接対話ができる「学長オフィスアワー」を設け、本学の運営の参考としている。学長オフィスアワーにおいて提案され、実現した事項として、教育学部において性教育講習会を開催、環境マインドプロジェクトに学生の参画組織を実現（全学エコキャンパスの実現が目的）、学生寮・生協前広場の改修、教育学部食堂の改修、学生サークルの入学式関連行事への参加実現などがある。

#### 【分析結果とその根拠理由】

学生の意見の聴取のために、学生による授業評価、ご意見箱等の設置などの対応を取っている。聴取した意見は閲覧が可能であり、適当な委員会へ提出するなど、分析も可能な仕組みになっている。

このことから、学生の意見の聴取が行われ、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。授業評価に関しては、回答率の低さがしばしば問題視されるが、学生に対して周知、あるいは授業終了後の時間を利用して評価の依頼を行うなど、回答をより多く得られるように努力をしている。

#### 別添資料

9-1-2-1 「共通科目「学生による授業評価」周知及び授業評価に対する返答書き込みのお願い」

**観点9-1-3：** 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

#### 【観点到に係る状況】

学部により方法は異なるが、学外関係者の意見を随時聴取している。在学生及び卒業生に対する満足度調査、就職先の雇用主に対する卒業生に関するアンケート、外部有識者に対するアンケート、国際外部評価等を実施している。医学部医学科では、地域医療の中心にある中核病院院長と懇談し、医学部の教育に対する意見を聴取している。

信州大学では正規学生のために開講されている授業を一般市民に開放する「市民開放授業」を実施しており、市民受講生への授業に対するアンケートや座談会の実施などにより意見を聴取している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

学外関係者の意見の聴取は非常に有益であり、聴取した意見は報告書にまとめ、意見の分析を実施し、大学運営に活用している。このことから、学外関係者の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

**観点9-1-4：** 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

## 【観点に係る状況】

学生による授業評価の結果については、各教員がWeb上より自由に閲覧することが可能である。全学教育機構の科目全体を、評価・分析室全学教育機構分室員及び各教育部門長が閲覧し、検討することになっている。このように意見を閲覧、検討し各教員にフィードバックさせることにより授業、教育の質の向上に寄与している。また、教育改善に関する中期計画の全学横断的執行に責任を持つ教育改善検討チームが組織されており、教育改善の実施体制が整っている。

## 【分析結果とその根拠理由】

学生による授業評価結果の閲覧は、全教員が可能となっており、また、関係委員会などによる点検も可能である。さらに全学的な改善を推進するための組織も整備されているため、改善を継続的に行うことが可能となっている。このことから評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が組織的に行われ、教育課程の見直しなどの具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

**観点9-1-5： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。**

## 【観点に係る状況】

学生による授業評価は、各教員がWeb上で自分の担当科目の評価結果を閲覧することが可能になっている。また、学生による自由記述に対して回答を書き込むことも可能であり、学生は教員からの回答を閲覧できるようになっている。全学教育機構で開講されている科目については、評価・分析室全学教育機構分室にて検討し、各教育部門長を通じて当該教員へ連絡することとしている。学部による専門科目についても教員へ連絡する体制を整えている。授業評価によって改善された例としては、教科書の変更、プリントなどの適宜配布、授業内容の精査、学生の理解度の確認、スライドの充実などがあげられる。理学部においては共通の教科書を作成して内容の改善に努めている。評価に対する対応をe-Learning用プラットフォームe-Alps上で公表するなど、e-Alpsを積極的に利用する教員も多い。繊維学部のJABEE認定学科（機能機械学科、精密素材工学科）については、JABEE認定基準に則して評価を行い、その結果に基づいて学科独自で継続的改善を行っている（別添資料9-1-5-1参照）。

## 【分析結果とその根拠理由】

個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図っており、授業内容、教材教授技術等の継続的改善を行っている。

## 別添資料

9-1-5-1 「機能機械学科・精密素材工学科教育の点検システム」

**観点9-2-1： ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。**

## 【観点に係る状況】

教育の質の向上や授業の改善のため、全学教育機構組織内に設置されている高等教育システム開発部が全学的FDの研究開発に当たっている。実際の活動として、FD研修合宿を開催している（別添資料9-2-1-1参照）。FDに関する学生のニーズは授業アンケートにより把握する体制ができている。教職員のニーズの汲み上げ方は現在高等教育システム開発部で立案中である。学部においてもFDを組織的に推進する体制を構築している。

全学教育機構では、講習会タイプのFDは重視しておらず、より実効性の高い、教員同士の授業参観であるピア・レビューを制度化している。学部においてはまだ試行段階のものもあるが、ピア・レビュー実施の動きは強い。ただし、ピア・レビューではノウハウの明示化・効率的な共有化に問題がある。現在高等教育システム開発部において対応を立案中である。

## 【分析結果とその根拠理由】

FDについては全学教育機構が中心となり、企画・実施をしているが、各学部においてもFDに関する組織を構築し、適宜適切な方法で実施している。ニーズの汲み上げ、ピア・レビューにおけるノウハウの明示化・効率的な共有化など課題はあるが、その対応については立案中である。

## 別添資料

9-2-1-1 「平成18年度全学教育機構高等教育システム開発部FD合宿の通知及び参加者名簿」

**観点9-2-2： ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。**

## 【観点に係る状況】

観点9-2-1で述べたように、FDは組織として適切な方法で実施されており、FDに参加した各教員は、FDの成果を活かして授業改善に取り組んでいる。また、中期計画において策定と実施を明記している「授業改善プログラム」を立案中である。

## 【分析結果とその根拠理由】

FDやピアレビューなど教育の質の向上、授業の改善に資する取組は全学的に行われており、また、各学部においてもその取組は積極的であり、授業改善に役立っている。以上のことから、FDが教育の質の向上、授業の改善に結びついていると判断する。

**観点9-2-3： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。**

## 【観点に係る状況】

教育改善チームにおいて「TA研修ガイドライン」の策定作業中である。TAは全学教育機構及び各学部において適宜採用し、活用している。

以下に採用・活用の例を示す。

人文学部では「信州大学大学院人文科学研究科ティーチング・アシスタント選考要領」（前掲 別添資料5-6

ー2ー1参照)に基づき、TAに選考される資格を有する全ての学生に対し、機会均等が図られること、TAの趣旨に照らし、適切な職務内容が確保されていることを配慮し、大学院生より毎年8名程度が選考され、その任にあっている。

理学部では、外部から講師を招いて教育活動の向上を図るためのセミナーを開催し、TAも積極的に参加するよう周知している。

医学部医学科では、OSCE(客観的臨床試験)に参加するSP(模擬患者)に対して、定期的に研修会を実施している。協力団体は、信州SP研究会である(別添資料9-2-3-1参照)。

#### 【分析結果とその根拠理由】

TAは全学教育機構及び各学部により異なるが、適宜採用、活用している。しかし、学問領域が多岐に渡る学部ではTAに対する統一的な資質の向上が難しい面もあり、教育支援者や教育補助者に対しどのような研修を行うかは今後の課題である。

#### 別添資料

9-2-3-1 「SP研究会資料」

### (2) 優れた点及び改善を要する点

#### 【優れた点】

- ・授業評価が一方的にではなく、学生と教員双方向に活用されており、評価結果がデータとして蓄積することができる。
- ・学外関係者からの意見として、市民開放授業に参加した市民からの意見を聴取し、改善に資している。
- ・全学教育機構高等教育システム開発部を中心とし、組織的にFDを実施していく体制が整っている。

#### 【改善を要する点】

該当なし

### (3) 基準9の自己評価の概要

本学で使用されている学務情報システムにより、開設した授業の受講者数を科目別、所属学科別等にデータを収集し、データベース化している。毎年度学生による授業評価を実施しており、こちらのデータについても蓄積され、利用できる状況になっている。

学生による授業評価は、毎年度2回実施している。評価の際には主にWebを利用して評価を行う。授業担当教員は評価終了後にWebで自らの授業の評価を閲覧することができ、自由記述に対しては回答をすることもできる。共通教育の授業科目に関しては、教員の回答が義務づけられている。

授業評価では発言しにくい意見、不満に対しては「ご意見箱」などを設置することにより、恒常的に学生の意見の聴取を行っている。意見・不満に対しては、例えば授業担当教員を呼び出して事情を聴くなど、その都度対応している。

学外関係者の意見は、在学生及び卒業生に対する満足度調査、就職先の雇用主に対する卒業生に関するアンケート、外部有識者に対するアンケート、国際外部評価などを実施している。この他に本学では「市民開放授業」

を実施しており、市民受講生に対する授業に対するアンケートや市民受講生との座談会の実施などにより意見を聴取している。

教育の質の向上や授業の改善のため、全学教育機構組織内に設置されている高等教育システム開発部が全学的FDの研究開発に当たっている。実際の活動として、FD研修合宿を開催している。

教育改善チームにおいて「TA研修ガイドライン」の策定作業中である。TAは全学教育機構及び各学部において適宜採用し、活用している。

## 基準10 財務

## (1) 観点ごとの分析

観点10-1-1：大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

## 【観点到に係る状況】

本学の現有資産は、国立大学法人となる以前の国立学校特別会計により措置された土地、施設設備等を、法人化の際に継承したものである。過去3年間の資産は資料10-Aのとおりで、平成19年3月31日現在の資産は、固定資産及び流動資産の合計額992億4,521万円である。また負債は、固定負債及び流動負債の合計額470億7,597万円である

資料10-A 「過去3年間の固定資産及び流動資産」 (単位：千円)

財務諸表	固定資産及び流動資産	固定負債及び流動負債
平成16年度	103,476,690	54,131,763
平成17年度	101,301,086	48,674,286
平成18年度	99,245,212	47,075,967

(出典：各年度財務諸表(別添資料10-1-1-1～-3)より抜粋)

また、債務償還については、資料10-Bとおり償還計画の確実な遂行により、過大とはならない。

資料10-B 「債務償還計画年次表」

年度	当年度期首 債務残高	当年度 新規借入額	支出額		
			元金	利子	合計
16	34,237,932,500	789,495,000	2,260,057,220	962,226,548	3,222,283,768
17	32,767,370,280	0	2,487,036,495	892,434,739	3,379,471,234
18	30,280,333,785	1,431,864,000	2,683,744,992	827,339,080	3,511,084,072
19	29,028,452,793	2,508,975,000	2,759,617,490	770,815,030	3,530,432,520
20	26,268,835,303	0	2,672,765,299	694,160,046	3,366,925,345
25	14,143,474,209	0	1,900,251,959	280,153,420	2,180,405,379
30	6,083,763,349	0	1,193,790,911	66,728,364	1,260,519,275
35	1,935,669,019	0	516,564,136	14,031,948	530,596,084
40	244,612,000	0	71,590,000	5,441,148	77,031,148
43	29,842,000	0	29,842,000	358,104	30,200,104

(出典：長期借入金償還計画表(別添資料10-1-1-4)より抜粋)

## 【分析結果とその根拠理由】

本学における資産は、国立大学法人以前の土地及び建物等については全て国からそのまま現物出資を受けているため、大学が目的としている教育研究活動が支障なく遂行が可能な資産(固定資産・流動資産)を有しており、

債務も償還計画の確実な遂行により過大とはならないと判断する。

#### 別添資料

- 10-1-1-1 「平成16年度財務諸表」
- 10-1-1-2 「平成17年度財務諸表」
- 10-1-1-3 「平成18年度財務諸表」
- 10-1-1-4 「長期借入金償還計画表」

**観点10-1-2：** 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

#### 【観点に係る状況】

本学の経常的収入は、授業料等の学生納付金、附属病院収入及び外部資金等の自己収入（合計で約6割）と国から措置される運営費交付金（約4割）であり、それによって、安定的な財政基盤を確保している。

学生納付金収入の授業料、入学料及び検定料と附属病院収入の過去3年間の実績は、資料10-Cのとおりとなっている。なお、本学の授業料、入学料及び検定料の額は、文部科学省令による「標準額」と同額にしている。学生納付金収入については、適正な入学者等の確保に努めており、それに伴って安定した収入を確保している。

附属病院収入については、救急救命センター稼働等による診療報酬の増収が計られ、平成18年度収入は、診療報酬改定の影響による収入減があるものの1,938百万円の増収となり、安定した収入を確保している。

資料10-C 「過去3年間の学生納付金収入及び附属病院収入」 (単位:千円)

年 度	学生納付金収入	( 内 訳 )			附属病院収入
		授業料	入学料	検定料	
平成16年度	5,893,166	4,783,610	911,049	198,507	13,851,238
平成17年度	6,844,575	5,764,472	890,830	189,273	13,992,927
平成18年度	6,872,562	5,813,360	865,044	194,158	15,930,841

外部資金の過去3年間の受入実績は、資料10-Dのとおりとなっている。外部資金については、経済情勢が厳しい中でも、平成18年度は2,830百万円の収入があった。

資料10-D 「過去3年間の外部資金の受入実績」 (単位:千円)

年 度	産学連携等研究費	寄 附 金	科学研究費補助金	合 計
平成16年度	673,763	789,263	730,150	2,193,176
平成17年度	1,368,589	858,051	674,000	2,900,640
平成18年度	1,372,183	828,377	629,680	2,830,240

#### 【分析結果とその根拠理由】

上記の状況から、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入を、断続的に確保していると判断する。

**観点10-2-1： 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。**

**【観点に係る状況】**

本学では、平成16年度から平成21年度までの6年間に係る中期計画を定め、そのうちの財務に関する部分も、予算、収支計画、資金計画を策定し、経営協議会及び役員会の議を経て学長が決定後、文部科学大臣に申請し、認可を受けている。また、各年度計画においても、予算、収支計画、資金計画を策定し、経営協議会及び役員会の議を経て学長が決定後、文部科学大臣に届出している。

これらの財務に関する予算、収支計画、資金計画については本学のホームページに掲載しており、学生、教職員はもとより、広く学外者にも公開している。

中期計画（平成16年度から平成21年度）

予 算 <http://www.shinshu-u.ac.jp/html/houjin/2chuki/2-06betu.html#1>

収支計画 <http://www.shinshu-u.ac.jp/html/houjin/2chuki/2-06betu.html#2>

資金計画 <http://www.shinshu-u.ac.jp/html/houjin/2chuki/2-06betu.html#3>

年度計画 [http://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/plan/y\\_program.html](http://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/plan/y_program.html)

**【分析結果とその根拠理由】**

平成16年度から平成21年度までの6年間に係る予算、収支計画、資金計画については、学内の諸会議において審議後学長が決定し、文部科学大臣に申請し、認可を受けている。また、各年度にかかる予算、収支計画、資金計画についても、学内の諸会議において審議後学長が決定し、文部科学大臣に届けていることから、大学の目的を達成し教育研究活動を将来にわたって適切に遂行するための財務に関する計画を策定し、本学のホームページに掲載して学生、教職員はもとより、広く学外者にも公開しており、財務計画の策定と関係者等への明示は適切に行われていると判断する。

**観点10-2-2： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。**

**【観点に係る状況】**

平成16年度～平成18年度事業収支状況は、資料10-Eのとおりであり各期の総利益は平成16年度21億310万円、平成17年度14億5,877万円、平成18年度12億2,619万円となっている。

資料10-E 「平成16年度～平成18年度事業収支状況」

(単位：千円)

事業年度	経常費用	経常収益	経常利益	臨時損失・臨時利益	目的積立金取崩額	当期総利益
平成16年度	37,899,526	39,799,381	1,899,854	203,247		2,103,101
平成17年度	36,697,510	40,595,899	898,389	△66,613	627,000	1,458,776
平成18年度	40,192,043	41,815,181	1,623,138	△396,945		1,226,193

さらに、中期計画で定めた運営費交付金の受入遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費としての短期借入金の限度額は43億円としているが、平成16年～平成18年事業年度において借入はしていない。

【分析結果とその根拠理由】

平成16年度～平成18年度事業収支状況のとおり、① 経常利益を計上していること、② 当期総利益を計上していること、③ 短期借入をしていないことから、支出超過になっていないと判断する。

観点10-2-3：大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

学内予算配分に当っては、各年度において予算配分方針を定めるとともに予算書を作成し経営協議会、役員会の議を経て学長が決定し、各部局等に周知している。（別添資料10-2-3-1～3）

平成16年度配分方針としては、国立大学法人として学長にリーダーシップを発揮する学長裁量経費、教育研究重点経費(学部長裁量経費)を学長管理分として確保した。学部長裁量経費は、インセンティブを付与した傾斜配分を実施した。平成17年度予算配分に当っては、平成16年度配分方針の大幅な見直しにより戦略的な経費として、新たに中期目標・中期計画に基づく事業計画を推進する経費として特別事業経費(1億1,686万円)を学長管理分とするとともに、良好な教育・研究環境の確保のため施設補修改修経費等として施設等維持管理費(2億5,000万円)、学生の学習環境の向上を図るための学生図書購入費(5,000万円)を計上した。平成17年度には、学内予算のあり方について予算制度検討ワーキンググループで検討し、平成18年度予算の配分方針は予算制度検討ワーキンググループの中間答申を踏まえ決定した。その結果、戦略的配分経費として配分される学長裁量経費、学部長裁量経費、特別事業経費、学生図書経費、電子ジャーナル経費、臨時経費、共通経費、施設等維持管理経費に明確な配分方針が定められ、戦略的、集中的に投資する資金を確保した。また、各学部の予算配分に当たっては、各学部の事業計画が円滑に進められるように、教育・研究経費の内容を考慮し、理工系、医系、文系等が実際に必要となる教育・研究経費の違いを考慮した予算配分を実施した。

資料10-F 「平成16～18年度 学内予算配分状況」

年度	戦略的経費		教育研究重点経費	特別事業費	学生図書	電子ジャーナル	臨時経費	共通経費	施設等維持管理経費	合計	
	教育研究経費	学長裁量経費	学部長裁量経費	年度計画事業							プロジェクト経費
16	2,018,621	222,054	108,124		109,483		61,983	285,890	教育環境整備費を含む	2,520,265	
17	1,664,010	211,253	100,341	116,863		50,000		100,000	133,396	250,000	2,625,863
18	1,475,491	208,915	116,000	116,000		50,000	80,000	100,000	132,000	250,000	2,528,406

(単位：千円)

## 【分析結果とその根拠理由】

学内予算配分に当たっては、中期目標・中期計画を踏まえ、教育研究活動の活性化を図るため、平成16年度予算配分方針を見直し平成17年度予算配分方針には、より戦略的・インセンティブを付与した学長裁量経費・施設等維持管理経費・特別事業費・学生図書費を計上した。さらに、平成18年度予算配分方針には、大学として達成すべき教育研究の向上・施設等維持管理・学生の教育環境を整備向上に加え、教育研究活動の更なる活性化を図るため電子ジャーナル経費を計上し、より戦略的配分方針を打ち出す等、適切な予算配分していると判断する。

## 別添資料

10-2-3-1 「平成16年度予算配分方針」

10-2-3-2 「平成17年度予算配分方針」

10-2-3-3 「平成18年度予算配分方針」

## 観点10-3-1： 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

## 【観点到に係る状況】

本学では、国立大学法人法を遵守し、資料10-Gのとおり財務諸表等を文部科学大臣へ提出、承認を受け、承認後は官報に広告するとともに、書面を内部部局に備えて、ホームページに財務諸表・附属明細書・事業報告書・決算報告書を掲載し、一般の閲覧が可能としている。

## 資料 10-G 「国立大学法人法による財務諸表等の手続き及び公表状況」

事業年度	文部科学省提出日	文部科学省承認日	官報広告	HP掲載日
平成16年度	H 17. 6. 29	H 17. 8. 29	H 17. 9. 26	H 17. 9. 9
平成17年度	H 18. 6. 29	H 18. 9. 1	H 18.10.13	H 18. 9. 10
平成18年度	H 18. 6. 29			

財務諸表等詳細情報ホームページ <http://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/plan/statements.html>

## 【分析結果とその根拠理由】

本学では、国立大学法人法を遵守し、財務諸表等を文部科学大臣へ提出、承認を受けている。また、承認後は官報に広告するとともに、書面を内部部局に備え、さらに、大学のホームページに掲載して一般の閲覧が出来るようにしている。これにより国立大学法人としての財務諸表等について適切な形で公表していると判断する。

## 観点10-3-2： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

## 【観点到に係る状況】

国立大学法人においては、国立大学法人法に基づき、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならないとされている。

監事による監査については、監査計画を定め監事監査規程及び監事監査実施細則に基づき監査を行っている(詳細は、基準11 観点11-1-4に記載)。また、会計監査人の監査は、文部科学大臣より選任された監査法人と監査契約を締結し、監査計画に基づき、期中及び期末監査を受けている。(別添資料10-3-2-1, -2参照)

内部会計監査については、会計規則及び内部会計監査実施規程(別添資料10-3-2-3参照)に基づき監査計画を策定、学長から命じられた職員が定期及び臨時に実地監査及び書面監査を実施し、改善指導・改善措置を講じている。(別添資料10-3-2-4, -5参照)

#### 【分析結果とその根拠理由】

財務に対する監査は、法令に基づき会計監査人による監査が実施され、本法人の監査規程に基づき監事監査及び内部会計監査が、それぞれ独自性を保ちながら監査計画のとおり実施されていることから、財務に対して会計監査等を適正に行っていると判断する。

#### 別添資料

- 10-3-2-1 「平成16～18事業年度 会計監査人の監査計画書」
- 10-3-2-2 「平成16～18事業年度 会計監査人の監査報告書」
- 10-3-2-3 「国立大学法人信州大学内部会計監査実施規程」
- 10-3-2-4 「平成16～18事業年度 内部会計監査計画書及び実施要領」
- 10-3-2-5 「平成16～18事業年度 内部会計監査(定期・臨時)報告書」

### (2) 優れた点及び改善を要する点

#### 【優れた点】

- ・学長直属の内部監査組織として内部監査室を設置しているが、内部監査室による監査とは別に、学長から命じられた職員により内部会計監査を実施している。これら二つの監査は会計監査人及び監事と緊密に連携をとることにより効率的な監査を実施し、その監査結果を大学運営に反映させている。

#### 【改善を要する点】

該当なし

### (3) 基準10の自己評価の概要

本学における資産は、国立大学法人以前の土地及び建物等については、全て国からそのまま現物出資を受けているため、大学が目的としている教育研究活動が支障なく遂行が可能な資産(固定資産・流動資産)を有しており、債務も償還計画の確実な遂行により過大とはならない。

収入について、学生納付金収入は、適正な入学者の確保に努めており、それに伴って安定した収入を確保している。また、附属病院収入は、年度ごとに増収が図られ、平成18年度収入額が、診療報酬改定の影響での収入減があるものの、救命救急センターの稼働、患者増等により1,938百万円の増加となった。さらに、外部資金については、経済情勢が厳しい中でも、平成18年度は2,830百万円の収入があり、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入を、断続的に確保している。

平成16年度から平成21年度までの6年間に係る予算、収支計画、資金計画については、学内の諸会議において審議後学長が決定し、文部科学大臣に申請し、認可を受けている。また、各年度にかかる予算、収支計画、資金計画についても、学内の諸会議において審議後学長が決定し、文部科学大臣に届出をしており、大学の目的を達成し教育研究活動を将来にわたって適切に遂行するための財務に関する計画を策定し、本学のホームページに掲載して学生、教職員はもとより、広く学外者にも公開していることから、財務計画の策定と関係者等への明示は適切に行われている。

平成16年度～平成18年度事業収支状況によると、① 経常利益を計上していること、② 当期総利益を計上していること、③ 短期借入をしていないことから、支出超過になっていない。

学内予算配分に当たっては、中期目標・中期計画を踏まえ、教育研究活動の活性化を図るため、より戦略的・インセンティブを付与した学長裁量経費、学部長裁量経費、施設等維持管理経費、特別事業費及び学生図書費を計上し、さらに、大学として達成すべき教育研究の向上、施設等維持管理、学生の教育環境を整備向上に加え、教育研究活動の更なる活性化を図るため電子ジャーナル経費を計上し、より戦略的配分方針を打ち出す等、適切な予算配分している。

本学では、国立大学法人法に基づき、財務諸表等を文部科学大臣へ提出、承認を受けている。また、承認後は官報に公告するとともに、書面を内部部局に備え、さらに、大学のホームページに掲載して一般の閲覧が出来るようにしている。国立大学法人としての財務諸表等について適切な形で公表している。

財務に対する監査は、法令に基づき会計監査人による監査が実施され、本法人の監査規程に基づき監事監査及び内部会計監査が、それぞれ独自性を保ちながら監査計画のとおり実施されていることから、財務に対して会計監査等を適正に行っている。

## 基準11 管理運営

### (1) 観点ごとの分析

観点11-1-1： 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

#### 【観点到る状況】

本学の管理運営のための組織及び事務組織は、「国立大学法人信州大学組織に関する規則（以下「規則」という。）」（別添資料11-1-1-1参照）に以下のとおり規定している。

役員として学長、理事6名及び監事2名（1名は非常勤監事）を置き、その他に副学長3名及び部局長を置き、それぞれの職務を行っている。（規則第4条～第9条）

理事は、学長を補佐して企画・財務・施設・部局等調整、研究・産学官連携・地域連携、広報・情報、国際交流・渉外、人事・事業、及び総務・戦略・政策の職務をそれぞれ担当（別添資料11-1-1-2参照）

副学長は、学長の職務を助け教学、点検・評価、全学教育機構長の職務をそれぞれ担当（別添資料11-1-1-3参照）

理事、副学長及び部局長の執行する具体的な業務は、「国立大学法人信州大学理事、副学長及び部局長の業務に関する規則」（別添資料11-1-1-4参照）において明確にしている。

役員会：経営及び教育研究に関する重要事項について審議・決定するため学長及び理事で構成（別添資料11-1-1-5参照）

経営協議会：経営に関する重要事項を審議（現在15名で構成。別添資料11-1-1-6参照）

教育研究評議会：教育研究に関する重要事項を審議（現在34名で構成。前掲、別添資料2-2-1-1参照）

拡大役員会：役員会が学部の意向を反映させるとともに、役員会と部局及び部局間の連絡調整を行う。学長、理事、副学長及び部局長で構成（別添資料11-1-1-7参照）

以上の組織を置いて管理運営のための機能を果たしている。（規則第11条、第13条～第15条）

業務執行組織（事務組織）は、規則第18条に、「法人本部に、本法人の管理・運営に関する業務を行い、及び信州大学の教育研究その他の活動を支援するため、部、スタッフ組織その他の執行組織を置く」、「部局に、その教育研究活動を支援し、部局の管理・運営に関する業務を行い、又は地域貢献、診療活動その他の業務を行うため、事務部その他の執行組織を置く」としている。

法人化前の事務局長をトップとした体制を排除し、学長、理事、副学長又は部局長の直属の組織として位置付け、資料11-Aのとおり理事等の指揮命令の下に、当該理事等の担当業務を直接支援する体制を構築している。

「国立大学法人信州大学業務執行組織規程」（別添資料11-1-1-8参照）により業務執行組織と業務分掌を明確にし、学長、理事、副学長及び部局長の下で管理運営等の業務を行っている。

また、従来の委員会組織を打破し、事案に対して、より効率的、機動的に対応するため、教員を含めたスタッフ組織として、産学連携推進本部や評価・分析室等が設置されている。

業務施行組織の規模については、機能強化する業務と改善合理化する業務について検討し、基本的には法人化前の人員を若干削減して配置するとともに、削減により拠出された人的資源を使って、大学の目的のうち、学長が定めた重点的施策を実行するため、学長室、広報・情報室、健康安全室、研究推進部、学務課、学生支援課、入試課等に対して新たな人員を重点的に配置することとして「国立大学法人信州大学 2007-2008（資料編）」（前掲 別添資料1-1-1-4参照）p. 8の機構図のとおり編成され、同資料p. 11のとおり必要な事務職員等を配

置している。

資料11-A 「理事等と業務執行組織の対応関係」

- (1) 学長の下に、次の業務執行組織が置かれている。  
学長室、内部監査室
- (2) 理事又は副学長の下に、次の業務執行組織が置かれている。
- 1) 理事（企画・財務・施設・部局等調整担当） 総務部、財務部及び環境施設部
  - 2) 理事（研究・産学官連携・地域連携担当） 研究推進部
  - 3) 理事（広報・情報担当） 広報・情報室
  - 4) 理事（国際交流・渉外担当） 国際交流課
  - 5) 理事（人事・事業担当） 総務部
  - 6) 理事（総務・戦略・政策担当） 総務部
  - 7) 副学長（教学担当） 学務課、学生支援課及び入試課
  - 8) 副学長（点検・評価担当） 総務部
  - 9) 副学長（全学教育機構担当） 学務課
- (3) 部局長の下に、事務部又は事務室が置かれている。  
(出典：「国立大学法人信州大学業務執行組織規程」(別添資料11-1-1-8))

【分析結果とその根拠理由】

本学の管理運営のための組織については、学長が定めた担当業務を理事及び副学長が責任をもって執行するという、学長補佐体制が整備されそれぞれの職務を行っている。また、国立大学法人法が定める役員会、経営協議会及び教育研究評議会や拡大役員会を置いて管理運営のための機能を果たしている。本学独自の拡大役員会を設置し、学部の意向を反映させるとともに、役員会と部局及び部局間の連絡調整を行うことにより、円滑な業務執行に寄与している。事務組織については、理事等が担当業務を執行するために、理事等からの指揮命令システムにより、理事等を直接支援する業務執行組織（事務組織）を構築し、管理運営等の業務を行っていることから、適切な規模と機能を持っていると判断する。

別添資料

- 11-1-1-1 「国立大学法人信州大学組織に関する規則」
- 11-1-1-2 「国立大学法人信州大学理事に関する規程」
- 11-1-1-3 「信州大学副学長に関する規程」
- 11-1-1-4 「国立大学法人信州大学理事、副学長及び部局長の業務に関する規則」
- 11-1-1-5 「国立大学法人信州大学役員会規程」
- 11-1-1-6 「国立大学法人信州大学経営協議会規程」
- 11-1-1-7 「国立大学法人信州大学拡大役員会規程」
- 11-1-1-8 「国立大学法人信州大学業務執行組織規程」

**観点 11-1-2：** 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点に係る状況】

本学の経営及び教育研究に関する重要事項については学長が決定する際に、学長、理事及び副学長で構成する役員会（別添資料11-1-1-5参照）に諮る。経営に関する重要事項を審議するため経営協議会（現在14人（う

ち外部委員は8人)で構成。別添資料11-1-1-6参照)を設置し、教育研究に関する重要事項を審議するため教育研究評議会(現在34名で構成。別添資料2-2-1-1参照)を設置している。また、学長のリーダーシップの下で効果的な意思決定を行うために、資料11-Bに示すように本学独自の組織を設置している。

#### 資料11-B「本学独自の組織」

- (1) 学長室(出典:規則第16条,「国立大学法人信州大学学長室規程」(別添資料11-1-2-1参照))  
学長の意思決定を補佐するため、理事、副学長及び学長の指名する職員によって構成
- (2) 戦略企画室(出典:「戦略企画室会議メモ」(170629)(別添資料11-1-2-2参照))  
企画、戦略、施策について学長に必要な提案をするため、理事3人と総務部長、財務部長によって構成
- (3) 学長補佐(出典:「信州大学学長補佐設置要項」(別添資料11-1-2-3参照))  
学長が指定する戦略的かつ重点的に推進する事項について、学長を補佐するため、学長補佐を4人任命
- (4) 拡大役員会(出典:前掲「国立大学法人信州大学拡大役員会規程」(別添資料11-1-1-7参照))  
各部署の意向を役員会に反映させるとともに、役員会と部局及び各部署間の連絡調整を行うため、役員及び部局長によって構成
- (5) 各種委員会(出典:「各種委員会一覧」(別添資料11-1-2-4参照))  
本法人の業務に係る専門的事項又は学長等から諮問された事項等について審議、調査等を行う機関として設置。委員長は、学長又は当該業務を担当する理事若しくは副学長が務める。

#### 【分析結果とその根拠理由】

経営協議会や教育研究評議会の意向を踏まえつつも、業務執行の最終的な権限と責任を有する学長が様々な状況下でリーダーシップを発揮しうる体制を確立するため、役員会を設置している。また、本学独自の組織として、学長室、戦略企画室、学長補佐、拡大役員会、各種委員会を設置し、学長の意思決定を補佐するとともに、大学の目的を達成するための諸課題その他経営戦略面について、学長に対して必要な提案を行う体制整備と機能の充実がなされている。本学独自の組織からの様々な提案等については、学長の判断により実施する場合は、役員会の議を経て、役員の共通認識のもとで担当業務の執行に責任を持って当たることとしている。以上のことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

#### 別添資料

- 11-1-2-1 「国立大学法人信州大学学長室規程」
- 11-1-2-2 「戦略企画室会議メモ」(170629)
- 11-1-2-3 「信州大学学長補佐設置要項」
- 11-1-2-4 「各種委員会一覧」

**観点11-1-3: 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。**

#### 【観点に係る状況】

学生のニーズを把握する方策として、学内に「意見箱」を設置して、広く意見・要望等を把握しているほか、基準9 観点9-1-2において記載した学長が直接学生の声を聞く「学長オフィスアワー」を毎月設け、全学エコキャンパスの実現を目的として環境マインドプロジェクトに学生の参画組織の実現や学生寮・生協前広場の改修、教育学部食堂の改修等本学の管理運営へも反映している。

(「学長オフィスアワー」HPアドレス: <http://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/president.html#02>)

教職員のニーズについては、大学内の主要な場所に「信大意見・提案箱」を設置している。本学の運営等について意見、要望、提案等を書面にて提出を受けるとともに、学内向けHPに資料11-Cのとおり表示し、メールによっても受けている。その意見・要望等をもとに、学生・教職員参加の「松本キャンパス一斉環境美化デー」の実施（18年度は3回実施）や事務処理改善等に活用している。（別添資料11-1-3-1参照）各学部の教職員に対しては、学長懇談会を実施し、重要な課題について意見を聴取し、管理運営に反映させている。（学長懇談会についてのHP：<http://www.shinshu-u.ac.jp/news/htm/00352.htm>）

## 資料 11-C

**事務からの学内向け情報**  
Last modified on April 9th, 2007

**平成19年学長選考に係る情報提供**

「信大意見・提案箱」の設置



目安箱

平成16年12月15日開催の役員会において「信大意見・提案箱」の設置が承認されました。（→[詳細](#)）

既に大学内の主要な場所に「信大意見・提案箱」を設置しており、書面により意見・提案等の提出を受け付けております。

また、本学ホームページの「学内向け情報(学内限定)」ページに「信大意見・提案箱」を開設しました。メールにより意見・提案等を提出することもできます。（→[メール](#)）

→[回答までの流れ](#)

総務部総務課総務係

学外関係者のニーズについては、経営協議会において外部委員から管理運営等に関する意見等を得ており、県内高等学校教育関係者との連絡協議会や地域住民代表との懇談会の開催等様々な機会を設け意見や要望等の把握に努めている。

## 【分析結果とその根拠理由】

大学構成員や学外関係者のニーズや提言を汲み取るシステムが整備されており、必要かつ可能なものについて管理運営に反映していると判断する。

## 別添資料

11-1-3-1 「信大意見・提案箱の設置等 HP 画面」

観点 11-1-4： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

## 【観点到に係る状況】

本学には、国立大学法人法第10条に基づき、監事2人が置かれ、本法人の業務を監査している。

監事監査の目的、対象、監事の基本的姿勢、監査事項、方法等を明らかにするため、「国立大学法人信州大学監事監査規程（別添資料11-1-4-1参照）及び国立大学法人信州大学監事監査実施細則（別添資料11-1-4-2参照）を定め、当該年度の監事監査計画（別添資料11-1-4-4、-5参照）により実施している。

また、監事監査を適正かつ効率的に運営するため必要な事項を協議するとともに、監事相互の連絡調整を行うことを目的に監事会を設置している（「国立大学法人信州大学監事会細則」（別添資料11-1-4-2）参照）。

監事監査の支援は内部監査室が行うこととし、効率的な監事監査の支援体制を整備している。

監事監査は、定期監査と臨時監査とに分けられ、その実施状況は、資料11-Dのとおりである。

#### 資料11-D「監事監査の実施状況」

##### (1) 定期監査

###### 1) 監査事項及び方法

- ① 学長の責任ある運営体制の下で、役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、適切に運営されているか。  
役員会、拡大役員会、教育研究評議会、経営協議会、学内共同教育研究施設等管理委員会、人事調整委員会、入学試験委員会、全学教育連携会議、役員懇談会等学長が主宰する重要会議に出席して、法人の業務運営状況の把握に努め、重要案件の審議の経過を聴取するとともに、必要に応じて意見を述べている。
- ② 大学の理念、中期目標・中期計画に基づいて、平成18年度国立大学法人信州大学年度計画が、効果的に実施されているか。  
中期目標・中期計画の平成18年度の実施状況について、出席している上記会議等での審議の過程を通して把握した。また、「平成18事業年度に係る業務の実績に関する報告書」を検証している。
- ③ 本法人の業務及び財務会計処理が関係法令、内部諸規程を遵守して、合理的かつ効率的に執行されているか。  
監事に回付される重要な文書、決裁書類を閲覧している。
- ④ 会計監査及び内部監査担当部署の監査が適切に機能し、財務会計処理等が適正に処理されているか。  
内部監査、内部会計監査及び物品検査の結果とそれに基づく指摘事項の報告を受け、監査に随時立会い、会計監査等の状況を把握している。  
会計監査人から監査の計画及び結果の説明を受け、その監査に随時立会い、かつ、財務諸表、決算報告書、事業報告書等について検証している。

###### 2) 監査結果の運営への活用状況

###### ① 平成17年度監事監査結果報告書

主な指摘事項：

- イ) 役員会の審議事項の精選化、議案の処理方法の工夫
- ロ) 経営協議会の運営方法の工夫
- ハ) 未収金の適切で効率的な処理

活用された指摘事項：

- イ) 役員会の審議事項の精選化（教育研究評議会での審議承認された規程等については、役員会での審議省略）
- ロ) 経営協議会の運営方法の工夫（会議資料の事前送付による審議時間の短縮化と将来戦略的な審議事項に係る重点的時間配分）

###### ② 平成18年度監事監査報告書

主な指摘事項：

- イ) 病院の診療費や授業料の回収不能債権処理の改善の促進
- ロ) 公式の決算報告とは別に、財務状況を国民にわかりやすく、的確に理解願える公表方法の検討とその実施
- ハ) 信州大学教職員行動規範の実質化に向けた不断の取組の強化

##### (2) 臨時監査

###### 1) 監査項目：学生等の確保対策及び教育活動への取組状況

###### 2) 監査方法：アンケート及びインタビュー

###### 3) 監査実施期間：アンケートによる調査：平成18年10月4日～平成18年10月20日 インタビューによる聴取り調査：平成18年11月16日～平成19年1月10日

###### 4) 監査結果の運営への活用状況

###### ① 平成16年度監事監査結果報告書（法科大学院設置申請に係る問題）

指摘事項：

- イ) コンプライアンスに対する意識改革の方策
- ロ) 外部の評価や審査を受ける際の内部チェック機能の確立
- ハ) 学内刊行物の編集・発行責任体制の学内基準の制定やチェック機能の整備

活用された指摘事項：

- イ) 設置認可申請審査委員会の設置（平成17年6月）（別添資料11-1-4-9参照）

- ② 刊行物の編集・発行基準の制定（平成17年11月）（別添資料11-1-4-10参照）
- ② 平成17年度監事監査結果報告書（リスク管理に関する全学的な体制の整備状況等）
- 指摘事項：
- イ) 大学全体のリスクマネジメント統括体制の整備
  - ロ) 適切な人材の確保・配置，研修の充実
  - ハ) 信州大学教職員行動規範の周知・徹底の方策
  - ニ) 同窓会との連携強化
- 活用された指摘事項：
- イ) 信大災害・緊急ダイヤルの設置（平成18年10月）（別添資料11-1-4-11参照）
  - ロ) 緊急事態発生時における対応要領の制定（平成19年3月）（別添資料11-1-4-12参照）
  - ハ) 選考採用の実施
  - ニ) 研修の充実

（出典：「各年度監査報告書」（別添資料11-1-4-6～8））

### 【分析結果とその根拠理由】

監事監査の目的，対象，方法，内容や監事の基本的姿勢，手順が規程により明確に定められており，事業年度ごとに監査計画が策定され，それに基づき，監査が行われている。また，監査結果報告書により指摘された監事の意見が，法人の運営に活用されている。

監事会を設置し，月に2回の頻度で開催し，監事相互の意見や情報の交換を頻繁に行い，内部監査室において，監事監査業務に必要な支援が行われていることから，監事は適切な役割を果たしていると判断する。。

### 別添資料

- 11-1-4-1 「国立大学法人信州大学監事監査規程」
- 11-1-4-2 「国立大学法人信州大学監事監査実施細則」
- 11-1-4-3 「国立大学法人信州大学監事会細則」
- 11-1-4-4 「平成17年度監事監査計画」
- 11-1-4-5 「平成18年度監事監査計画」
- 11-1-4-6 「平成16年度監事監査結果報告書」
- 11-1-4-7 「平成17年度監事監査結果報告書」
- 11-1-4-8 「平成18年度監事監査結果報告書」
- 11-1-4-9 「信州大学設置認可申請審査委員会規程」
- 11-1-4-10 「信州大学刊行物の編集・発行基準」
- 11-1-4-11 「信大災害・緊急ダイヤルの設置」
- 11-1-4-12 「緊急事態発生時における対応要領」

**観点11-1-5：** 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう，研修等，管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

### 【観点到係る状況】

職員の研修についてその目的や実施計画の策定等を「国立大学法人信州大学職員の研修に関する規程」（別添資料11-1-5-1参照）に定め，それにより研修の実施や研修への参加を積極的に行っている。

本学で平成18年度に実施した研修は資料11-Eのとおりであり，外部で実施した研修への参加状況は資料11

－Fのとおりである。

資料11－E「平成18年度実施研修一覧（信大主催）」

研修の名称	研修対象者	参加者	実施期日
新任教員研修	新規採用教員	34人	18.4.18～18.4.19
新任職員研修	新規採用一般職員	21人	18.4.18～18.4.21
学内事務情報化研修入門コース	新規採用職員等	19人	18.5.18, 19
学内事務情報化研修ネットワーク基礎コース	事務職員	21人	19.2.27及び19.3.5
衛生管理者免許試験受験準備講習会	常勤教職員	18人	18.6.5～7, 18.6.14～16
信州大学職員に対する評価・OJT実務研修	課長補佐職員等	22人	19.3.2
教育研究系技術職員研修	教育研究系技術職員	35人	18.9.25～18.9.26
衛生管理者・安全管理者研修会	衛生管理者等	32人	18.9.19
信州大学法人会計研修（エキスパートコース）	財務会計系職員	16人	18.11.17～1.26の内8日
信州大学財務会計実務研修	財務会計系職員	15人	18.11.28～18.11.30
信州大学管理職（部課長）研修	部課長	30人	19.2.20

資料11－F「平成18年度実施研修一覧（他機関主催）」

研修の名称	実施機関名	研修対象者	参加者	実施期日
国立大学法人総合損害保険研修会	社団法人国立大学協会	保険担当職員	3人	18.5.31
国立大学法人等部長級研修	社団法人国立大学協会	部長級職員	2人	18.7.20～21
国立大学法人等課長級研修	社団法人国立大学協会	課長級職員	3人	18.8.8～9
関東地区窓口クレーム対応研修	人事院関東事務局	係長級職員等	1人	18.7.27～28
国際企画担当職員研修	文部科学省ほか	国際関係担当教職員	1人	18.11.27～29
大学マネジメントセミナー 【財務・経営戦略編】	独立行政法人 国立大学 財務・経営センターほか	担当理事, 事務局長, 担当部長	3人	18.10.4
同上【財務・会計編】			1人	18.10.5
大学マネジメントセミナー 【企画・戦略編】	社団法人国立大学協会	役員等	2人	18.10.2～3
関東・甲信越地区国立大学法人等係長研修	関東・甲信越地区国立大学 法人等	係長級職員	4人	18.11.20～22
大学マネジメントセミナー 【研究編】	社団法人国立大学協会	役員（学長含む）, 副学長, 部局長等	3人	18.11.21
同上【教育編】			2人	18.11.22
関東地区課長補佐研修会	人事院関東事務局	課長補佐級職員	1人	18.12.12～15
関東・甲信越地区大学職員啓発セミナー	社団法人国立大学協会関東・甲信越地区支部等	課長補佐級以下の職員	1人	18.12.20～21
国立大学法人総合損害保険研修会	社団法人国立大学協会	保険担当職員	3人	18.12.11
関東地区係長研修	人事院関東事務局	係長級職員	1人	19.1.16～19
関東・甲信越地区及び東京地区実践セミナー（情報の部）	社団法人国立大学協会関東・甲信越地区支部等	国立大学法人等実務担当職員	1人	19.2.14
関東地区メンター養成研修	人事院関東事務局	係長級以上職員	1人	19.2.9
関東地区JKET指導者養成コース	人事院関東事務局	係長級以上職員	1人	19.3.7～9

## 【分析結果とその根拠理由】

研修に関する規程を定め、それにより事務職員に対する実務研修の開催、役員や管理職員等を対象とした国立大学協会主催の大学マネジメントセミナーや事務職員を対象とした階層別研修、実務研修への参加を通して管理

運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

別添資料 11-1-5-1 「国立大学法人信州大学職員の研修に関する規程」

**観点 11-2-1：** 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

**【観点に係る状況】**

本学の管理運営に関する長期目標の基本方針として「学長を中心とした機動的な運営体制の確立と学外者の参画による幅広い視野からの大学運営を推進する。」ことを掲げ「運営体制の改善に関する目標」としている。(前掲 別添資料 1-1-1-5 参照) その方針を踏まえ、本学の組織、運営等に必要な関係規則等を整備するとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限を文書として明確に示し(前掲 別添資料 11-1-1-1～4, 11-2-1-1～2 参照)、HP の規程集に掲載している。

(URL: [http://oasis.shinshu-u.ac.jp/shinshu\\_kitei.nsf/504ca249c786e20f85256284006da7ab?0openView](http://oasis.shinshu-u.ac.jp/shinshu_kitei.nsf/504ca249c786e20f85256284006da7ab?0openView))

**【分析結果とその根拠理由】**

管理運営に関する方針は、中期目標として明確に定め、それを踏まえ学内規則等を整備し、管理運営に関わる役員等の選考、採用、各構成員の責務と権限を規程として制定し明確に示している。

別添資料

11-2-1-1 「国立大学法人信州大学学長選考規程」

11-2-1-2 「信州大学学部長候補者選考通則」

**観点 11-2-2：** 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

**【観点に係る状況】**

本学の理念・目標、中期目標・中期計画等については、HP 上に掲載され自由にアクセスできるシステムを構築している。(資料 11-G 参照, URL: <http://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/index.html>)

本学の活動状況については、「ニュース&トピックス」、「イベント情報」、「入試情報」、「研究者総覧」、教育研究活動等の情報をデータとして蓄積するとともに、HP のトップページからそれぞれの情報にアクセスできるようになっている。(資料 11-H 参照, URL: <http://www.shinshu-u.ac.jp/>) その他、教職員に対してお知らせ、各種情報データ、学内会議等の情報を学内情報配信システムを構築し、HP の学内限定ページに掲載している。(資料 11-I 参照)

また、国立大学法人評価への対応のため、平成 16 年度に各年度計画の進捗状況の把握・学内への公開及び実績報告書作成ができるように「年度計画進捗状況管理システム」を構築し、運用・学内への公開を行っている。

(資料 11-J 参照)

さらに、平成 16 年 4 月から夏季休暇及び年末年始休暇を除き、毎週、前の週の学内の話題、行事予定等を全教職員に電子メールで「週刊信大」の名称で提供しており、学内の現状や新たな取組等の情報が把握できるようになったと好評を博している。(資料 11-K 「週刊信大」目次部分の抜粋参照)

資料 11-G 「理念・目標、中期目標・中期計画等 HP 掲載画面」



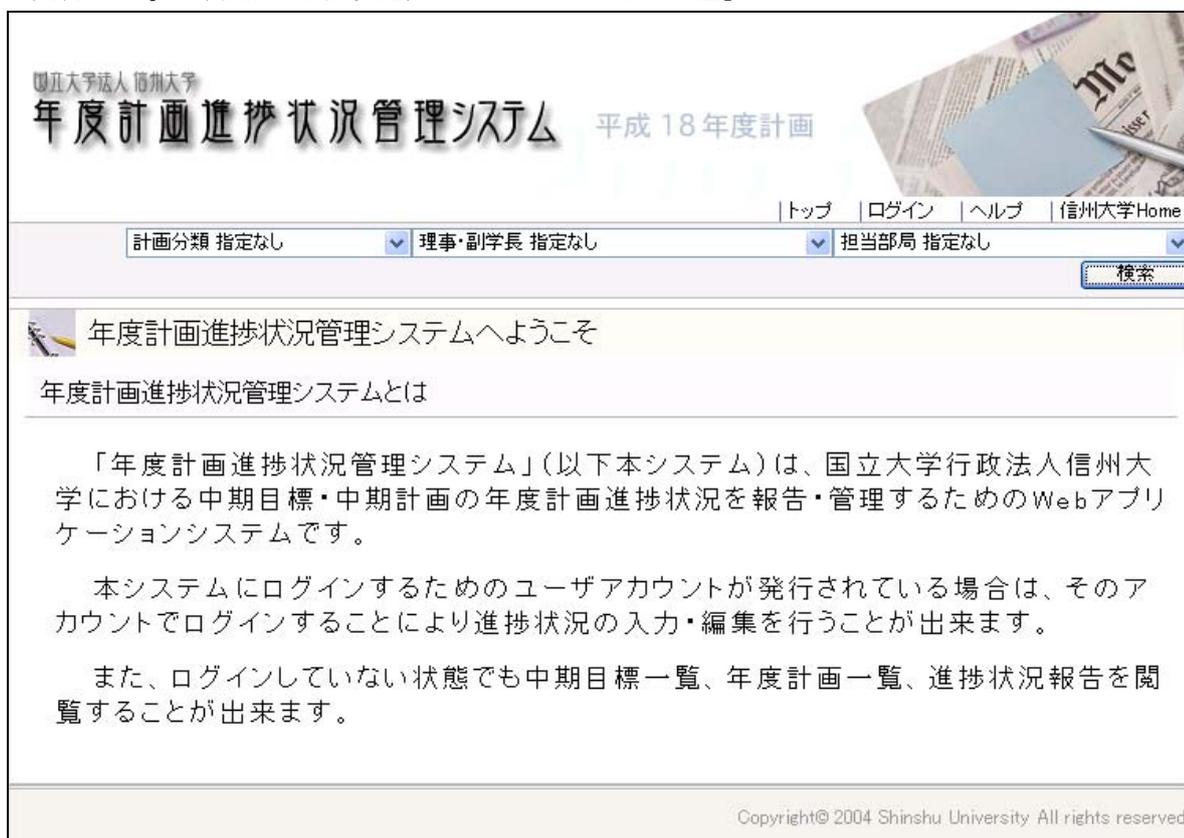
資料 11-H 「HP トップページ」



資料 11-I 「学内情報配信システム画面」



資料 11-J 「年度計画進捗状況管理システム HP トップ画面」





究活動面における社会との連携および協力」及び「国際的な連携及び交流活動」の試行的評価の際の自己点検・評価及び国立大学法人評価の一環である各年度計画に対する業務の実績評価を根拠となる資料やデータ等に基づいて実施しており、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価を行っている」と判断する。

資料 11-L 「年度計画進捗状況管理システム文書保管庫 HP 画面抜粋」

文書名	種類	内容	登録日	登録者
<a href="#">検証一覧</a>	エクセル文書	現時点におけるすべての年度計画一覧及びその検証一覧を自動生成します。	2007/06/07 09:56:29	システム自動
<a href="#">img職員連絡会要項</a>	PDF文書	職員連絡会要項	2007/04/16 16:15:00	■■■■■
<a href="#">シニア雇用実施要項</a>	ワード文書	シニア雇用実施要項	2007/04/16 16:14:37	■■■■■
<a href="#">1-1-01-E-6.02-B-2集計</a>	PDF文書	経済学部2004卒業生へのアンケート集計結果	2007/04/13 20:28:34	■■■■■
<a href="#">学長裁量経費要求一覧</a>	PDF文書	農学部における平成19年度学長裁量経費要求一覧	2007/04/05 16:58:37	■■■■■
<a href="#">学長裁量経費ヒアリング</a>	PDF文書	平成19年度学長裁量経費ヒアリング日程	2007/04/05 16:57:13	■■■■■
<a href="#">大学院農学研究科の成績評価</a>	PDF文書	大学院の成績評価	2007/04/05 16:41:51	■■■■■
<a href="#">質保証プロジェクト推進本部規程</a>	ワード文書	-	2007/05/16 17:44:36	■■■■■
		年度計画 I-1-(01)-A-4-5		
<a href="#">1)-1-(01)-A-5</a>	ワード文書	調査結果と分析	2007/04/04 09:47:29	■■■■■
		年度計画 I-1-(01)-A-5		
<a href="#">【根拠】1)-1-(01)-B-1.3 学生便覧(開講科目一覧)</a>	PDF文書	経済学部学生便覧	2007/04/13 20:20:19	■■■■■
		年度計画 I-1-(01)-B-1-1		
<a href="#">1-1-01-b-3-3 シラバス抜粋</a>	PDF文書	人文学部地域調査の実施	2007/04/19 14:02:41	■■■■■
		年度計画 I-1-(01)-B-3-1		

観点 11-3-2： 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点到係る状況】

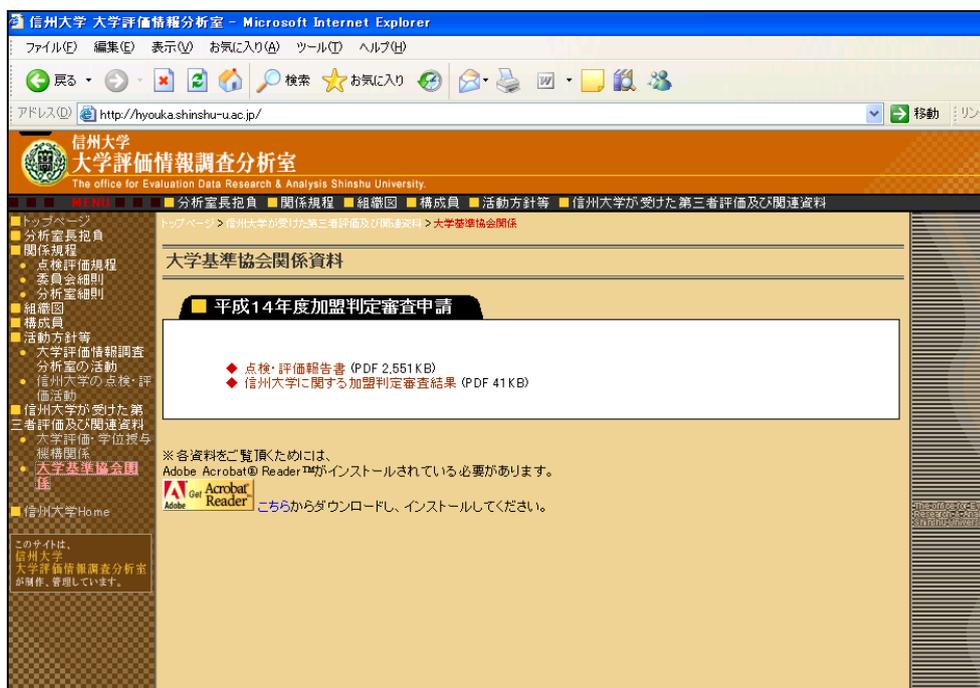
自己点検・評価の結果の公開の状況は、前掲の「信州大学点検・評価報告書」を学内に配付し、CDにして資料 11-Mのとおり関係機関等へ送付するとともに、当時の大学評価情報調査分析室（現評価・分析室）のHPに大学評価・学位授与機構による全学テーマ別評価の自己評価書とともに資料 11-N及び11-Oのとおり掲載し、公開している。（HP アドレス:http://hyouka.shinshu-u.ac.jp/）また、年度計画に係る業務の実績報告書は、学内への配付と本学のHPに資料 11-Pのとおり掲載し、公開している。

（HP アドレス:http://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/plan/rating.html）

資料 11-M 「信州大学点検・評価報告書CD送付先」

送付先	送付数	送付先	送付数
文部科学省・文化庁	25	県内大学・短期大学	14
国立大学	86	県内高等学校	108
大学共同利用機関	17	県内公立図書館	56
県内文部科学省関係機関	3	県内報道関係	27
国立国会図書館外	6	関係団体・企業関係等	12
県内地方公共団体	19	計	394
県内関係教育委員会	21		

資料 11-N 「信州大学点検・評価報告書HP掲載画面」



資料 11-O 「全学テーマ別評価の自己評価書HP掲載画面」



## 資料 11-P 「年度計画に係る業務の実績報告書 HP 掲載画面」



## 【分析結果とその根拠理由】

本学で実施した自己点検・評価の結果が大学内への配付及びHPへの掲載により社会等に対して広く公開していると判断する。

観点 11-3-3： 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

## 【観点に係る状況】

上記観点 11-3-1 に記載した本学が実施した自己点検・評価の結果については、それぞれ大学基準協会、大学評価・学位授与機構及び国立大学評価委員会において第三者による検証を実施するために自己点検・評価を行ったものである。また、その検証等の結果も上記観点 11-3-2 に記載したとおり自己評価書等とともにHPで広く公開している。

## 【分析結果とその根拠理由】

本学が実施した自己点検・評価の結果については、それぞれ大学基準協会、大学評価・学位授与機構及び国立大学評価委員会において第三者による検証を実施し、その結果を広く公開していると判断する。

観点 11-3-4： 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

## 【観点に係る状況】

評価結果は、役員会、教育研究評議会及び経営協議会に報告するとともに各部局へ通知し、そこで把握された問題点等があれば、改善に結び付ける方策等について検討し、改善のための取組を実施することとなる。また、

年度評価の結果について、指摘された事項又は前年度に達成できなかった計画への対応状況を本学の中期目標・中期計画達成に向けて、平成16年度から平成18年度の年度計画の達成状況を踏まえて把握し、国立大学法人評価委員会等が行う中期目標・中期計画に対する暫定評価、本評価を意識して、平成19年度以降の計画の見直しを図ることを目的としてヒアリングを行い、その取組状況を確認した。(別添資料11-3-4-1参照)

なお、改善に結び付けた事例としては、基準8 観点8-1-1に記載した大学基準協会から勧告を受けた図書館(松本合同・教育学部・工学部・繊維学部)の閲覧室座席数について平成17年度までに基準値を満たす座席数の確保がなされ(前掲 別添資料7-2-1-2参照)、大学評価・学位授与機構による全学テーマ別評価の結果から、教養教育の実施体制及び国際交流の全学的実施組織の一層の充実が必要と判断し、基準2 観点2-1-2に記載のとおり共通教育の研究開発・企画実施組織としての「全学教育機構」の設置、留学生関係だけでなく研究者交流や国際貢献・協力連携等の推進を図る全学組織として「留学生センター」から「国際交流センター」への改組を実施した。また、平成16年度計画評価の結果から、法科大学院の虚偽申請問題における設置認可申請体制の不備が指摘されたため、設置認可申請に先立ち事前に全学的立場から審査する「信州大学設置認可申請審査委員会」(別添資料11-1-4-9参照)を設置した。

#### 【分析結果とその根拠理由】

評価結果は、役員会、教育研究評議会及び経営協議会への報告や各部局への通知によりフィードバックされ、改善に結び付ける方策等について検討している。改善に結び付けた事例等もあり適切に実施していると判断する。

#### 別添資料

11-3-4-1 「中期計画達成状況に関するヒアリング通知及び結果概要(抜粋)」

### (2) 優れた点及び改善を要する点

#### 【優れた点】

- ・業務執行の最終的な権限と責任を有する学長が様々な状況下でリーダーシップを発揮しうる体制を確立する、独自の組織として、学長室、戦略企画室、学長補佐、拡大役員会等を設置し、学長の意思決定を補佐している。

#### 【改善を要する点】

該当なし

### (3) 基準11の自己評価の概要

本学の管理運営のための組織については、学長が定めた担当業務を理事及び副学長が責任をもって執行するという、学長補佐体制が整備されそれぞれの職務を行っている。また、国立大学法人法が定める役員会、経営協議会及び教育研究評議会や拡大役員会を置いて管理運営のための機能を果たしている。本学独自の拡大役員会を設置し、学部の意向を反映させるとともに、役員会と部局及び部局間の連絡調整を行うことにより、円滑な業務執行に寄与している。事務組織については、理事等が担当業務を執行するために、理事等からの指揮命令システムにより、理事等を直接支援する業務執行組織(事務組織)を構築し、管理運営等の業務を行っている。

経営協議会や教育研究評議会の意向を踏まえつつも、業務執行の最終的な権限と責任を有する学長が様々な状

況下でリーダーシップを発揮しうる体制を確立するため、役員会を設置している。また、本学独自の組織として、学長室、戦略企画室、学長補佐、拡大役員会、各種委員会を設置し、学長の意思決定を補佐するとともに、大学の目的を達成するための諸課題その他経営戦略面について、学長に対して必要な提案を行う体制整備と機能の充実がなされている。本学独自の組織からの様々な提案等については、学長の判断により実施する場合は、役員会の議を経て、役員が共通認識の下で担当業務の執行に責任を持って当たることとしている。

大学構成員や学外関係者のニーズや提言を汲み取るシステムが整備されており、必要かつ可能なものについて管理運営に反映している。

監事監査の目的、対象、方法、内容や監事の基本的姿勢、手順が規程により明確に定められており、事業年度ごとに監査計画が策定され、それに基づき、監査が行われている。また、監査結果報告書により指摘された監事の意見が、法人の運営に活用されている。

監事会を設置し、月に2回の頻度で開催し、監事相互の意見や情報の交換を頻繁に行い、内部監査室において、監事監査業務に必要な支援が行われていることから、監事は適切な役割を果たしている。

管理運営に関する方針は、中期目標として明確に定め、それを踏まえ学内規則等を整備し、管理運営に関わる役員等の選考、採用、各構成員の責務と権限を規程として制定し明確に示している。

本学の理念・目標、中期目標・中期計画、活動状況等について、HP上に掲載され自由にアクセスできるシステムを構築し運用しており、また、毎週、前の週の学内の話題、行事予定等を全教職員に電子メールで「週刊信大」を配信する等様々な方法により情報の蓄積及び公開を行っている。

本学の活動の総合的な状況については、平成14年度に大学基準協会の加盟判定審査を受けるための自己点検・評価、大学評価・学位授与機構による全学テーマ別評価「教育サービス面における社会貢献」、「教養教育」、「研究活動面における社会との連携および協力」及び「国際的な連携及び交流活動」の試行的評価の際の自己点検・評価及び国立大学法人評価の一環である各年度計画に対する業務の実績評価を根拠となる資料やデータ等に基づいて実施している。また、それらの結果をそれぞれ大学基準協会、大学評価・学位授与機構及び国立大学評価委員会において第三者による検証を実施し、自己点検・評価の結果とともに大学内への配付及びHPへの掲載により社会等に対して広く公開している。

評価結果は、役員会、教育研究評議会及び経営協議会への報告や各部局への通知によりフィードバックされ、改善に結び付ける方策等について検討し、改善に結び付けた事例等もあり適切に実施している。